

ISSN 2759-5528



*Shirayuri Research
Institute for
Psychology and
Social Work*

子どもの福祉と心理

第1巻

JOURNAL OF CHILD
WELFARE AND
PSYCHOLOGY
Vol.1

Shirayuri Research Institute for
Psychology and Social Work

白百合心理・社会福祉研究所

目次

◆はじめに 青木紀久代	1
◆巻頭言	
『こどもの福祉と心理』 発刊を祝して 繁多 進	2
◆特集	
どこから入ってもつながる母子の福祉 山崎美貴子・松原康雄・青木紀久代	10
◆研究論文	
英国バーナードス (Barnardo's) からみたスペクトラムな里親養育:「家庭養育」再考のヒント 安藤 藍	28
社会的養護下にある子どものアタッチメントとその評価方法 近藤清美	39
乳児院の子どもの育ち:アタッチメント形成期の育ちと入院の影響 麻田 萌	48
提供精子で生まれた人の「出自を知る権利」 仙波由加里	60
◆実践現場の声	
血のつながりと家族/Blood Ties and Family 渡辺みはる	69
◆資料	
白百合心理・社会福祉研究所の沿革 青木紀久代	77
「母子研究」総目次	80

はじめに

1976年、社会福祉法人真生会創立者宮崎晋は、当時の母子福祉の充実を目指して、学術的な側面からもこの問題に光を当てようと、「白百合社会福祉研究所」を設立し、1978年より『母子研究』を編纂するに至りました。

「白百合社会福祉研究所」は、その後2019年に「白百合心理・社会福祉研究所」に改称され、ますます多様化する子どもの福祉のニーズに応じるための活動を展開しています。これまでの活動の内容については、本誌の資料欄にまとめましたので、ご関心のある方は、どうぞご参照ください。

そしてこの度、白百合心理・社会福祉研究所では、1978年から2002年まで毎年発刊されてきた『母子研究』から20年を経て、新たな時代の児童福祉の増進を願い、本誌『子どもの福祉と心理』をより発刊する運びとなりました。

『母子研究』の編纂時代からのご縁で、繁多進運営委員に早々に祝辞をいただいていたにもかかわらず、新型コロナウイルスによるパンデミックとなり、母体となる真生会の運営にも相当な困難が生じました。この間、編集作業が途切れがちとなり、多くの方々にご心配をおかけすることとなりました。

このような中で、運営委員の方々をはじめ、様々な形で本誌のスタートにご助言、ご助力をいただきながら、ささやかな一歩を踏み出すことができましたことに、感謝申し上げます。

今後も、現場の様々な意見も反映させながら、幅広い論考・研究、そして研究所の活動を定期的に掲載していく所存です。

引き続き皆様のご理解、ご助力を賜りますよう、お願い申し上げます。

令和6年3月

白百合心理・社会福祉研究所 所長
青木紀久代

【巻頭言】

「子どもの福祉と心理」発刊を祝して

繁多 進*

真生会の当時の理事長の宮寄晋先生と東京大学の東洋先生がご懇意で、その東先生に声をかけられて社会福祉法人「真生会」の心理・社会福祉研究所の仕事に関わり始めたのは私が横浜国立大学に在職中のことですが、おそらく直接、東先生から声をかけられたのではなく、横浜国大の依田明先生を通してだと思います。横浜国大関係者が何人も参加していましたので、そうだと思います。

記憶が定かではなく恐縮ですが、研究所の最初の仕事は母子寮（母子生活支援施設 平成10年改訂）で暮らしている母子の研究から始まったように思います。研究所の活動はその前からあったのかもしれませんが、私が参加したのはその時からです。いくつもの母子寮が対象になっていて、母親には面接調査をし、子どもには検査（発達検査であったか、別の検査であったかは覚えていません）をするということで、神奈川県内のある母子寮を担当していた私は、子ども担当要員として男性の大学院生を連れて行ったのですが、母子寮に住んでいる幼児たち

が男性の院生を非常に怖がり、それも1人や2人ではなく、その日、予定していたケースすべてが検査不能であったことは強く印象に残っています。それで次週には女性の院生を連れていったら、きちんと検査ができましたので、「母子寮に住んでいる幼児たちは男の人が怖いのだ」と思ったことを今でもはっきり覚えています。もちろん、今日ではそのようなことはないのだと思います。

いくつもの母子寮で調査しましたので、全体の調査結果は東先生、宮寄先生のところを集められ、まとめられたのだと思いますが、調査に参加した私たちも全員、その調査で感じたことなどを報告書として提出することを求められました。私がどのような報告書を出したのかはまったく覚えていませんが、宮寄先生から「母子寮のお母さんたちは子どもと離れないことを選択した母親たち」と私が書いてあったことに感銘し、自分も同意するとおっしゃってくださったこともなぜかはっきり覚えています。

私は東京都立の幼児ばかりの収容施設の心理判定員として5年間勤めていた経験がありまして、施設に子どもを入れている母親たちにもそ

* 白百合女子大学名誉教授

れぞれに理由があってそうしているのですが、母子寮の母親たちは、ともかく、「子どもと離れない」ということを絶対条件にして生活している人たちだ、と感じたのは私の施設での経験がもたらしたものだと思います。宮嶋先生も乳児院と母子寮の両方を運営していましたので、同じように感じていらしたのだと思います。

私は、アタッチメントを生涯の研究対象とすることになりましたが、大学院を出て最初に勤めたその幼児施設での経験がその道の手助けしてくれました。2歳から6歳までの幼児だけの定員百名の都立の施設で、主に東京都の二つの乳児院から2歳児（当時は乳児院は2歳まで）が20数名、措置変更という形で入ってきて、6歳になると20数名がいくつもの学童施設へ措置変更という形で出ていく、という形が毎年繰り返されていました。大舎制で、40名、40名、20名の三つのブロックに分かれて子どもたちは生活していました。

立派なプレイルームがあり、私は3代目の心理判定員でしたが、初代、2代目の先輩たちが非常に立派な方たちで、心理の仕事はとてもしやすい状態にはなっていました、なにせ私が力不足でした。子どもたちの騒音に悩まされ、大学から騒音計を借りてきて測ったら、子どもたちが起きている日中の居室の騒音は90数ホーン（現在はホーンは使っていないと思いますが）であったことを覚えています。ともかく、すさまじい騒音でした。そのような状況で何かから手をつけたらよいかわからない状態でした。夜、子どもたちが寝ている状態も見たいと言われ、見に行くと、あちこちでうつ伏せになって頭をポン、ポンと布団に打ち付ける行動をしている子ども、仰向けになって頭を左右に激しく振っている子どもたちがいました。驚いて見ている私に保育さんが「頭を打ち付けているのは、ヘッドバンギング、頭を振ってい

るのはヘッドローリングとって、アメリカなどでは一般家庭児にも若干見られることがあるらしいですが、日本では施設児にしか見られない異常習癖です」と教えてくれました。これらの習癖をもっている子どもは就寝時には毎日10分ほどこのような行動をしてから眠りにつくというのです。

100名定員でしたが、実際には92、3名が入ってまして、そのうち、ヘッドバンギングの子どもが7名、ヘッドローリングの子どもが6名いました。全部で13名です。そして、このような習癖を治すのも心理判定員の役割だと言われたのです。もちろん、見たことはもとより、聞いたこともない私に治せるはずがありません。それでも、ヘッドローリングをする子どもにメトロノームをもってって、頭を押さえながら「はい、目だけでこれを追ってごらん」などとやってみましたが、何の効果もなかったことは言うまでもありません。これらのほかに、習癖のオンパレードで、夜尿、指吸、爪かみ、性器いじり、異食、夜驚、ボディロック（日中、腰掛に座っていて身体を前後に振る）など、これらの習癖の一つももたない子どもはいないと思われるほどの状況でした。それで、1メートル平方ほどの大きな用紙をつくり、横軸に子どもの名前を書き、縦軸に習癖や問題行動を並べて、毎月チェックするというのもしていました。1カ月に1枚、1年に12枚その大きな紙が必要だったのです。

それよりも何よりも驚いたことは、子どもたちの知能指数の低さでした。田中ビネーは院生のときから幼児には何回も実施した経験がありましたので、全員に実施しました。当時は愛研式の発達検査も先輩たちが使っていたので、それも実施法を勉強して全員に実施してみましたが、この結果も田中ビネー同様低いものでした。田中ビネーの平均IQが65、愛研式のDQ

もほぼ同様でした。当時はまだ精神薄弱という概念があって、IQ65というのは軽度精神薄弱に該当するものでした。驚いて過去の先輩たちが実施したデータも調べてみましたが、同じようというか、むしろそれより低い数値が並んでいました。

乳児院から措置変更で変更先を決めるのは児童相談所なので、児童相談所に問い合わせてみましたが、知的発達に障害のある子どもは障害児施設に送っているの、お宅には障害のない子どもを送っているという回答でした。ということはこの施設で生活している間に、IQが落ちていくということの意味しています。周知のように、知能検査というのは精神年齢を測定する検査法です。精神年齢を抽出して、生活年齢で割って、それに100をかけたのが知能指数(IQ)ですから、IQ100ということは、生活年齢に見合った精神発達がなされているということですが、ちなみに、IQ65ということは生活年齢5歳の子どもの精神年齢が3歳3カ月ということですので、どうしてそのようなことが生じるのかということを実際に考えなければなりませんでした。

その当時、ボウルビィが1951年に出した「maternal care and mental health」というWHOのモノグラフは世界各国語に翻訳され、日本語訳も『乳幼児の精神衛生』(岩崎学術出版社、1967年)という題名で出版されていました。その中で、ボウルビィは「乳幼児と母親との人間関係が親密かつ継続的で、しかも両者が満足と幸福感に満たされるような状態が乳幼児の性格発達や精神衛生の基礎である」と述べ、施設児にはこのような母子関係が存在しないところに問題発生の原因があるとして、施設児の障害をマターナル・ディプリベーション(母性的養育の喪失)という概念で説明していました。

私はこれに飛びつきました。それまで私たち

施設関係者はホスピタリズムという言葉に悩まされてきました。精神発達遅滞もさまざまな異常習癖もホスピタリズムがもたらすものとして片づけられていました。それに対してマターナル・ディプリベーションは精神発達遅滞や異常習癖が生じる原因を説明する説明概念として登場したのです。私はこの施設の子どもたちの発達の遅れは母性的養育の極端な不足がもたらすものだと確信しました。私が赴任する前日まで、一つのブロック40人の子どもに対して、保育者は5人でした。5人で24時間回すのですから大変です。40人の幼児に対して夜勤者は1人、翌朝の9時まで勤めますので、その人は夜勤明けで次の日はいません。当然、その日の夕方から夜勤に入る人も日中にはいません。それに週休の一日は確保しなければなりませんので、1週間のうち5日は誰かが週休をとっています。結局、日勤できる人も2人しかいないのです。

私が赴任した年度から子ども40人の1ブロックに対して保育者が2人増えて7人になりましたが、それでも夜勤は1人でしていましたし、早番、遅番をつくると、日勤者は1人か2人で、40人の中には2歳児、3歳児、4歳児、5歳児と四つの年齢グループがあって、それぞれに10人ほどの子どもがいるのですが、とても年齢別の保育などできる状態ではありませんでした。1人の保育者に20名ほどの子どもたちが「たかっている」という状態が日常茶飯事でしたが、そのようなときに、5時から勤務する夜勤者が引き継ぎのために4時45分に顔を出すと、それまで日勤者に群がっていた20名ほどの子どもたちが、一斉に夜勤者のところにかけてよっていくという光景を毎日のように見ていました。

はじめはびっくりしましたが、もうすぐいなくなる日勤者よりこれから明日の朝まで一緒に

いる夜勤者を大事にして、少しでも面倒見てもらおうという子どもたちの心情は、けなげとも思いましたが、たくましささえ感じました。とうてい非難するような気持ちにはなりませんでした。子どもたちも生きるために必死だったのです。

私は5年間勤めましたが、その間、保育者は増え続け、とくに途中から革新都政になってからは爆発的に増えて保育者に余裕ができたものですから、園庭の隅に園内幼稚園を建て、4人ほどの保育者が幼稚園担当となり、4歳児と5歳児は毎朝、1分か2分で着くのですが、靴を履いて「いってきます」といって居室の保母さんたちに見送られながら幼稚園に通っていました。そして、3時ごろ居室に「ただいま」と言って帰ってくるという毎日でした。

その当時は、幼稚園専任に保育者を割り当てても40名（実際には居室が狭いため33、4名に抑えていた）の1ブロックの保育者は15名になっていましたので、つまり、5年間で実に3倍以上になったということです（その5年前はほぼ定員の38、9名は入っていた）。夜勤も2人でやっていましたし、日勤も7、8人は常にいましたので、施設の居室に残っている2歳児、3歳児は合わせて十数名ですので、1人の保育者が2人か3人の世話をするという状況で、実に穏やかで落ち着いた保育がなされていました。保育者たちも「子どもたちに何をしてあげるのがよいのか、どんな経験をさせるのがよいのか、子どもたちはどんなことを望んでいるのか」ということを考える余裕ができたものですから、一生懸命考えて子どもたちと接していました。子どもたちは実に落ち着いていて、大きな声を出すこともほとんどなく、満足げに過ごす毎日が続いていました。その頃は、あまりに静かなので、子どもたちがいるのかどうか居室に確かめに行くこともあったほど落ち着いた保育がな

されていました。4、5歳児が幼稚園から帰ってくる少し賑やかになりますが、あの90数ホーンという騒音はもはや過去のものでした。1人の保育者を求めての大騒動がなくなったということです。

毎年、実施していた知能検査の結果をまとめてみました。その結果は、保育者の人数と見事に正比例して子どもたちの平均知能指数が伸び、65から始まって70台、80台、90台、そしてついに平均IQが102にまで上昇したのです。園庭に園内幼稚園を建てたということはありませんでしたが、居室の物理的環境はまったく変わらず、純粋に保育者の増員がもたらしたものと思えました。この結果は教育心理学会でも発表しました。偉い先生たちから大変褒められたことを覚えています。その部屋の座長をしていた先生からは、ドイツでも同じように保育者の増加が施設児のIQを伸ばしたという研究が発表されていて、日本からも貴重な資料が出たと、身に余るほどのお褒めをいただきました。

このようなこともボウルビイのマターナル・ディプリベーション理論をますます支持することにつながりました。マターナル・ディプリベーションに関しては、発表から10年経った1961年にマターナル・ディプリベーションの再評価というモノグラフをWHOは出しました。6名の著者のうちエインスワースだけが全面的にボウルビイの考えを擁護した以外は批判的な論文でした。そのほかにラターも批判的見解を示していました。それでも私の気持ちが揺らぐことはありませんでした。

その批判の中心は「マターナル・ケアの不足によって子どもたちは何を失い、そのことがどのように作用して子どもたちの発達を妨げるのか、ということについて理論的な説明がならなされていないではないか」というものでした。私がそんな理論的説明がなくても全面的にこの

理論にのめりこんだ背景には、私自身が「母親」というものを、子どもの成長、発達にとってきわめて重要な、余人をもって埋めることができない存在として、つまり「母親信仰」のようなものをもっていただけなのかもしれません。保育者が2、3人の子どもと楽しそうに過ごしている姿を見て、「まるでお母さんと子どもたちが楽しそうに遊んでいるみたい」と思って見ていたこと自体が「母親信仰」のあらわれかもしれません。

実はボウルビイ自身も、マターナル・ケアの欠如がどのようなメカニズムで子どもの発達を阻害するのかということを経験的に詰めてマターナル・ディプリベーションという概念を発表したわけではなく、したがって、「乳幼児と母親との人間関係が親密かつ継続的で、しかも両者が満足と幸福感に満たされるような状態が乳幼児の性格発達や精神衛生の基礎である」というのも、その発表当時は理論的な根拠をもったものではなく、いわばボウルビイの信念を述べたものだったのです。

したがって、「理論的説明がないではないか」という批判は甘んじて受けていて、その当時は説明するための十分な材料に乏しかったし、また時間的余裕もなかったと後になって弁明しています。しかし、上記のボウルビイの信念はいささかも揺れることはなく、いつかはきちんと説明しようと思っていたのです。

そして、1951年のマターナル・ディプリベーション概念の発表からだいぶ時間はかかりましたが、1969年のアタッチメント理論の提出によって、「マターナル・ディプリベーションによって子どもが失うのは、まさにこのアタッチメントの経験であって、健全なアタッチメントを経験できないことがさまざまな発達の問題をもたらすのだ」と説明したのです。

アタッチメントというのは、人が他者と結ぶ

「情緒的絆」のことで、赤ちゃんが最初に経験するアタッチメントの対象が多くの場合、母親であるということも周知のことです。この母親へのアタッチメントには質があって、安定したアタッチメントとそうではない不安定なアタッチメントがあることもよく知られていることです。

今日、アタッチメント研究は活発になさされていて、安定したアタッチメントを経験できた子どもとそうではない子どもとの比較研究も数多くなされていて、それらをリーパーらは「安定したアタッチメントがもたらす恩恵」として次の6領域にまとめています。

1. 将来の人間関係において使用できる基本的信頼感と相互関係
2. 感情や行動を自己制御するための能力
3. 自己価値や自律性の健全な感覚を含んだアイデンティティの形成
4. 共感、同情、良心といった一連の道徳的価値の確立
5. トラウマやストレスに抵抗するための臨機の才や弾力性の発達
6. 健全な脳の発達に必要な刺激的な相互作用の経験

ここには、望ましい精神的発達のすべてが含まれています。しかし、逆に言えば、安定したアタッチメントを経験できないと、これらの領域で問題が生じる可能性が高いことを示唆していて、施設で生活する子どもたちの発達に問題が生じたのは安定したアタッチメントを経験できなかったからだというボウルビイの説明はきわめて説得力のあるものといえるでしょう。

しかしながら、私が勤めていた施設で保育者の増員が子どもたちのIQの上昇をもたらしたのは、子どもたちがアタッチメントを経験できるようになったからとは言い切れません。たしかに子どもたちも特定の保育者により好みを示

すという傾向は少しずつ出てはきましたが、平均知能指数の上昇は、1人の子どもが保育者から世話される量が圧倒的に増えたことによるものだと思います。普通家庭において母親が担っている子どもの社会化の推進者としての役割を保育者たちが果たすことができるようになったことによるものだと思います。

特定の対象に対するアタッチメントとまではいなくても、十分な保育量が子どもたちに「安全に保護されている」という感覚をもたらしていたことは間違いなく、保育者たちが全体として「安全基地」になっていたのだと思います。そのようなことが発達を促したのだと思います。

保育者の増員によって変化したのはIQばかりではありません。あのヘッドバンギングやヘッドローリングも5年間のうちにほとんど見られなくなっていたのです。たしかに見られなくなったのですが、あの習癖が治ったというのは正確ではありません。私どもの施設は幼児施設で、6歳になりますと学童施設に措置変更という形で出て行きますので、私が勤め始めたときに驚かされたあの13名の子どもたちは5年間の間に全員措置変更で出て行ったということです。そして、乳児院から措置変更で入ってくる子どもたちにそのような習癖をもって入ってくる子どもがいなくなったということですし、私どもの施設に入ってからそのような習癖を身につける子どももいなくなったということです。

この5年間の保育者の増員は私どもの施設より乳児院が最も顕著であったと思われますし、保育者増は乳児院が先行してなされたと思いますので、乳児院での保育が充実し、ヘッドバンギングやヘッドローリングなどの習癖を形成する子どもがいなくなったということでしょう。ですから、これらの習癖も「マターナル・ケアの不足」がもたらしていたのだと思います。

ボウルビィがホスピタリズムという概念に変えてマターナル・ディプリベーションという概念を提出したのは、ホスピタリズムが精神的ホスピタリズムになってからです。それ以前の身体的ホスピタリズムの時代（1930年以前）は保育者による直接的な世話の不足が子どもの生命を奪い、身長が伸びないなどの身体的発育を阻害していました。そのような身体的ホスピタリズムが克服されたのも、保育者と子どもたちとの接触が強化されてのことでしたが、精神発達遅滞や異常習癖などの精神的ホスピタリズムもやはり「マターナル・ケアの不足」がもたらしていたものであることが明らかになったということです。

養育量が足りてきたら、次の課題はアタッチメントをどのようにして経験させるかという問題です。今日では、大舎制という施設はほとんどなくなっており、小舎制やグループホームといったより家庭に近い形での施設養育がなされているのも、施設で生活する子どもたちにアタッチメントを経験させようとする試みだと思いますし、多くの乳児院で担当制をとっているのも、それを目指してのことだと思います。

私がかかわっている東京の乳児院では、乳児の数より保育者の数の方が多いくらいですので、1人の保育者が1人の子どもを担当しています。そして、自分のお小遣いで洋服を買ってあげたりしています。「お小遣いで買ってあげるのは大変じゃない？」と言うと、「だって、あの子にこれが似合うかな、あれが似合うかなと選ぶのがとっても楽しいんですもの」と異口同音に答えます。「あなたの担当はどんな子？」と聞くと、「1歳の気の強い女の子、会ってみます？」と自慢げに答えます。母親みたいだなと思ってしまいます。私の「母親信仰」がすぐに顔を出します。

このような担当制をとっていると、アタッチ

メントは形成されると思います。しかし、保育者は交代勤務ですので、付随的なサブのアタッチメント対象も必要です。その辺はそれぞれの乳児院がぬかりなく最良の方法をとっているものと思います。乳児院でアタッチメントを経験すると、アタッチメント対象との分離を経験しなければなりません。それは悲しいことではありませんが、一度、アタッチメントを経験したということは、「人を愛し、人を信頼することを学んだ」ということです。新しいところでアタッチメント対象をつくる可能性が高いことを意味しています。

ボウルビィはマターナル・ディプリベーションの概念を提出したときも、これは実の母親の世話が必要だと言っているわけではなく、母性的なやさしい世話が子どものパーソナリティの発達や精神衛生にとってどうしても必要なもので、それを実行するのが母親代行者でも一向にかまわないとは言っています。たしかに、私どもの施設で、保育者の増加に正比例して平均知能指数が上がっていったこと、ヘッドバンギングのような異常習癖がなくなったことは、保育者という母親代行者による母性的養育によってもたらされたものでしょう。

しかし、これだけでは先ほど示した「安定したアタッチメントがもたらす恩恵」の6項目のうち六つ目の「健全な脳の発達に必要な刺激的な相互作用の経験」だけを満たしているのかもしれませんが。保育者が「かわいいな」と思いながら子どもを抱きしめている。子どもはうっとりした気持ちで抱かれています。そのとき、両者の中脳や辺縁系が活発に作動して情緒的相互作用がなされている。中脳や辺縁系が活性化することによって大脳皮質を刺激し、大脳皮質は育っていく、というプロセスを経て、母性的養育の量の増加が平均知能指数の上昇につながったのかもしれませんが。バンギングやローリング

も、抱っこされて揺らしてもらったり、「たかいたかい」をしてもらうことがないことから「自己運動」であるとすれば（このことについては何の証拠もありませんが）、母性的養育の増加がそれらの習癖の形成を妨げたということは十分に考えられることです。

しかしながら、他の5項目、対人関係能力、自己制御能力、健全なアイデンティティの形成、道徳的価値の確立、トラウマやストレスに耐える能力といったものは、やはり、安定したアタッチメントがもたらすものかもしれません。そうだとすると、どうしても施設で育つ子どもたちにもアタッチメントを経験させたいという思いに駆られます。

ボウルビィは「よい治療者は、とくに無意識的、非言語的レベルで患者の親のようにふるまいます。反応豊かで、協調的で、しかもわが子を独立した存在としてみている親のようにふるまいます。」と述べています。ここでボウルビィが「親」と言っているのは明らかに「母親」を指しています。そして、幼児が心から信頼する母親を「安全基地」にして、外の世界の探索に安心して勤しむように、よい治療者を得た患者は、これまで向き合うことのできなかった心的外傷をとまなう自らの来歴に対して勇気をもって探索することができるようになるでしょう。そして、これまで向き合うことのできなかった心的外傷をもたらしたさまざまな出来事に向き合い、壊れた線が修復されると、自らの来歴を一本の線として一貫性をもって物語るようになることができます。自らの来歴を一貫性をもって物語るができるということは安定したアタッチメントがもたらすものでもあります。また、安定したアタッチメントに導くものでもあるのです。

私はたいした臨床はしていませんが、現在でも3カ所で月に1日ずつ育児相談をしています。

その際、ボウルビイの教えに従って、無意識的、非言語的レベルでクライアントの親のようにふるまおうと努めています。とくに、自分自身が経験した母子関係が不安定なもので、そのために子育てに苦しんでいるお母さんたちに対しては、なんとかして「安全基地」になろうとめています。もがいているというだけで、できているということではありません。もがいているということは、無意識的レベルで親のようにふるまうということができていないということです。なかなか難しいことではありますが、乳児院や養護施設の保育者は、ボウルビイの「よい治療者は」の部分で「よい保育者は」に置き換えて、子どもたちの「安全基地」になろうと努力すれば、子どもたちはそのような努力をする保育者を必ずやアタッチメントの対象とすることでしょう。

今日、母親が子どもを育てる環境はきわめて厳しいものになっています。かつては母親の子育てをサポートする人々がたくさんいました。親や姉妹、親戚の人々、近隣の人々など多くのサポーターに囲まれての育児でした。しかし、少子化の進行は親戚関係の縮小化をもたらし、人口の都市集中は若い夫婦と実家との距離を広げ、地域社会の崩壊は若い夫婦の子育てを完全に孤立させています。若い父親の子育て参加はたしかにかつてより積極的になってきていますが、これもそうせざるを得ないところから生じているのかもしれない。

児童虐待が大幅に増えてきていることも、このような状況と無関係ではないはずです。今日、母子関係、母親行動、母性に関する研究はますます重要なものとなっています。母子関係を直接経験できない乳児院児や施設児の研究は母子関係の裏側からの研究として重要性を増してきています。このような時期に『母子研究』このたび『子どもの福祉と心理』として発刊される

ことは誠に喜ばしいことです。『母子研究』は学会の機関誌とは異なり、分量や形式にそれほど制約がありませんでしたので、私たちはありがたく投稿させていただいていました。研究成果を思う存分発表できる場だったのです。『母子研究』改称『子どもの福祉と心理』が母と子の幸せに結びつくものになることを願うとともに、若い研究者を育て、支援するものになることを心より祈っています。

【特集】

どこから入っても つながる母子の福祉

● 明治学院大学名誉教授

● 元明治学院大学学長

● 社会福祉法人真生会理事長

山崎美貴子^{*1}

松原康雄^{*2}

青木紀久代^{*3}



コロナ渦中の夏の日。真生会とご縁の深い山崎美貴子先生と松原康雄先生のお二人が、お越しくださいました。それぞれの母子生活支援施設との出会いから、未来への課題まで、じっくりと語り尽くされた対談をまとめました。

真生会創立者宮寄晋は、母子生活支援施設を児童福祉法に位置つけた施設へ転換していくことが必要と考え、その実現に尽力しました。本誌の前身となる「母子研究」は、その営みの一つとして生まれたものでした。

施設の位置づけが変わったことはもとより、利用者の抱える現代的課題も多種多様なものに変化しています。施設が担う支援も、あらゆる可能性を常に探っていく必要があると、両氏は指摘します。

母子の日常的な困りごとにアンテナを張り、支援の手立てを考える。大規模な調査はもとより、まずは一つ一つの事例をしっかりと検討することが一番大切だと述べられています。

これはまさに、お二人の母子生活支援施設への並々ならぬ愛情に触れるところであり、本誌の今後目指すべき在り方を明るく照らしてくださるものでもありました。 (青木紀久代)

*1 元明治学院大学名誉教授 (写真中央) *2 元明治学院大学学長 (写真右)

*3 社会福祉法人真正会理事長/白百合心理・社会福祉研究所所長 (写真左)



山崎美貴子（やまざき・みきこ）

明治学院大学名誉教授，神奈川県立保健福祉大学顧問・名誉教授。2001～2010年「広がれボランティアの輪」連絡会議顧問，2011年東日本大震災支援全国ネットワーク代表世話人，2012年一般社団法人全国保育士養成協議会会長，認定NPO法人神奈川子ども未来ファンド常任理事。

主な著書：『ソーシャルワーカーの成長を支えるグループスーパービジョン』（2018，中央法規），『社会福祉援助活動のパラダイム』（2003，相川書房），『社会福祉援助活動における方法と主体』（1998，相川書房），『社会福祉援助活動』（1998，岩崎学術出版）ほか。

母子福祉との出会い

青木 本日はお忙しいところ研究所の新しい紀要の発刊に際し、「真生会」に大変ご縁の深いお二人の先生にご参集いただきありがとうございます。まずは両方先生の母子福祉とのかかわりのあたりからお話をいただければと思います。

山崎 私は明治学院の大学院を出て，そのまま大学の教職員になりまして，社会学部社会福祉学科に勤務する後輩として山崎先生とのお付き合いが始まりました。年代的には，1985年に「家族，家庭機能の変化に対応するための母子寮に関する研究」，これは多分，「母子寮」を「母子生活支援施設」に置き換えても，今でも古くないテーマだと思うのですが，その調査研究をしたときに初めて山崎先生と一緒に仕事

をさせていただきました。

それまでいろいろな調査がありましたけれども，母親に直接聞く調査がなかった。これをぜひやりたいということで，まさに利用者の主体性を重んじる調査を初めてやったと思うんですが，それを多分僕も主張した覚えがあるんですけど，山崎先生の発想も同じだったと思います。
山崎 そうでしたね。お母さんに直接調査に参加していただくということでしたが，それについて現場はあまり良しとしていなかったみたいでしたね。

松原 そうですね。施設の方の反対が結構ありました。

山崎 ふつうにお母さんと子どもに直接声をかけさせてもらうのがいいんじゃないかと。私は，何がしたいのかということにこだわって仕事をしてきたので，多分，皆さんが不快に感じるようなことをやってしまったのかもしれませんが，でも，後悔はしていません。

松原 そういう調査は無理だっていうふう現場の方から言われた記憶があって，「いや，できますよ」と言って，院生や学生たちに協力してもらって。

山崎 そうそう，そうです。院生や学生さんには，本当によく調査に参加してもらいましたね。

松原 その時にその学生たちを通じて学んだのは，同じ母子寮でも全然雰囲気が違うということ。学生が帰ってきてひと言目が，「先生，明るい施設と暗い施設がある」。私は玄関の照明の話かと思ったら，彼らはポツと行っただけで，その施設の雰囲気がわかるんだと言っていて。その建物だけじゃない，人の関わり，そういう仕事が大切だなということも学生たちから学ばせていただいていたいて，これなんかは山崎先生がいつも実践を大切にされるということにつながるのかなと思うのですが。

山崎 明るい施設，暗い施設っていう話が出ま

したけど、本当にそうかもしれません。恩師である阿部志郎先生という先生がおられるんですが。その阿部先生のエピソードが私の一つの大きなきっかけになったのですが、阿部先生が横須賀基督教社会館の館長をされていた当時、施設の電気が暗かったんですね。暗いには理由があったんですけど、先生は暗いのはいけないと仰って、全部蛍光灯に変えたんです。実際、横須賀基督教社会館は古い建物ですから、本当に暗かったんですね。それでその時に、明るくしましよって言って、建物を全部明るくしちゃったんです。

その時に私は、現場の暗さには意味があること、明るくしないほうが良かったというのを学んだんです。どういうことかといいますと、施設の階段の隅とか、廊下の端っこのほうに子どもたちがよく溜まっているんです。もしそこが明るかったら、子どもたちが溜まらなくなっちゃうんです。小さな階段とかそういう片隅に溜まるために社会館に来てたんですね。そして、そこでいろいろ子どもたちが子どもたちの世界を作っていたんですけども、阿部先生はそのことに気づかれないで、全部明るくしてしまっただけで、その後悔を阿部先生も仰っていました。施設の暗さとか明るさって意味があるなっていうことを、失敗を含めてですけども感じたことがありました。

照明の明るさだけではありません。今、私の仕事場に一橋大の大学院の学生さん、ドクターがいるんですけど、そのドクター論文のテーマが匂いなんです。施設に行くとき施設の匂いがしますよね。それから明るさとか匂いとか、入った時の風とか、そういうのは施設を見る時にすごく大事なヒントじゃないかなと教えていただいた記憶があって。

だから、私、匂いとか光とかってすごく気になるんです。そういうものは施設の雰囲気を醸

しだしますよね。

松原 それが人の実践にも影響を及ぼすし、大きな影響を持ちますよね。

山崎 本当です。

母子生活支援利用者の転換期

松原 そういう溜まる場所っていうのは子どもだけじゃなくて、お母さんと職員にも必要なのかもしれません。

ちょうどこの調査をやった頃、入所者の質的な転換っていうのが言われていて。このことへの対応って、山崎先生が中心的に関わられたと思います。日々、入所者の課題とかができていて。この当時の報告書を見ると、DV被害は約3割だと書いてあるんですけど、今5割を超えている。

山崎 5割は超えていますね。

松原 ずいぶん変わってきたなと思ったんですが、そういう支援をどういうふうに親子に提供していくかっていうところが、山崎先生が一番力を入れられたところだと思うんですけど。

山崎 そうですね。松原先生もそうですけど、本当に母子生活支援施設は、私のライフワーク。どんどんポストが変わったり、どんなに状況が変わっても、母子生活支援施設から離れることはなかったですね。

今、仰ったように、大都市東京における社会変貌とその当時の母子寮ですけど、質的転換というテーマで長年研究をさせていただいて、何冊かの報告書を出したことがあるんです。東京の大変貌というのは、大都市の人口が変わっていくことと、流入人口がすごく増えて、川崎とか横浜も同じですよ。共働きと言いますが、地方からの流入人口が大都市にたくさん増えてきて、団地とか集合住宅がどんどんできていくっていうのが、昭和30年代の終わりから40年代ですよ。

そして、たくさんの方々の就労構造の変化も起こりますよね。今までと違って、家庭版就労と言いますけども、そういう就労形態の方々がたくさん出てきて、離婚も増えてきて、家族の多様化も始まっていく中で、今、先生が仰ったようにDV被害とか家庭内暴力とか、困窮の格差とか、就労形態の変化とかってというのが、母子生活支援施設がその影響をもろにくらってしまうといえますか。そういう戦後のいわゆる軍事扶助法によって、非常に膨らんだ母子生活支援施設なんですけど、その後も母子生活支援施設の利用者ってというのは、そういう死別が中心から、今度は生別が変わっていきまして。

松原 ちょうどこの時期が生別、死別が逆転するころですよ。

山崎 はい、大逆転なんですね。それで質的变化の中で多様な課題を抱える家族の方々に起こってしまうっていうことが始まって。どうやってもこの質的变化に対応する母子生活支援施設を考えていかなければならないっていうのは急務の課題で。その頃に宮崎先生ご夫妻が、その研究をやるべきだっていうことをすごく強く主張されました。

そして、天城先生¹と仰ったかな。文部大臣か何かをされていた方で、その方が宮崎先生大学の時代の友人だったのかな。ちょっとご縁があって、それで研究を立ち上げるべきだみたいなことを仰ってらっしゃったのを記憶しています。

その頃、宮崎先生は母子生活支援施設のリーダーといえますか。福田垂穂先生と宮崎先生はつながりがあったって、国会での証言とか、そういうことをされて、母子生活支援施設を児童福祉法に位置付ける施設へと転換するのは、多分、このお二人なんです。福田先生と宮崎先生の二人ともが、もし、このまま母子福祉政策として



松原康雄（まつばら・やすお）

明治学院大学名誉教授。元明治学院大学学長。よこはまチャイルドライン副代表理事、厚生労働省社会保障審議会児童部会委員、東京都児童福祉審議会委員長など。研究分野：社会福祉学（ソーシャルワーク、児童福祉）。

主な著書：『相談援助』（2015、中央法規）、『子どもの権利擁護と里親家庭・施設づくり』（2013、明石書店）、『少子化社会の児童福祉』（2007、放送大学）、『児童福祉論』（2007、ミネルヴァ書房）など。

いくとすると、生活保護法に基づく母子生活支援施設、例えば、大田区にある飯島先生のところはそっちの方面から入ってきた施設ですよ、たしか。

そういう意味で児童福祉法に基づく施設として位置付けるということをしたのは、宮崎先生と福田先生だと思うんです。それでその時に、国会でなんかそれがスルって通ったんです、うまい具合に言ったら変ですけど。それが今の生活支援施設の土台になったと思うんです。

宮崎先生は本当に母子生活支援施設に生命をかけられたっていいですかね。それを児童福祉法に位置付けたっていうのは、この母子生活支援施設の方を決める時の、非常に重要な要の役割をされたんじゃないかな。それは質的变化に対応する、重要な制度政策上の位置付けになったのかなって。

松原 母子福祉法が成立した時（1964年）に、

1 天城 勲文部事務次官（昭和44年～昭和46年）



あえてそちらに移らないで、児童福祉法に基づく選択をしたんですね。

山崎 そう、移らなかつたんです。それが一番重要なことだったんです。だから、母子福祉政策に基づくんですけども、児童福祉施設なんです。だから、政策的に言えば、児童福祉法と母子福祉政策の両方が絡んでますね。

松原 そうですね。あくまでも児童福祉施設として子どもの育ちを保障するために、お母さんの支援をするということが、その当時も確認をされてたんです。ただ、現実的になると、現場のスーパービジョンで出てきたように、今度はお母さんの生活課題がだんだん見えてくるようになるようになって、質的転換以降の話でしたね。

山崎 仰るとおりなんですね。

松原 当時議論になったのは、部屋に電話を引くか、引かないか。

山崎 引く人と引かない人が出てくるのは不公平だと、そういう議論でしたっけね。

松原 それと、家庭にとってあまり利益をもたらさない。むしろ害悪をもたらすようなところと連絡をとっちゃうんじゃないかというような懸念があって。

山崎 それも大きかったですね。

松原 それで認められなかったものが、携帯電話の普及によってガラッと様子が変わっちゃっ

て、部屋に電話を引くか引かないかの話をして意味がなくなっちゃう。ただ今、緊急保護をした場合には携帯を預かっちゃうことがあるみたいですね。時代が変わって、今、新たな壁ができてるのかなと思うんですけど。

あとは、僕が先ほどお話しした調査で思い出すのは、全国的に何かあると入寮者の部屋に職員が立ち入ったっていうようなことが結構あって、これも緊急対応が必要だとかいう理由だったんですけども、個人のプライバシーを尊重して、それこそ地震・災害・火事でもなければ、許可を得ない限り入らないっていう、そういうのが定着するのに少し時間がかかりましたね。

この『母子研究』につながるところで言いますと、ちょうど山崎先生、この全国母子生活支援施設協議会（全母協）50周年の記念の対談で発言されているんですが、『母子研究』は、もともと副田先生が関わっていらして。

山崎 そうですね。

松原 「副田レポート」²の話がこの対談の中でもされていて、ちょっとその辺の話をご説明いただけますか。

「副田レポート」と母子生活支援施設

山崎 母子生活支援施設の連盟がありまして、そこに当時は都立大の教授でいらした副田先生に、母子生活支援施設の在り方についての検討をお願いされたんです。その時に、AB論って言うんですけど、A型の母子寮、B型の母子寮っていうふうに、その当時の母子寮を種類別に分けていくっていうのがありました。

私が母子生活支援施設の大会に出席したのは、

2 副田義也（1976）「母子世帯の質的变化に対応した新しい母子福祉施策に関する研究—母子寮の現状と今後の課題—」（社会福祉法人全国社会福祉協議会・全国母子寮協議会（1995）『平成7年度全国母子寮協議会基本文献資料集』収録）

その時が初めてなんです。本当にびっくりしちゃったのは、その全国大会がけんか状態だったんですね。なぜけんか状態かという、AB論賛成派とAB論反対派というのがありまして、それでAB論賛成派というのは、その頃、屋根対策という言葉がよく使われたんですけど、部屋のない人、住むところがない人のために母子生活支援施設を提供するというだけでもいいのではないかと考える人たちもいたのです。

それに対して、質的变化が起こってきている状況では、多様な生活文化のありようだとか、子育ての仕方、DVもありましたし、母子生活支援施設にお入りにならない子どもさんが乳児院とか児童養護施設におられて、その中の5人いたら一人だけ連れて入所というようなこともあったりして。

それから障害のあるお母さんたちもおられて、経済的な問題だけではなくて、多様な問題を抱えておられるのでAとBに分けたほうがいい。屋根だけの人でもいい、そうじゃない人もいいということを手張された人たちに対して、そうすると母子生活支援施設は質的な変化を問うグループと、いわゆるアパートのような状態になるグループと両方ありまして、ここでも宮崎先生が、いろいろなお考えを發揮されたんです。

それで結局、何をしたかという、Aという人もいるし、Bという人もあるので、全国の皆さまのご意見を聞いて、それをまとめて、その母子生活支援施設のありようについては、その議論を待ちましようという全国調査をされたんですね。

AB論反対の人たちは、Aの施設はお金が少なくなるんです。Bのほうにお金の厚みが多くっていうことになって、母子生活支援施設そのものが、変な言い方ですけども、格差が出てしまう。Aでもいいよっていう人がたくさん出るかもしれない。お金がこっちは付くから

Bでもいいよっていう人が多くなるかもしれないって、そういうある意味では、母子生活支援施設の全体の構造的に変化を起こしてしまうということに対して、多様性を認める母子生活支援施設であるべきという議論（＝AB論反対）が結局勝ったんですね。

勝ったというのは、Aの施設が少数になるか多数になるかわからないけど、その人たちと、Bのほうとの間の格差ができてしまう。そうすると母子生活支援施設全体の、全母協のかじ取りをしていらした宮崎先生もおられましたけど、母子生活支援施設はひとつであるべきだっていう考え方に、結果的には従いまして、そして、AB論はそこで受け止められないって結論はなりました。

でも、この話は実はずっとくすぶってまして、AB論は何度か議論の中には出てきてるんですけど、今のところはそれを表面に出して議論しようという状況ではなくなっています。

何度かローズブランとか、いくつかの改定を出したんですが、『私たちのめざす母子生活支援施設』をお読みになったことがあると思うんですけども、平成27年度(2015)に研究会でそれを承認されて、今はこの新しい『私たちのめざす母子生活支援施設(ビジョン)』を私たちは一般的にビジョンって言っているんです。そのビジョンが定着して、そしてそのビジョンに従って、母子生活支援施設のありようを検討するということになりました。

それに併せて『母子生活支援施設運営指針』というのが作られまして、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知という形で全国に通達され、この方針に従って、今は運営するっていうことですね。

松原 たしかにいろいろ拡充という、制度的に定着しなかったですけど、一時期、サテライト方式という話もありましたね。

山崎 それは今も残っていますね。

松原 ただ、やってるところ、少ないんじゃないかな。

山崎 多くはないです。ただ、予算はちゃんと、ずっと続いていますね。

松原 僕は、副田レポートのちょっと後から母子生活支援施設に関わるようになったんだけど、どこかの施設に入ったからいい支援が受けられる、他の施設に入ったらそんないい支援が受けられないっていうのは平等に反するんじゃないのということで、僕はサービス水準の平準化という仕事をさせていただいて、そのレポートも出しているんですが、どこの施設に入っても、これだけのものはミニマム受けられますよと。それに自分たちの施設でこういうことを加えられるんだという。

山崎 そうです、その流れに乗ったんですね。

利用者の多様なニーズ

山崎 ですが、それだけではやっぱりまだ全てのお母さんのニーズには応えきれない。困り感はその多様でいろいろなタイプのお母さんたちもおられるわけです。そのお母さんたちを支援していくためには大きな、20世帯とか40世帯とか今、10世帯が結構出てきてますけど、そういう施設だけでなく、ステップハウスって



私たちは言ってるんですけど、少数、1世帯とか2世帯とかってというような形で作っていくっていう手法もあるのかなって思っています。まだたくさんはないですけども。これは平準化して仰ったように、サービスは同じなんですよね。そこにサービスがなくなるのではなくて、住む場所を、居所だけを変えるんだけど、サービスは同じように受けられるっていうふうな作りなんです。

これから先、集団にはなじみにくいお母さんたちっていらっしゃるから。例えば発達障害系のお母さんが3組いて一つの施設にお入りになるとお母さんたちも職員の方も疲れちゃう。そして職員の方が結局辞めてしまわれるっていうことになって。そうすると職員が悪いことにされちゃうんですね。

この神奈川県でもそうやっていろいろな経験をされた母子生活支援施設がいくつかありますね。ですから、発達障害についての勉強を職員研修のような形でやっていただいて、職員が学び、発達障害についての理解をお母さんにも学んでいただいている。そうするとそれぞれ個性があって、それぞれの特徴があるということを理解することによってお母さんも疲れなくなり、職員の方も楽になって、今まで辞め続けた職員も辞めることがなくなっていきます。そういう研修は、私がやったんじゃないかって、たまたま私が所属した大学の心理の先生で発達障害専門の先生がおられて、その先生に研究費をつけて、そして母子生活支援施設の中に入ってもらって、その研修をされたんです。私は、その報告を読ませていただいたんですけど、子どもたちなり、職員なりに適切な知識と方法と理解が届いて。それから、お母さんのほうも研修をしていただいて、自分自身を理解することによって、本当に施設がまるで違う施設にガラッと変わって、両者が安定していくことに

なっていくんです。

発達障害って理解されないと、まわりを巻き込んで大変なことになってしまうし、自分自身も苦しみますよね。そんな時にそういう集団にはなじみにくいということをするっていうような作りは、私はこれからも合っているのかなと思います。

今回のコロナ禍のせいで、児童養護施設は学校も閉鎖になっちゃったし、施設もお昼を出さなきゃいけなくなったし、学校にも帰れない、給食もなくなるっていう状態が起こった時に、発達障害の子どもさんはどこの施設にも結構いらっしゃるので、結果的にどうしたかっていうと、児童相談所がそこに介入する余裕がなかったの、ほとんどの児童養護施設は警察を呼びました。警察に介入してもらってたんですね。

お巡りさんといっても、今は昔と違って刑事課のお巡りさんじゃなくて、生活改善課のお巡りさんたちが一緒に関わってくださって、子どもたちと一緒に支えてくださる。お巡りさんが一杯いるようになったので、かなりあちこちの児童養護施設はその手法を使うんですけど、それぐらい子どもたちの個性を理解するような手法をもっともっと取り入れたらいいなと思います。

母子生活支援施設の再編

松原 母子生活支援施設の設置数が一番多かった時で660幾つぐらい。今、220幾つで減ってきています。減少した要因っていうのはどういうふうにお考えですか。ニーズに合致しなくなったのか、それともサービス側が構造転換をとげてしまったのか。何か、先生はご指摘されることはありますか。

山崎 今、母子生活支援施設の最大の問題なんですね。

松原 入所者数も減ってますね。

山崎 はい。何が起こったかっていうと、まず暫定定員って言うんですけど、暫定になってしまったんですね。3分の1ぐらいしか入所者の方がいらっしゃらないっていう施設も出てきたり。すると結局、閉鎖になってしまいますよね。そういう意味では暫定問題って言ってるんですが、暫定問題の他の場所と東京がちょっと違うのは、横浜の場合でしたら、例えば京都の母子生活支援施設に緊急で入れていかなきゃいけない時、横浜から京都に移すことをよくやってらっしゃいますし、できますよね。つまり緊急一時ホームは広域避難。

松原 広域利用ですね。

山崎 そう、広域にしてお母さんたちを逃がして助けることができるんですけど、東京の場合には、事情は別にあるんですが、それができなくなりました。何度も議論はしてきてるんです。広域移動の在り方検討委員会って何度もやってるんですけど。各区の中で生活保護だと国が全部お金を出します。ですが、母子生活支援施設の場合には国が半分出して、地方自治体が出してっていうふうな、国と広域自治体と地方自治体、この三者が母子生活支援施設の費用を持つことになっているんですね。そうすると母子生活支援施設に入れると、広域自治体と地方自治体の両方がお金を払わなきゃいけません。

ですが、住宅補助を付けて生活保護にしまうと、そっちのほうで全部国の費用になるので、基礎的自治体のほうで母子生活支援施設の費用が作れない、あるいは作らない。もうその費用を取ってしまうという自治体も出てきて、入り口のところの問題が出てきてしまっている。それも経済的な問題が背景としてはあります。それを克服しないと。

児童福祉は権利ですよ。その施設なのに結果的にそういうことが起こっている。これも今、

具体的に調査をしていますけれども、母子生活支援施設の存在をお母さんたち、利用者さんが知らない。単にお母さんが知らないということもあるんですけど、母子生活支援施設のない自治体もあります。そうすると窓口の人や生活保護の人が母子生活支援施設の存在を知らないことになる。

大阪などではそのためのキャンペーンが張られてまして、生活保護の窓口、そこにいらっしゃる母子自立支援さんの窓口にキャンペーンをかけて、たくさんパンフレット、母子生活支援施設の機能ですね。保育所がありますよとか、補助保育とか補完保育がありますよ、学習支援もいたしますよ、時には給食をやりますよということも含めて、母子生活支援施設の就労支援から、生活全般をカバーできる。お母さんと子どもが分離しないでできる。本当に母子生活支援施設の大切な機能をビデオにしたり、いろいろなパンフレットにしたりして、母子生活支援施設を知らしめるっていうことを、かなり強い意志を持っておやりになっておられます。

コロナ禍がもたらした変化

そういうことで今、ちょっと私が注目しているのは、このコロナ禍になってご飯が食べられない。つまり、就労が駄目になってしまった。それから就労の時間を切られちゃった。賃金を減らされてしまった。例えばホテルのベッドメイキングとか、飲食店で働いていたお母さんたちは仕事を失ってしまっています。働く時間や賃金をカットされています。

そのために母子生活支援施設の利用者のお母さんたちは、悲鳴を上げるほど厳しい状況に入ったんですね。それでこれを何とかしようということで、今、母子生活支援施設で一番すごいのは九州ですけど、九州は全ての母子生活支援施設が子ども食堂を開設し始めました。

私たちが応援して、これをロジ・ハブシステムって言うてるんですが、食べるものをいろいろなところから、食事の企業さん、食べ物の機能を持つてる企業さんに入ってもらって、それからいわゆるフードロスのところですね。今、スーパーがかなり入ってます。それから食品関係が入ってきて、その他レストランなど、いろいろなところが集中的に食べ物を出し始めたんです。このコロナ禍で。自分のお店で売れないですからね。それに伴って、今度はロジスティック、つまり食べ物が集まるところに冷蔵庫とか冷凍庫とか、それを運んでいくものとかを作らないとできないので、私たちはかなり大量にそれをやり始めているんです。

もう一つは、東京で今、玉川大学の新保先生が「チャーハンの会」というのをやられて、ずっとそこに行かれてたんですが、本来はご飯を作るのが先じゃなくて、子どもたちに無料で勉強を教えるっていうのを新宿の母子生活支援施設でやってたんです。でも、みんなご飯を食べてこないの、チャーハンしか俺はできないぞ、それでもいいかと言って、来るたびにチャーハンしかないから「チャーハンの会」になっちゃったんです。

そういうふうなことをやり始めた母子生活支援施設も結構あって。大阪もすごかったです。それに早く手を付けられて。大阪の廣瀬先生のところを中心になって、施設の中ではなくて、公民館を借り上げちゃって、子どもたちに給食を出し始めたならば、子どもたちも手伝うようになって、今、子どもたちもずいぶん入っています。廣瀬先生のところは、私たちのところに、東京までわざわざ来てくださって、その勉強会に参加されて。そして今、大阪でいくつか始めています。特に西成のところは24時間型でやってくれるようになってますね。

そういう全国に拠点ができ始めて、その拠点

に母子生活支援施設がなり始めてるんです。そして食事を出すとか、それだけじゃなくて、シングルマザーズフォーラムっていう組織があるんですけど、ご飯がないっていうことを、ご飯って言わない、「飯ない」っていうメールがずっと来て、その声に応じて四国のほうから何万トンかのお米が出るぞってなって、するとそれを運ぶ流通会社が入って。それに「必要ですか」って、全国のひとり親さんに連絡を入れたらば、現在2,800世帯ぐらいが受け取っているらしいんです。定期的にお米を送っているみたいなんです。そうやって今、食料が母子世帯のところに届いているみたいですね。

これからの母子生活支援施設は、見守りをしている母子の方だけではなくて、地域の母子福祉の、倉吉の大塩先生のところのようにすでに始まっているところもあるようですが、ひとり親家庭支援センターみたいなものを敷設していただければ。そしてリーチアウトですね。「母子生活支援施設のことを知りません」「集団生活はなじみません。でも、子どものことでは困っています。どうしていいかわかりません」「経済的にも家賃を払うのが大変です。でも、母子生活支援施設は困ります」というふうな方々のところにリーチアウトの方式をとる。

そういうふうに食事っていうのは、みんなに非常に重要なので、それをリーチアウトにベタニヤは扱われ始めたんです。というのは、たくさんの食料が入ってきますね。それを地域の母子家庭、ひとり親さんのところに届けるんです。車があるからマスクをして、手を洗ってもらって、直接会わないんですけど、玄関まで届けるっていうのをやり始めてくださってというように変わって、ロジスティックとハブになって、ひとり親さんのところを応援していこうという仕組みが今、全国いろいろなところで始まっています。



それに手を挙げてくださったのは、全国の母子生活支援施設なんですね。だから、定員割ったらそこにとどまるっていうんじゃなくて、定員が割れてきたらば、地域の中で同じような苦しみを持ってらっしゃるご家族を支援しないと意味がないということ。リーチアウト方式で、つまり入所している世帯だけが母子生活支援の仕事ではありませんと。

そして、新しく国の出したこれにも、アフターフォロー、アフターケアは仕事ですというふうに。

松原 措置費用も付きましたね。

リーチアウト：積極的介入支援のために

山崎 はい。リーチアウトする人を、児童養護施設は付けているんです、自立を支援するための。その人たちのアフターケアをやるということをやっています。それはもう義務になったんです、人が付きましたし。

私も今度、コロナ禍で一番困ってるのは誰だろうっていうことを、うちのスタッフとみんなで考えて。その中で私も、もしかしたらひとり親のお母さんたちとか、児童養護施設を退所した子どもたちとかっていう人たちはどうなのかって言って、私が職員にぐちぐち言ったら、それを企業さんが聞きつけてくれて、かなりまとまったお金をくださったので、全国調査をさせていただきました。

退所した子どもたちがどうなってるか、誰とつながってるのか、つながってないのかという具体的な調査をしました。それに答えてくれた子どもたちが2,500人ほどいて。それと、もう一つは、自立援助ホームの子どもたちの支援が、それはもう施設ぐるみでやっていただいているので、何がほしいっていったら、子どもたちはお菓子がほしいって言うんですよ。こんなに食べられない状態でもお菓子なのかって。お菓子については私たちもずっとルートがなかったの、みんなに一斉に情報を出したらば、フランスの大使館だったかな。自分たちでお菓子を作って焼いて、ボランティア活動をやってるグループがあると言ってくださったので、そのグループにお願いするといろいろなことをやってくださって。今、リーチアウトのプログラムにかなり厚みが付いてきて、国もついてきてくれて、やっと人を付けてくれましたし、母子生活支援施設もやっと動き出せる体制にもなったかなって言うんですけど、ただ問題は、そうすると母子生活支援施設のアセスメントを全部変えなきゃいけないんです。

というのは、入所している子どもとお母さんを中心としたアセスメントで、入所をしている期間、つまりインケアに厚みが付かないとアフターケアにいかないんですよ。インケアの時に関係性がしっかりできて、しかも東京の場合はひどい、1年か2年で全部出しちゃうんですよ。そういう規則だから。問題は一杯あっても、紛糾してるのに出しちゃうんですよ。それをまずやめてくださいって厚生労働省にお願いして、厚生労働省に全国に期限切って、1年とか2年で出すなど通達を出してもらったんですけど、お金を払うのはそれぞれの自治体ですよ。なかなかそうはいいないんです。

インケアをしっかりとって、関係性を作って、つまり、アフターケアは児童養護の場合は10

年なんです。10年間は後の面倒を見ましょうっていうことになっているんですね。だから、10年間は記録をちゃんと残さなきゃいけない。だけど、母子生活のほうはそんな体制もないし、そんなアフターケアのところの厚みもない。

社会的孤立ってどうやって起こるかって、四つあるんですね。

一つは困った時に相談できる人がいるかどうか。もう一つは、困った時に飛んできて助けてくれる人がいるかどうか。三つ目は、ピーター・タウンゼントっていう人がやった調査を私たちが持ってきて勝手にやったんですが、日本の場合はお正月とかそういう時に電話をかけてきてくれる人がいるかどうか。あるいは電話をする人がいるかどうか。あるいは訪問してくれる人がいるかどうか。そういうことをやれないままに母子生活支援施設を出してしまう人がいますね。そして最後は、地域に親戚、家族がいるか。

そういうことを入所している間に、ボランティアでもいいですし、民生委員さんでもいいですし、非営利セクターでもいい。本当は営利セクターとか行政ではない、個人的なセクターが一番いいんですけど、そうならない方のために、そこを作っていくために、施設作りを本当は変えていかなきゃいけない。

アセスメントも、なかなかそこは難しいと思うんですけどね、入所の時からお母さんとの信頼関係を作ることに専念していただかないと、退所した後に困った時の実家とか、困った時の助けとかに、母子生活支援施設がなることができたならば、お母さんにとっては社会的な孤立状態にならないですみますよね。そこを作るのがこれからの課題だと思うのです。

第三の社会的養護の形態を探る

松原 ありがとうございます。課題からありようのお話ということだと思っていますが。私も

全くそのとおりだろうとっていて、付け加えるとしたら、まずは2001年に母子生活支援施設って入所方式が保育所方式に変わってしま³て。保育所は先生も関わっていらっやご存じだと思ひますが、入所方式が変わった途端って言ってもいいぐらひに、利用者からのいろいろな苦情が増えてきました。

山崎 はい。

松原 だけど、母子生活支援施設ってほとんど変化してない。つまり利用してもらっていう意識が、施設側にあまりなかったんじゃないか。苦情が出てこないっていうのを一つの悪い糧にしながら、改革が進んでこなかったという状況があるように思ひます。

それは対関係機関もそうで、歯がゆいのは児童虐待対応で社会的養護の関係施設に母子生活支援施設が入っているんです。国の委員会など僕が出ていた時期に、事務局に声かけないと母子生活支援施設の代表者は呼ばれないんです。どういう役割を果たすのか、アピールできていないんですけど、実際に親子分離になるのはごくわずかです。通告の件数、発見通告ケースで言うと1割ぐらひ。あとは在宅でやっいて、在宅だと支援が拡散しちゃいます。

そういう意味で、僕は機会があればいつも言っているのは、親子で入所して、集約的な支援を受けられる母子生活支援施設は、第三の社会的養護の形態だ。親子分離、在宅支援、最後に親子支援というのがあるんだと言っているんですけども、関係機関の方々が、なかなかそこも先生が仰るように、まず存在を知らない窓口の方がいるというレベルなんです。やはりもう少しリーチアウトも含めて、存在をアピールしていかなきゃいけないなと思ひています。

横浜で一度作ったんですけど、その後、全国

的にも作っいてらっやと思うんですけど、母子生活支援施設のリストというんですかね。入寮の手引きみたいなのを作っいて。例えば、横浜であれば母子生活支援施設何々、こういうサービスがある、うちの売りはっていうのをぜひ付けてほしい。積極的に利用できるようなことをお母さんと子どもにアピールしてほしいっていうお願ひをして、作っいて、今、ちょっと活用されてないかもしれませんが、これからそういうものが必要になると思うんです。

あと、そういうロジスティックの話をは非常に新鮮に伺いました。私がいつも感じていたのは、やはり支援の多様化があっいていだろうと思っいて、子どもだけの入所もあっいて、実際にもあるみたいですね。お母さんが病気で入院する間とか、受験が終わるまでとか、親子でのショートステイっていうのがあっいてもいいと思っっているんです。

山崎 だから、乳児院はそれが一杯できてきたんです。だけど、母子にその弾力性が出てこないんです。

松原 緊急一時保護はあるんですけども、レスパイトのためのショートステイとか、それこそ行動観察のため、養育援助、養育技術を学ぶために、手技を学ぶための機能などはない。

山崎 そう、その弾力性。妊娠からのお母さんの支援が始まりましたよね。かなり横浜はできて、いろいろな施設でやっいてらっやしますね。だけど、職員の研修をしないと、妊娠したこともないし、結婚したこともないしっていう職員にとっては、大変な負担になっやから研修をしっかりとやっいて。それから助産師さんがしっかりと入っいたらなど、いろいろ条件がありますよね。

松原 全国調査でも、妊娠中のお母さんを受け入れるところと受け入れないところと、半々ぐ

3 児童福祉法第23条参照。



らいですよ。

山崎 そうですね、半々までちょっと足りないぐらいですかね。望まない妊娠、いわゆる特定妊婦と言われている人たちの支援はすごく頑張って、母子生活やりだしてますよね。だけどこれ、職員もかなり手厚く付けないと、そのお母さんにかかりきりになっちゃいますもんね。

というのは、望まない妊娠のお母さんの背景って、複雑で非常に大変な状況がありますから、そこを受け取るということになった時には、相当みんなで研修をしっかりやって、まわりの応援が入って、助産師さんとか産科の先生とかと連携をとらないとなかなか難しい問題がありますが、要するに施設が外とつながらないとできないプログラムですよ。

地域に開かれた母子生活支援を

松原 母子生活支援施設が地域の中で孤立していたらできないですよ。

山崎 できない、けどもっとも必要なんです。

青木 私は、宮崎先生が亡くなられてから母子生活支援施設に関わらせていただいたのですが、その件について残念ながら前提とすることが変わってきていると感じます。一つはDVの対策でシェルターの機能ということが増えたことによって、プライバシーの保護の観点から、地域に開かれてはいけないという観念が逆に強

くなったところがあるように思います。

山崎 それ間違った考えなんですよ。閉じなきゃいけない部分と開かなきゃいけない部分がありますよね。

青木 そうですよ。

松原 二つあるけれども、それは両立しようと。

青木 私もそのとおりだと思います。だから誰でもが来られる窓口を母子生活支援施設の中に設ける一方で、しっかり守るところは守るということ、両方ですよ。他の乳児院、生活支援施設もいろいろと地域援助の在り方にはばらつきがあるようです。

山崎 そうなんです。そこをどうやって乗り越えるかが、これからの施設の力量ですよ。これから先、本当に厳しいですね。

青木 先生が仰った、利用のサービスを周知すべきだという話で、パンフレットはどの施設にもあると思うのです。でも、入所前に、その意味をしっかり説明してくれていないと、こちらに来られてから、初めてこういうサービスがありますと言うと、「結構です」ってたいいてい言われてしまいます。

入所者にしたら、家庭に干渉するように感じてしまわれるかもしれません。母子のかかえる多様なニーズを、あなたにはこれが必要で、この施設でしばらく暮らしてくださいというつながり方があればものすごくいいんですけど、サービスって言われると、利用者が商業的な意味ですごくお客さんみたいになって。例えば、お困りでしたら育児相談のサービスがありますよと言われても、ピンときません。

母子生活支援施設に期待されるものにいろいろなことがあってそこに強みを出す先生が仰った。そうなった時に、それを活用する最初のアセスメントは、行政にあるんですね。自治体にあるということですよ。

ただほとんどが緊急の入所で、情報がな

まに来るのが現実なので、そこがすごく歯がゆい思いがあるんです。入所後に、中で虐待めいたことがあったり、お母さんが精神科に入院したりすることもあります。その間子どもだけはここで守ってあげて、お母さんが戻ったら受け入れてあげることができれば本当はベストだと思います。

山崎 本当に仰るとおり。お母さんが病院に入院してる間とかね、いろいろそういう対応が柔軟にできると。

もう一つは、もしできたらと思うんですけど、里親さんの支援っていいですか、ここはお母さんと子どもが入ってらっしゃるから、モデルは一杯おありだし、母子関係の作り方なんかモデルが一杯おありになるので、将来はそういう。

青木 フォスタリングをということですね。

山崎 フォスタリングケアをやるような機能もあつたらいいかなと思います。

青木 そうですね、たとえば、私どもの法人は、乳児院と密に連携しているので、まさにそれが。

山崎 一番できる。白百合ができるのはそこなんですよね。

青木 乳児院は看護師が多いんですよ。助産婦もいるので、協力できる。

山崎 一時、母子分離して乳児院に預かっていたいたりしながらお母さんが頑張れるっていいですか。そういうやり方もあると思いますね。そういう特徴が生かせるかなと思って。

青木 母子の支援というのは、結果的に母親がいることで、子どもが守られないから、という分離保護の支援モデルと、苦しいけれど家族と一緒に包みながらやっていこうという母子支援のモデルが、ちょうど交差するときがあるんです。

変化する母子関係を支える動的支援

山崎 そうなんです。私、赤ちゃんをたくさん

入れていらっしゃる施設にこのあいだ行ったんですけれども、お母さん自身がマザーリングの段階じゃないじゃないですか。マザーリングって本来あるものじゃなくて、学習しながら身に付けてらっしゃるし、ご自分が愛された経験がないし、虐待を受けてきたり、お母さんから拒絶されたりしてた経験があるお母さんたちにとって、赤ちゃんを抱っこするとか、赤ちゃんを愛するとか育てるとかっていうふうなモチベーションが生まれてないお母さんがたくさんおられて。

もう疲れたから嫌だ。赤ちゃんをポーンと職員に投げて、「私、ちょっと出てくる」とかって言って出ていっちゃうんですよ。職員は「何時ごろ帰ってくる」って聞くんですけど、「わかんない」と言っていなくなっちゃうんです。そういう赤ちゃんを職員が、「しばらくほっとしたいんだろね」とか、「ちょっと一杯飲みたくなっちゃってんのかな」と言いながら、抱っこしてらっしゃって。

だけどそういう若いお母さんにご飯と一緒に作る場所を作られていましてね。お母さん自身、離乳食って作ったことないし、ジュースはこうやって瓶から入れるもんだと思っているし、ご飯もつぶしてみたいな感覚がない。だから初めてカレーライス作ったとかという機会を作られたり、リングをすってみようよとかって。そうするとお母さんたちが若いお母さんたちの仲間になっていて、「自分で作ったらうめえ」とか言っているんですね。そういうクッキングの入り口みたいなことを提供してらっしゃいましたね。要するにお母さんとしてのエレメントっていいですか。

青木 そうですね。画一的な規則だけでいってしまうと、子どもを預けたまま、9時過ぎても帰ってこない。児相に電話かけて通告の流れに向かってしまう。例えば、母子生活支援施設で



そんなことが起きてしまいますよね。

山崎 それは今、結構どこでも起こっていますよね。

青木 管理っていう視点だけで母子生活支援施設の職員が動いてしまうと……。

山崎 そこにはお母さんたち来ませんよね。

青木 そうですね。ただ、支援は多様にした方がいいけれども、施設にも縛りがある。例えば、朝ごはんを食べられない子どもに、ご飯を作ってあげることは、基本はだめだよ、とか。実際は職員もやってあげたいと思っているのです。

山崎 ×(バツ)と言っているところもありますけど、実際はみんな作っています。作らないと、お母さん食べさせていないですから。

監査は命より大事ですかって話になっちゃってますね。あるいは職員を守るっていう意味もあるのかもしれない。お母さんは、どんどん要求を拡大されてしまいますからね。

松原 でも、母子生活支援施設って面白くて、二重措置がある意味、現実的に実現しているんですよね、常に。というのは、母子生活支援施設に入るの、利用と同時に措置も適用されることがあります。入所した子どもが保育園に通うんです。いわゆる児童養護施設の子どもが保育園に入れる二重措置と同じようなことを、母子生活支援施設はできます。

山崎 やっちゃっていますよね。

松原 やっちゃっているんで、例えばそういう朝ごはんもね、突破できないことはないと思う。

山崎 実際にやらざるを得ないんですよね。というのは、ご飯食べないで学校行っちゃいますからね。

松原 山崎先生が仰るように、それで他人ごとにして、施設側に全部丸投げにしないで、一緒にやろうよっていう関わりが一方でないよね。

山崎 そう、丸投げになっちゃうのですね。

松原 毎日のように預けて飲みに行っちゃうってことになっちゃう。そこはいろいろ実践上のいろいろな関わり方になりますよね。

山崎 それぐらいやっぱりお母さんたちの養育力っていうのは疲れちゃっていたり、心の都合があったり、いろいろなことがあって、持ってらっしゃる要素が重たいですもんね。

松原 ただ、入所したんだから絶対飲みに行っちゃ駄目とか、そういうことで関わっていると、それは、お母さんいたくなくなっちゃいます。

山崎 出ていっちゃいますね。

青木 今のままですと、どうしても生活保護のお金の管理、それが結局、支配の関係を生んで、お母さんが抑圧されて不満を持つようなことも残りやすくて。わざわざここに来て、それは良くないなとすごく思うので。

山崎 その問題はほんとに大きいですね。

アフターフォローの意義

青木 それと先生方が最初に仰った、みんなで住むのが苦手な人がいるので、プライバシーに侵入しないほうがいいという話がありましたね。

山崎 お母さんに。そうですね。

青木 それは確かにそうだと思うんですね。むしろここでギョッと関係を作っておいて、いったんは地域へ手放してもいい。外に出ていってアフターケアをしていく。でも、これってある意味でここから村ができ、町ができじゃないで

すけれど、わかり合えている人たちが程よい空間で近所に住んでいくような感じですよ。

山崎 そう。だから多分、それがこれからの狙いって言いますか、入所している時の関係はやっぱり一定の関係になっちゃいますけど、児童養護の場合には完全に10年間のアフターを念頭に入れてってしていますけれども、それは私、母子生活支援施設も似たようなところがあるんですけど、地域の応援団ができないと、施設だけがそれをやり続けるってことは本当に難しい。市町村は実際に変な事態なんです。

食べ物がない、ちょっと病気になった、失業している、自殺っていう人も結構ありましたね。それから車がパンクしちゃって、修理するお金がない。自転車をどこだかに落としちゃって、なくなって職場に行けなくなったとか、そういう物理的な事項もありますけど、お金が全然ないのに、結局、借りるか食べないでいるかなんですね。

結構、半数以上が水道、電気、ガスが止まっていますね。だから、退所した子どもたちがSOSを出せないまいると、本当に貧困層の塊ができてしまうと言いますかね。だから、そういう意味ではやっとアフターフォローをやる緒に就いたって言いますか。

母子生活支援施設ってお母さんと子どもですから、複雑な関係になりますけども、地域ができるだけ応援団でいるって言いますかね。入所期間は短いから、その後の自立までの射程距離を少し伸ばさなきゃいけない。

多機能化へ向けて

そうなると乳児院の場合は定員に対して職員の数も膨れることになります。30人の子ども、職員50人ぐらいっていうの、結構ありますもんね。

さらにアフターケアだけじゃなくて、それこ

そちょっとお休みしたいとか、子どもとちょっとガタガタになっちゃってうまくいかないから、母子入所したいとか。一緒にお母さんたちがご飯作る、食事会をやるとか。それから、ちょっと大変なお母さんの場合にはOT（作業療法士）とかST（言語聴覚士）とかPT（理学療法士）まで全部入っていますからね。そのお母さんのところにそういうサービスを送っていくとかやるとなると、もう乳児院じゃないですね。乳児院の機能を超えて、家族の再構築する場所変わっていますね。

そういう所があるのを知り、私もさすがにびっくりしました。いろいろな機能を付けて、この子どもとお母さんを守り抜きますっていう匂いがプンプンして。そんなに子どもを、例えば里子に出して戻ってきて、不調になってまたこっちに出してなんてやっていると、どうやってアタッチメント作るのかなと思って。ちょっと1日、赤ちゃんの部屋にいさせてもらえますかって言ったら、どうぞって言うので、1日乳児院の部屋の中に、ただ赤ちゃんと遊んだりしていたことがあるんですけど。

そうしたらやっぱり、職員はひたすら赤ちゃんに、スキンシップから始まって抱っこして片時も離さないっていう。担当者を決めて、短い期間でもいいからアタッチメントを作り上げていくことに専念してらっしゃることがよくわかって。ここまで来たのかと、ちょっとびっくりしました。

母子生活はそういうわけにやっていませんけど、多機能化していかなくちゃいけないことと地域の資源とつながるっていうことは、入所している間にどうやったら関係性ができるのか、どうやったら信頼関係ができるのか。治療とか指導とかっていうのはちょっと置いて、まずとにかく関係性を作る。

つまり、傷ついているお母さんたちの癒やし

を担う。私が、最近やってる研修は、癒やしな
がら担うっていう研修なんですけど。癒やされ
ないとお母さんたちも立ち上がれない。でも、
お母さんは子どもと一緒に、今の日常になっ
ていくってことをどういうふうにして連続して作
るのかっていうところに来たらという気はいた
しますね。特に虐待とかオフレクとか、心の病
を持っていらっしゃるお母さんとか、子どもも
発達障害とかっていうふうな中で、一人で戦っ
ていったお母さん、虐待を受けて戦ってきたお
母さん、経済的に非常には厳しいですから。

このあいだ伺ったお話では、お母さんは2日
に一遍だけご飯食べるんですよ。残りのご飯を
子どもに渡してるんですよ。2日に一遍ってな
んのことを言ってるのかなと思ったら、自分は
2日に一遍食べる。それで何とか生きています。

3カ月の赤ちゃんのおっぱいを出さなきゃい
けないんだけど、自分は食べていないので水を
たくさん飲んで、何とか赤ちゃんにおっぱいを出
そうとしていたって話してらっしゃいましたが、
ここまで来たんだなっていう気がいたしましたね。

これはシングルマザーズフォーラムでも有名
なお話で、お母さんたちが「飯ない」って言っ
てるのがわかるような気がいたしました。厳し
いですよね。

『子どもの福祉と心理』に向けて

青木 最後に『母子研究』から新たな出発とな
る『子どもの福祉と心理』発刊に向けて、先生
方からひと言ずつ、お言葉をいただきたいと思
います。

松原 じゃあ、私から。メアリー・リッチモン
ドというソーシャルケースワークの教室の創始
者がいましてね。その人が「理論と実践のらせ
ん階段」という言葉を使っていたんですけど、
この雑誌も、もちろん理論的な研究もそうで

けど、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施
設など、いろいろな施設の実践をまとめていく、
それによって理論体系化できていくような、道
筋が立てられる雑誌になればいいなと思ってい
ます。

青木 ありがとうございます。

山崎 私も『母子研究』が新しく『子どもの福
祉と心理』として復刊されて、この領域の、特
に母子、ひとり親のことなどを対象としながら、
研究を皆さん方と実践の方が出会う場所。それ
で一緒に協働できるような場所っていうのがで
きたらすごくいいなと思っています。

理想は高く、でも実践は地域に、そして現実
に根差すっていう両方があったらいいなってい
つも思うんですね。松原先生がお入りになって、
そういう道筋を一緒に作る。そしてそういう研
究者の人たちが、実践とつながった研究をやる
うちに、行政に対して政策提言とか、実践から
提言できるような研究であったら、その研究が
実践をまた生かすことにもなるかなって思っ
ています。

松原 ぼちぼち母子生活支援施設は、第2世代
の方が引退になる。今、いい機会かもしれません。

地域に根ざした事例研究を大切に

山崎 先生、事例研究会とかやってらっしゃい
ますか。事例研究って本当に大事なものです。
それを現場の方と一緒にされて、そこからファ
クトファインドされるって言いますかね。現場
の人に苦しみとか痛みとか悩みとかを、事例研
とか行くと見えてきますよね。

それとやはり、これからは地域を味方につけ
るっていうんですけど、地域とつながることを
して、その結果、地域を変えていくって言いま
すかね。だから、私の実践は今、社会福祉のテ
キストを大幅に変えちゃったんですけど、それ



今後ともご指導，ご助力賜りますよう，どうぞよろしくお願い申し上げます。本日は長時間，本当にありがとうございました。

はやっぱり地域につながる総合的，包括的な援助っていう。だから，地域支援と一緒にあったらいいなと思います。ここ，ボランティア入れてらっしゃいましたものね。今はこんなこと状態で駄目ですけど，ぜひどうぞよろしくお願いします。

青木 冊子を作ることで，少しまとまった見解なり意見を上げていくものにするというか。現場の声は五月雨式にいろいろ入ってはくるんですけど，それがなかなか形にならない苦勞があります。

まさに先生方から頂戴したご意見のとおり，事例や実践を大切にしながら，エビデンスを見失わない，というバランスですよ。

山崎 そう，それをされたらいいかもしれませんね。

青木 ありがとうございます。まさに私たちも目指したかったことです。『母子研究』の最後のほうは，心理学班と社会学班によって，隔年で独立のテーマで編纂されており，年度と年度のつながりが少し見えにくくなってしまっています。今後は若手の研究者の人たちも参加しやすいようにしつつ，研究所の活動成果をご報告できればと思っています。実践を真ん中に置きながら児童福祉全体を応援をしていくという紀要の方向性が先生方とのお話の中で明確になりました。

【研究論文①】

英国バナードス (Barnardo's) からみた スペクトラムな里親養育 「家庭養育」再考のヒント

安藤 藍*

本稿の目的は、「里親であること」を比較文化的な視点から捉え直す基礎資料を提示することである。政策上家庭養育推進に舵が切られる一方、実親・再婚した親、里親、ステップファミリー等「複数の家族の絆」に属する家族観が、日本の福祉現場では完全に受け入れられてはいないという指摘もある。日本の里親養育は、法律婚夫婦によるごく少数の里子の長期養育が多く、生みの親元に戻るか養子縁組までの短期間の養育が一般的である海外に比して「単一の家族」像を維持しているようにもみえる。

多様な「里親であること」の可能性を探るため、英国の里親支援機関でインタビューを行った。その結果、里親養育がスペクトラムのように幅広く提供されること、長期里親であっても子どもの実親を尊重する認識とそれを支える社会的共同親の理念・支援体制等が明らかになった。さらに、独身者や性的少数者の養育者もアセスメントプロセスで排除されないこともわかった。

キーワード：里親養育、バナードス、社会的共同親

1. はじめに

本稿は、2019年度の英国里親支援団体ヒアリング資料を用いて、里親のあり方に多彩なグラデーションを示す基礎資料を提供するものである。本稿を通じて、日本で一枚岩に扱われがちな里親のあり方に対し、限られたデータながら比較文化的に「里親であること」を捉え直すヒントを得るものとする。

里親を含む日本の社会的養育関連の政策動向においては、国際的にも里親委託が低調であり、子どもの権利擁護の上でも国連子どもの権利委員会の指摘を受けてきた経緯から、家庭養育を推進する動きがみてとれる。研究面でも里親制度の啓発、フォスターリング機関の立ち上げ、里親支援ソーシャルワーク等里親支援の充実をはかるため、児童家庭福祉分野での里親支援の研究がさかんである。これに対して、家族社会学分野の実証研究（和泉、2006；安藤、

* 千葉大学教育学部

2017；藤間，2017；野辺，2018等）は，代替養育における家族像や血縁の問い直しをはかる視点を内包してきた。里親養育の主流は「法律婚夫婦が自身の子育て後の，あるいは不妊治療後の子どものいる人生のひとつとして里親登録につながり，1人か2人の子どもを長く措置解除後まで育てるような養育のあり方」であり，それは制度改革の中でも大きく変わってはいない¹。津崎（2020）が海外の知見をひきながら指摘したように，日本の福祉現場において家族はひとつだという「単一の家族の絆」に高い価値をおき，実親・再婚した親，ステップファミリー等「複数の家族の絆」に属する家族観が十分受容されていないことは，里親委託や養子縁組が妨げられてきたことと無関係ではないだろう。本稿は英国の里親とソーシャルワーカーのヒアリングをもとに，単一の家族にとらわれない里親であることの可能性を示したい。

2. 調査先の特徴について——英国とバナードスの位置——

本稿で英国に着目する理由は以下の通りである。生みの親元に戻るか養子縁組するまでの短期間の養育が国際的にも一般的である里親制度において，英国では古くから日本と近い「長期里親 (long-term fostering)」が一定の地位を得

ているため，比較しやすい点である。また，ほかにも里親の種類は複数あるが，それぞれのすみわけと当事者らの養育経験の解釈はどのようになっているのか，探索的研究が期待できるのではないかと考える。

英国の里親の種類には，緊急，短期，長期のほか，フルタイム (full-time) 養育者のレスパイト，養子縁組を待つ乳幼児の委託，親子委託や裁判を待つ間あずかる里親もある²。Fosteringにかかわる機関には，日本の児童相談所にあたる地方自治体 (Local Authority) のCSC (Children's Social Care) に加え，数多くの民間機関，すなわち独立型里親支援機関 (Independent Fostering Agency / independent children services provider) がある。独立型里親支援機関は里親募集，認定から研修，委託後のケアまで措置以外は担うことができる。CSCは子どもを里親委託等するとき，地方自治体に登録する里親にあずけるだけでなく，子どものニーズによっては民間機関の里親委託サービスを買う。一般には地方自治体よりも独立型里親支援機関の方が，支援する里子の年齢が比較的高い，トラウマ等が重い，といった専門的な里親委託を提供する。バナードスもそのひとつであり，人身売買の被害など搾取された子どもを特に対象とするような種類の里親委託も行う。

バナードスは英国において最も歴史のある里親支援機関であり，チャリティ団体である。英国でDr. Barnardoによる設立以降150年以上にわたって，社会的養護に限らず児童福祉領域の支援をリードしてきた存在といえる。1970年代には大規模施設運営から家庭での養育支援に移行し，現在は社会的養護のほか障がい児

1 里子および里親の概況は，児童養護施設入所児童等調査結果によれば，委託児童数は1人が最多で76.1%を占め，平均委託機関は4.5年とはいえ5年以上にわたる児童も35%である。児童の今後の見通しは保護者のもとへ復帰予定は1割にとどまり，68.7%が自立まで里親家庭で養育予定，12.2%が養子縁組を予定している。障がいをもつケースもある。里父母の年齢は60歳以上が約3割，50代約3割（里父27%，里母32.6%）と中高年が多い（2018年2月1日時点）（厚生労働省子ども家庭局，2020）。里親の種類は，養育里親／養子縁組希望里親／専門里親／親族里親の4種類あるが，自治体によって割合は異なるものの養育里親や養子縁組希望里親が多く，専門里親研修を受け専門里親を兼ねる者もある。

2 remand fosteringといい，これについては安藤(2020)を参照のこと。

サービス、子育て支援サービス、セクシュアルマイノリティやホームレスの若者支援など、実に幅広いサービスを提供している。

筆者は2019年8月19日から22日にかけて、共同でバナードスの里親支援部門バーミンガム事務所、地域子育て支援を担うChildren's Centre、養子縁組部門のAdoption plusを訪れた。本稿で使用するのは、里親支援部門の里親3人およびディレクター・ソーシャルワーカー4人、Adoption plusのディレクターのヒアリングデータの一部である。

3. 報告内容

日本でながらく一般的であったほぼ養子縁組に近い里親養育は、海外でも同様に一般的というわけではない。以下では、「法律婚夫婦が自身の子育て後の、あるいは不妊治療後の、子どものいる人生のひとつとして里親登録につながり、1人か2人の子どもを長く措置解除後まで育てるような養育のあり方」を相対化する視点を導きの糸としデータを示す。

3-1. 里親の種類や里親キャリアの意味

● スペクトラムとしての里親養育

バナードスでは、長期(long-term)、短期(short-term)、緊急里親(emergency)は総称して「generic fostering」と呼ばれている。remand fosteringはこれに含まず、性的被害に遭った／遭いやすい子ども(sexual exploitation)、主にアフガニスタンやシリアから親を伴わず子どもだけでやってきた移民希望の子ども(unaccompanied asylum)など支援度の高い子どもたちを養育する種類の里親である。ショートブレイク里親(short-break)は、実親やフルタイムの養育者の休息等の間、短期間レスパイトであずかるものである。加えて、障がいのある子どもで実親と住んでいるが、親にも

レスパイトが必要なことから、おじさん、おばさんの家に行く感覚で里親のもとに週末に行くような特別なshort-breakもあるという。司法のもとにある子どもや親のいない移民希望の子どもなど、日本では里親養育の対象とならないケースも多々含んでいる。里親支援ソーシャルワーカー(語り紹介ではSWrと記す)は以下のように語った。

SWr1: 里親さんのもとで暮らしても毎週のように実親と会う子どももいれば、実親とのコンタクトもなくずっと同じ里親さんと暮らしているような子どももいます。つまり一応里親というポジションで子どもを養育しているけれど、永久的に自分の子として養育するようなパターン³ですね。私たちはそれを永久里親(permanent foster care)と呼んでいますが、それは養子縁組と同じようなものです。このように、里親里子といっても幅があり、すべて含んだスペクトラムがfosteringなんです。

● career path —— ステップアップではなく 関心の焦点化 ——

数ある里親の種類の中で、どの種類の里親を選ぶか。またある種類の里親から別の種類へ変更する場合とは、里親たちにとってどんな意味があるのだろうか。

SWr2: 地方自治体の里親からスタートして経験を積むといったように、里親が経験を積めば積むほど、自分が何を求めているのかがわ

3 なぜこうした永久里親として育てる選択肢があるかというと、養子縁組に行くには子どもの状態がチャレンジング過ぎ、さらに養子縁組するとバナードスや自治体からの専門的サポートが十分得られないため、里親のまま養子縁組のように育てるのだという。

かるようになると思います。たとえば、remand サービスをみてこれをやってみたいと思うかもしれないし、short-break や障がい者支援もやってみたいと思うかもしれません。何に関心があるのか、その人たちの興味がクリアになるのでしょうか。

里親キャリアをステップアップしていくものとみなすよりも、子どもたちの実情を知る中で自分の関心に合うあり方を選んでいくようになるものといえる。バナードスの里親の中でも remand fostering は、里親養育の中でトップレベルにあたる。remand fostering に移ったニールさん、そして年を重ねてからショートブレイク里親を始めたアンさんの語りから、長期、短期、レスパイトという種別の違いと養育態度の違いをみてみよう。

● **ニールさん** —— long-term, remand fostering 里親歴計 34 年 ——

ニールさんはバナードスの里親として 34 年の経歴をもつベテランである。長期里親として 6 人を養育し、うち 4 人は 9 歳、あるいは 10 歳から委託され 10 年ほどともに暮らした。現在その 4 人はニールさんの自宅で同居こそしないものの、往来があり家族の一員として関係が続いているという。ニールさん夫妻は、年齢を重ね長期里親として若者にかかわり続けるのが困難になったこと、バナードスと継続的に活動したことから、委託期間の短い remand fostering に移った。子どもや若者を見るという点では長期里親時代と同じだという。長期里親時代に心がけていたことは、「自分の実の息子と同じように育てることをまず心がけ、里子と実子をわけたりしない」「家族の一員として接するということ」と言い、日常生活でも実子と同じような態度で子どもに向かい合うことを

繰り返し述べた。

ニール：毎日の生活の中で気をつけることは会話だと思っています。自分がどう考えているのか、意見を言えるように質問するとか巻き込むような取り組みっていうのを、日常会話の中で心がけていました。トラウマがあるかないかといったことではなく、自分の子どもにするのと同じようにね。

ニールさんの言う実子と同じというのは、実子と同じように接することであって実親に換わることは別である。たとえば、long-term の里子たちは学生の頃、学校では里親たちのことをお父さん、お母さんと呼んでいたが、実際にニールさんと呼ぶときには「ニール」と名前と呼んでいたという。ソーシャルワーカーらによれば、長期里親に対しては、子どもたちと里親に実親をどう表現したいか考えてもらうのだという。

● **アンさん** —— short-break, 里親歴 8 年 ——

続いてショートブレイク里親のアンさんである。ふたりの子どもたちは中年になって、大きくなった孫たちは実家を離れ遠方に住んでおり、連絡も頻回ではない。家が空^{から}のゆりかごのようだった。アンさんと夫は里親について関心はあったが、ふたりともフルタイムで働いてきた上、高齢者といわれるカテゴリーに属する自分たちにはもう里親はできないのではないかと考えていたという。地元^{から}の市で催されたイベントに参加し、自治体のワーカーからまだ年齢的にもできることがあると気づかされ、興味をもった。バナードスを選んだのは、トレーニングとサポートの充実さのためだそう。体力的なことから、5 歳以下ではない方がよいということになり、これまで 4 人の里子をあずかって

きた。バナードスに登録する里親のレスパイト (internal), internalに限らず実親のレスパイト (external) も行い、地域のフルタイム養育者を支えている。アンさんの語りとSWrの応答は以下のようなものである。

アン：ショートブレイク里親になって早い段階で気づいたことのひとつなんですが、フルタイムの里親さんや実親さんとの良好な関係がとても大事だということですね。子どもを長期的にケアする人との関係が、私たちにとって、子どもとうまくやっていく鍵になるんです。何か直面する事態になったときに備えておくためにも。

SWr3：ショートブレイク里親は、フルタイムの養育者が作った普段のルーティーンを再現するように、同じようなルーティーンを維持しなければなりませんよね。

フルタイムの養育者——それが実親であっても里親であっても——の日常を理解し、かれらとの良好な関係があつてこそ、情報も共有できてこそ良い養育につながる。実親家庭、里親家庭問わず危機的状況に陥った場合に、まず子どもを移す場所としてソーシャルワーカーたちが検討するのはショートブレイク里親 (“regular short-break carer” という言い方をしていた) である。日本でいうところの一時保護のような役割である。保護する事態になつても、日頃から子どもが知っているショートブレイク里親のもとの方がよい。そうして一時的に保護し、1週間から数週間、フルタイム養育者にゆとりをもたせたり、そこから別の里親委託等もありうるという。あくまでそのショートブレイク里親の可能な範囲であるが、フルタイムの養育者 (実親でも里親でも) を支える存在としてアンさん

も自身をよく認識していることがわかる。

3-2. 実親子関係維持と実親に対する意識

代替養育は実親のもとで再び親子が生活できることをまず目指し、ケースによって最適な実親家庭と子どもの距離感を模索してゆく。しかし理念と裏腹に実態は様々で、実親支援は長年の課題といえよう⁴。他方英国では、裁判所命令によって実親とのコンタクトの回数や期間が決められている。都度の面会に際し、里親に日々の養育の報告義務は基本的にないという⁵。里親は措置権のある自治体のソーシャルワーカーやバナードスのソーシャルワーカーと連絡を取り合っており、必要があれば自治体のソーシャルワーカーから裁判所に報告があがる。実親子の交流は自治体のソーシャルワーカーが担当するため、バナードスは自団体に登録する里親のあずかる里子の実親に対してコンタクトすることは基本的にないという。

そのほか理念的な日英の相違点として、英国での社会的共同親の理念、親は実親という絶対のポジション (里親談) がある点は述べておく

4 現在、社会的養護のもとにいる子どものほとんどに親族がおり、いわゆる孤児は少ない。厚生労働省が5年おきに行う「児童養護施設児童等調査」は、里親家庭の状況や社会的養護への措置児童に関する調査で、この最新版 (令和2年1月に公表された平成30年2月1日時点) によれば、里親委託になった当時の子どもの78.4%に両親かひとりの親がいる。里子のうち両親ともいなかったり不明でも、祖父母やおじ・おば、きょうだいが保護者である場合が6割を超える。しかし、里親委託時点でいた家族との関係は、「交流なし」が70.3%、「交流あり」でも一時帰宅するケースは6.7%にとどまり (児童養護施設では33.8%)、面会しているのは17.2%、電話・メール・手紙は4.2%だった。このような実の家族との関係は、子どもの委託の見通しとも関係がある。里子の今後の見通しのうち「保護者のもとへ復帰」はわずか10.2%、一方「自立まで現在のままで養育」68.7%、「養子縁組」12.2%と当該里親家庭で長期にわたり養育が見込まれている。

5 ニールさんによると。メモ程度はとるといふ。

べきだろう。社会的共同親というのは、英国で戦後社会的養育の根底を支える理念であり、人々はみな共同親業に参加すると考える。

実践上、実親と子どもとのコンタクトが困難であることは日本も英国も同様である。実親自身も様々な生活課題を抱えていたり、支援を要するケースも多い。里親自身はあずかる子どもの実親についてどのように認識しているのだろうか？ 長期里親のニールさんとジュリーさん、短期里親のアンさんそれぞれの語り方をみてみたい。まず、ベテランのニールさんの事例からである。ニールさんのあずかった子どもたちほぼ皆、委託当初から措置終了まで実親との接触が継続していた。

ニール：あなたの生みの親は別にいるので、私たちはあなたのお母さんとお父さんではない、ということはかなりクリアに最初から言っていたんです（だからといって愛情が変わるわけではない）。学校では友だちに見せる顔や他の保護者にも見せる顔が違い、わりとうまく別の顔をするので特に問題になったことはないですね。

実親との面会後には荒れたり⁶、別々に養子縁組になった実きょうだいの養親家族の間を行き

6 あずかったある男の子は、6週おきに実親とのコンタクトがあった。ニールさんに送ってもらい日中を両親と過ごし、夜にはニールさんの迎えで里親宅に戻っていた。たとえ日中しか共に過ごさずとも子どもは両親と会うたびに動揺し、面会后数日荒れて非常に大変な状況になるため、落ち着かせるよう腐心するというのを繰り返していた。ニールさんが細心の注意を払ったのは、両親を決して批判しないことだったという。実親を批判することで子どもにネガティブな影響を及ぼすと考えると絶対批判はしないよう心がけていた。それはもう受け入れるしかなく、毎回荒れるとわかっているけどポジティブなことに目を向けていつも通りにしていくしかないという言葉が印象的であった。

来しきょうだいとのかかわりを保つ難しさ⁷があったりと、里親の立ち位置も複雑であった。自治体・民間機関でのソーシャルワーカー経験のある長期里親のジュリーさんの語り方も印象的である。子どもの生みの親についてどう思うかたずねられると、一度どういう意味か聞き返し、「かれら（実親）は親、常に子どもたちの親なのですよ」と述べた。

ジュリー：（子どもが保護されていて）たとえ何もしていなくても、親の役割の一部を保持しているのだから、子どもたちの親であることは尊重しなければなりません。

日本では、長年にわたって養育している里親が「自分たちが母であり父である」と信じたい気持ちをたびたびもつことがある（安藤，2017）。里親が18歳まで長期にわたって養育を担い、生みの親はといえば連絡もよこさない状況もあることを補足すると、日英の実態の相違を知ったジュリーさんは「それはそう（里親たちが、自分たちが親であると認識する）でなければならぬと思いますよ」と共感を示していた。その上で、養子縁組と養育の違い、自治体ワーカーとしての経歴と比して、里親の立ち位置について以下のように語った。

ジュリー：（英国でも）養子縁組の場合はそういう感じはあるかもしれないですね。

7 血のつながった4人の姉妹のいる男の子のケース。「ふたつの家族にそれぞれ2人ずつ姉妹が養子縁組されて、きょうだいの縁組先のふたつの家族のもとを行ったり来たり、3ヶ月おきにしてたんです。それはちょっと妙で、子どもたちの血がつながっているというだけでそんなに知らない家族と交流するわけですね」（ニール）。ニールさんの実感としては、子どもが実家族（実きょうだい関係）をキープするためにコンタクトを続けるとはいえ、間に入る大人としては難しい立場のようであった。

も里親養育はかなり違います。里親養育は実親と共に、親のためにも行うものです。親に目も配るし、日常的なケアをするという立場です。

ジュリー：かつてのソーシャルワーカー時代のように仕事のようなもので、それがベストな方法だと思いますよ。（社会的共同親の考えからして）実親や里親が日々の養育をしている限り、地方自治体もまた親であることの一部を担っているわけだから。

英国の社会的共同親の概念では、親であることの一部を地方自治体、一部を親が担っていると考えます。そのため、ジュリーさんは自治体の機能を部分的に担っているという認識、彼女がソーシャルワーカーとして働いていた頃のようなプロフェッショナルな立場で、里親としての自身を捉えているということであった。ジュリーさんの場合は自治体ワーカーという経歴が大きく里親としての役割認識に影響していると推察されるが、社会的共同親の概念は里親の立場を規定する理念的基盤である。日本の長期里親は英国の養子縁組と感覚的に近く、英国の一般的な里親養育とやや異なる感覚になることがうかがえる。

ジュリーさんとの会話を聞いていたベテラン長期里親のニールさんは、実親の心情を付け加えてその対応について話してくれた。

ニール：実親としても、養育者としての自分の立場が脅かされると感じて、里親さんのことを敵視する場合もありますね、コンタクトがあると。“あんな里親の言うこと聞かなくていい”，“あなたの本当の親は私なんだから、僕なんだから”などと言ってくる人もいます。そういうとき、里親としては基本的

に、“うちではこういうふうと一緒に色々考えて問題解決していきたいんだよ”という感じで大人な対応をすることになっています。そこで議論したりはしません（でもそういうことを言ったり敵対的な態度をとる実親はたくさんいる）。

ニールさんが語ったような実親の言動は日本でも同様に見聞きされる。しかし、英国では実親子の交流は裁判所命令という司法関与によって決まり、社会的共同親の理念上里親は親であることの一部を担う。このような枠組みのもと、里子は実子と同様であるが実親は別にいると明確に意識する里親の認識が醸成されるのであろう。

3-3. 里子の自立—— Staying Putの位置づけ——

本項で取り上げるのは子どもたちの「自立」に関するトピックである。日本では措置延長により18歳を超えて20歳、大学等在学中であれば22歳まで養育できるようになった。しかし、社会的養護から巣立つ若者たちが直面する経済的、心理的な負担は大きく、措置を離れても里親の自助努力に支えられるケースは多い。英国ではLeaving Care Actによって、25歳まで里子を引き続き養育するStaying Putという制度がある。障がいのある子どもであれば生涯にわたって養育可能だ。日本の措置延長のような仕組みだが、ワーカーによれば法律上里子の身分は18歳までだという。国の統計では、18歳の誕生日に世話をやめ、「Staying Put」を利用して元里親と一緒に暮らしていた19歳と20歳の元里子の割合は、2019年の26%から2020年の28%へとわずかに増加した。Staying Putを利用してはいたのだが、その理由は何だろうか。

SWr1：（バナードスのような独立型Fostering機関の手を離れるため）私たちに正確なところ

はわからないのですが、見聞き可能な範囲で言えば、Staying Putを利用して子どもを継続的にみているケースはごくふつうの家族と同じように過ごしています。子どもたちが20代半ばになるまでは、大学に通ったり休暇に戻ってきたり、家を出たり、戻ってきたりしているかもしれません。一般家庭の家族と同じようなサポートやつながりを維持するだけです⁸。

このようにワーカーの感覚では、Staying Putを利用する里親に何か一定の傾向・パターンがあるわけではないが、経験上子どもの措置年齢には傾向はありそうだという。18歳以降の支援はバナードスでは行っていないので、全容は把握できてない。あくまで経験則で調査したわけではないと前置きした上で、バナードスの支援する子どもの中でも低年齢——8, 9, 10歳ぐらいまで——で措置された子どものほうが、里親が愛着関係を形成して受け入れる可能性が高いと思われるそうである。14, 5歳ぐらいで措置された子どもは実親のもとに帰っており、かれらが18歳を超えての延長はなかなかないのでないかとのことである。ニュアンスを付け加えると、日本で進学や就職、通院等の支援を続けるいわゆるふつうの家族、のようなかわりをしてくれる里親もその25%に含まれている。里親制度の規定によれば18歳で法的な里子の身分はなくなるため、自治体によってはボランティア的に金銭的支援が出るものの、どう子どもにかかわるのかはケースによって選択の余地があり養育者次第なのだ。バナードスのワーカーのひとり、Staying Putの利用は23歳ぐらいまでをすすめているという。

.....
8 とりわけ英国都心部では住宅費が高額のため、実子であっても20代のうちは実家に住むことがある状況を指す。

3-4. 異性愛夫婦ではない養育者——ジュリーさん、Adoption plusでの養親選定——

英国政府HP "Becoming a foster parent" には、里親になるにあたり年齢やエスニシティ、ジェンダー、婚姻状況、宗教、性的指向等によって評価されることはないと明記される。本項では単身で里親になったジュリーさんの語り、バナードスで養子縁組部門を担当する「Adoption plus」の視察をもとにする。

長期里親になって間もないジュリーさんは、社会的養護のもとにいたことがある。大人になり、シングルで実子たちを育て、地方自治体・民間機関でソーシャルワーカーとして勤務してきた。

ご自身も施設や里親による養育経験があったため、幼いときからこうした代替養育を必要とする子どもの存在をよくわかっていた。「お返ししたい」という気持ちがあり、いつか里親になりたいとずっと思っていたそうだ。ソーシャルワーカーを経て、バナードスで里親になることを選んだ理由は、チャリティーで歴史のある団体であり、良い評判を聞いていたからだという。長期里親になって4ヶ月、初めて委託されたきょうだい児は、ジュリーさんが3件目の里親家庭だ。年子でけんかや様々な気になる行動があったことから、前の里親さんがギブアップしたケースだという。

ジュリー：虐待やトラウマの経験があって明らかにきょうだいは行動が似ていますね。とくに下の8歳の子は学校での問題行動もすごいので、養育者としては非常に難しい子だと思います。

こうしたハンディのある子どもたちが新人里親でかつ単身のジュリーさんのもとにあずけら

れたのは、彼女自身のソーシャルワーカー経験、仕事仲間とのネットワーク等の経歴・資源、スキルが見込まれているのは言うまでもないだろう。しかし、彼女の個人的背景にのみ焦点化してシングルの里親の成立を語るのは早計である。バナードスでは、トラブルがあれば少なくとも1ヶ月に1回はソーシャルワーカーの訪問、きょうだいの生育歴を鑑み週1回のセラピーを受けることができ、夏期休業のような学校が休みの期間にはサポートワーカーたちが子どもたちをお出かけに連れ出してくれるという。このきょうだいは福祉とかかわって長い歴史があるため、地方自治体のソーシャルワーカーなど色々な人が関与しているという。こうした幾重のサポートのもと、ジュリーさんは単身といってもごく自然体で養育を始めている。

Adoption plus⁹ —— 子どもと養親のセクシュアリティ等 ——

今回の視察ではセクシュアルマイノリティの里親には会えなかったが、バナードスの養子縁組部門である Adoption plus で、ゲイカップル等がセクシュアリティにかかわらず養親候補としてトレーニングを受け、子どもを縁組している実態があると聞くことができた。Adoption plus のセラピストは、「(養親の) エスニシティは考慮するけれど、性的指向は関係ないですね。説明してディスカッションはします」と語った。視察時点で、Adoption plus では3組のゲイカッ

プル、また3人のシングルの養親がいるそうである。

英国では、同性カップルの養子縁組は2002年から法律でサポートされ、2010年からは差別的な行為は違法となった (Adoption plus)。2020年のイングランドの養子縁組の約17%—— おおよそ6分の1 —— は同性カップル¹⁰の養親に、11%はカップルではなく単身の養親によるものだ (GOV.UK)。アセスメントにおける性的指向、宗教、民族の違い等への考慮は、これまでも議論されているテーマである。バナードスのLGBT+の養親アセスメントプロセスは、そうではない養親のものと同じだ。様々な背景をもつ子どもたちにとって良い親となれるかどうかアセスメントの基本であり、なぜ養育者になりたいのか、その人の柔軟性や人間関係のよさ、感情を理解して話すことができるか、などを支援機関側はよく知ろうとするのだ (Adoption plus)。英国の実践現場でポピュラーなアセスメントガイド (Beesley, 2020, pp.188-211) でも、本項で取り上げたようなシングルの里親・養親申請者について言及がある。婚姻状況、性指向や性自認を含んだセクシュアリティばかりでなく、国際養子、エスニックマイノリティや障がいのある里親申請等を同列に挙げ、そうした人々をすべての養育申請者と同じようにアセスメントすべきであるし、また「両親のいる家族」のような一様な特徴より子どものニーズにもとづいて適切な家族を見つけ委託するべきという指摘は注目に値しよう。

4. おわりに

社会的養育は、実態としての様々な家族の態

9 Adoption plus はバナードスの養子縁組支援機関であり、セラピューティック・ボランティアな機関である。深刻なトラウマのある子どもの縁組に特化している特徴がある。養子になる子どもの平均年齢は5歳ほどであるが、非常に深刻な環境にあった赤ちゃんもいる。2008年に設立後、2011年からドラッグや重い虐待の影響を受けた子どもたちを縁組し始め、2019年調査時までには25人が養子縁組した。養子縁組後も1年に1回は任意であるがアセスメントの機会があり、ほとんどの養親子が参加する。

10 トランスジェンダーやバイセクシュアルの人々はセンサスに含まれていない。なお2013年7月のThe Royal Assent to the Marriage (Same Sex Couples) Actにより、2014年夏から同性婚が可能となっている。

様と、理念的な「家庭」なるものとの深い溝に翻弄されながらも、「家庭」を理念として掲げざるを得ないジレンマを抱えている。代替養育における家族像の問い直しをはかる家族社会学分野の実証研究は、なぜ里親たちが「家族」を志向するかそのメカニズムの一端を明らかにし(安藤, 2017), 施設養護から社会的養育に埋め込まれる家族主義を指摘等してきた(藤間, 2017)。今回取り上げるデータは限られたものであるが、英国の里親らの語りをもとに、里親養育といえども非常に幅があり、養育者としての認識がいかなるものかを部分的には提示してきた。日本の社会的養育改革は近年大きな動きを見せるが、現行の社会的養育のあり方を所与として今後の家庭養育を構想するのではなく、子どもたちを中心に里親、実親、ソーシャルワーカー、地域住民等の共同親業へとつながるものでありたいものである。

【付記】

Brenda Farrellさんをはじめとするバナードスの皆様、視察をアテンドしてくださった立命館大学の徳永祥子さんに、心より御礼申し上げます。本稿で取り上げた調査は、「子どもの逆境と支援をめぐる多様な語りと子ども支援から見た社会の構想の研究」(課題番号 18KT0032)、「里親委託支援システム構築に関する研究——日英比較研究から——」(課題番号 17K13896)、「里親経験の社会的解明——日英の事例から——」(課題番号 17K17988)によるものです。

▶文献

Adoption plus HP. Retrieved from <http://www.adoptionplus.co.uk/> (2021年10月8日閲覧)
 安藤藍 (2017). 里親であることの葛藤と対処——家族的文脈と福祉的文脈の交錯—— ミネルヴァ書房
 安藤藍 (2020). 英国のRemand Fosteringからみる児童福祉と少年司法の連携可能性 人文学報, 516, 25-43.

Beesley P. (2020). *Making good assessments: A PRACTICAL RESOURCE GUIDE 4th edition*. UK: coram BAAF.

Government UK HP “Becoming a foster parent” <https://www.gov.uk/becoming-foster-parent> (2021年7月18日閲覧)

Government UK HP, Data catalogue, National - Children looked after who were adopted - number, gender and legal status of adopters, <https://explore-education-statistics.service.gov.uk/data-catalogue/children-looked-after-in-england-including-adoptions> (2021年10月8日閲覧)

和泉広恵 (2006). 里親とは何か——家族する時代の社会学—— 勁草書房

厚生労働省子ども家庭局厚生労働省社会援護局障害保健福祉部 (2020). 児童養護施設入所児童等調査の概要 <https://www.mhlw.go.jp/content/11923000/000595122.pdf> (2021年12月18日閲覧)

日本財団 子どもたちに過程をプロジェクト (2020). 津崎哲雄氏インタビュー「ガラパゴス化を超えて——日本における児童ソーシャルワークの確立へ」 <http://nf-kodomokatei.jp/interview/%E6%B4%A5%E5%B4%8E%E5%93%B2%E9%9B%84%E6%B0%8F%E3%82%A4%E3%83%B3%E3%82%BF%E3%83%93%E3%83%A5%E3%83%BC%E3%80%80%E3%80%8C%E3%82%AC%E3%83%A9%E3%83%91%E3%82%B4%E3%82%B9%E5%8C%96%E3%82%92%E8%B6%85%E3%81%88.html> (2021年12月25日閲覧)

野辺陽子 (2018). 養子縁組の社会学——〈日本人〉にとって〈血縁〉とはなにか—— 新曜社

藤間公太 (2017). 代替養育の社会学——施設養護から〈脱家族化〉を問う—— 晃洋書房

UK Gov. HP, Reporting Year 2020 Children looked after in England including adoptions (<https://explore-education-statistics.service.gov.uk/find-statistics/children-looked-after-in-england-including-adoptions/2020>) (2021年8月31日閲覧)

Barnardo's Perspective on the Foster Care Spectrum

Ai ANDO

Chiba University

Journal of Child and Family Social Work and Psychology 2024, Vol.1, 28-38

Abstract:

This paper provides basic data on the gradations of a foster carer's perception, using data from interviews with an UK fostering agency in 2019.

Mainstream foster care in Japan is "the way in which legally married couples register as foster parents as part of their life with children, after rearing their own or after fertility treatment and raise one or two foster children for a long time until the measures are lifted."

However, a problem has been identified as the view of the family as belonging to "multiple family ties" such as biological parents, remarried parents, foster carers, and stepfamilies is not completely accepted in Japan's welfare field.

These interview data revealed the perceptions of short-term foster carers who support full-time caregivers; and long-term foster carers who respect the role of children's biological parents.

Furthermore, it was discovered that single and sexual minority caregivers were not excluded but were assessed through the same process.

The philosophy of corporate parenting follows this perception.

This paper will reconsider "being a foster carer" from a comparative cultural perspective.

key words: foster care, Barnardo's, corporate-parenting

【研究論文②】

社会的養護下にある 子どものアタッチメントと その評価方法

近藤清美*

アタッチメントの概念はしばしば「甘え」や「スキンシップ」と混同され誤解が多い。本論文では、こうした誤解を解きアタッチメントの概念を明らかにする。施設ケアにおける子どものアタッチメントにうつしても誤解が多く、施設ケアをされている子どものアタッチメントは不安定だと決めつけることはできない。本論文では、養育者への子どもの安定したアタッチメント形成の要因を明らかにし、敏感なケアと子どもに対するコミットメントの重要性を指摘した。問題は、施設の中で子どものアタッチメントを適切に評価する方法がないことにある。本論文では質問紙法と行動観察法を比較することで、この問題を議論した。

キーワード：アタッチメント、社会的養護、アセスメント法

1. アタッチメント概念の誤解と混乱

アタッチメントを「情緒的絆」であるとする定義は、ボウルビィ (Bowlby, 1991) に始まるとされているが、この定義が様々な誤解を生む元となっている。とりわけ、わが国では、母子一体感が強調されたり、甘えやスキンシップという言葉があるため、一般の人々は、アタッチメントをそうしたものと混同していることが多い。特に、「愛着」の用語は普通の日本語とし

てあまねく使われているためよけいに混乱を生んでいる。したがって、学問の世界では、「愛着」ではなく「アタッチメント」とカタカナ書きすることで、「愛してくっつく」という絆だけを強調するアタッチメント概念からの決別を図っている。そこで、まず、アタッチメントの定義を明確にしておきたい。アタッチメントは、危機に際して恐怖や不安を感じたときに働く行動システムであり、養育者へ接近・接触をして保護や世話を求め、安心感を得る関係性であり、単なる情緒的絆ではない。

* 帝京大学

では、学問の世界では、ボウルビィのアタッチメント概念が、分野に限らず同じように使われているのだろうか。どうもそうとは言えない。アタッチメント研究は、発達心理学と社会心理学・パーソナリティ心理学において盛んである。前者は、子どもを対象に、行動観察や投影法を用いてアタッチメントを評価している。後者は、もっぱら大人を対象にして自記式質問紙を用いてアタッチメントを研究している。評価方法だけ見ても大きく異なり、扱っている概念に差があると言える。

冒頭に述べたアタッチメントの定義は、主に、発達心理学において使われているものである。発達心理学では、エインズワースら (Ainsworth, Blehar, Waters, & Wall, 1978) の研究成果に依拠して、アタッチメント対象を安全基地として利用する行動システムとして考える。やがて、子どもはアタッチメント・システムを内在化させて内的作業モデルを形成する。内的作業モデルは、成人アタッチメント面接 (Main, Goldwyn, & Hesse, 2003) で評定される。それは、親との思い出の想起というアタッチメント・システムが喚起される場において、アタッチメントに関する情報にどのように注意を向けるかを査定するものである。安定したアタッチメントをもつ場合は、過去の親との思い出を矛盾なく語るができる。発達心理学においては、安定-不安定、組織化された-未組織化されたという軸でアタッチメントを考える。

一方、社会心理学・パーソナリティ心理学では、もっぱら成人におけるアタッチメント関係や内的作業モデルを扱い、それを主観的にどのように感じているかを調べるために自記式質問紙を用いる。発達心理学と同様、社会心理学・パーソナリティ心理学でも、「アタッチメント・スタイル」としてアタッチメントの分類をすることもあるが、近年、質問紙の統計学的研

究から、関係回避と関係不安の2次元としてアタッチメントを考えることが多くなっている (Brennan & Shaver, 1995)。あるいは、内的作業モデルにはアタッチメント対象に関するものと自己に対するものの2種類があると考えて、その組み合わせで四つのアタッチメント・スタイルを考える場合もある (Bartholomew & Horowitz, 1991)。いずれの場合も、アタッチメントは内的作業モデルの在り方と考えられ、実際に行う行動方略としてとらえられているところが、発達心理学とは異なる。研究分野によってアタッチメントの扱いはこのように違っているのである。

それでは、研究者と心理臨床家の間での違いはどうだろうか。心理臨床においてアタッチメントはしばしば重要なテーマとなってきた。また、ボウルビィは精神分析の系譜にあり、実践も多く行っていたことから、直接、ボウルビィを引用している心理臨床家も多い。逆に言うと、心理臨床家において、エインズワース以降のアタッチメント研究の成果が無視されていることがある。それは、エインズワースら以降の研究者が学問的緻密さを追求するあまり、実践に目を向けなかったということもあるが、アタッチメント研究の進展とその応用の間にギャップが生じているということでもある。

それが典型的に表れているのが病理的なアタッチメントのとらえ方である。発達心理学では、Dタイプのアタッチメントが病理的にとらえられ、虐待やマルトリートメントを受けた子どもに多く見られることが明らかになっている (Main & Solomon, 1990)。一方、実践においても病理的アタッチメントは記述されてきた。ジーナ (Zeanah, 1996) は、アタッチメントの障害は、診断基準がある反応性アタッチメント障害というアタッチメント関係が認められないような重篤な場合以外にも様々あるとして、そ

れらを「安全基地の歪み」とし、アタッチメント対象との死亡や別離によりアタッチメント関係が突然失われてしまった場合を「崩壊性アタッチメント障害」と区別した。問題は、Dタイプアタッチメントと安全基地の歪みは重なる概念がどうか、はっきりしないことである。反応性アタッチメント障害以外のアタッチメントの問題については、まだ十分な研究がされているとは言えないのである。

さらに、困ったことには、わが国だけでなく、心理臨床実践においては、ボウルビイの概念を都合よく敷衍して勝手な概念に作り替えている場合がある。そうなってくると、アタッチメントとは言っているが、かなり異なる概念になっている。その一番極端で、問題となった例が「修復的愛着療法」である (Levy & Orlans, 2005)。この療法の創案者の考えるアタッチメントは「情緒的絆」の範囲であり、「抱っこして、目と目を見合わせて微笑を交わす」ことでアタッチメントが形成されるというボウルビイの言説をどのように捻じ曲げるとこういう考えになるのかわからないことを述べている。この療法において最も問題となったのは「育て直し」で、子どもが抵抗しても、子どもが何歳であっても、抱っこをして目と目を見合わせ微笑み交わすことを強要するもので、アメリカでは死者も出た。今では、効果が示されず危険な心理療法として世界中で禁止されているほどである。

精神科医もアタッチメントの問題を重視している。精神科医は、医療の対象とするためには診断が必要とされるので、DSM-5やICD-10に依拠した診断基準に従ってアタッチメント障害を診断する。しかし、反応性アタッチメント障害以外のアタッチメント障害の診断基準はない。また、従来、反応性アタッチメント障害脱抑制型とされていたものは、脱抑制型対人交流

障害としてアタッチメント障害とは別に診断されている。それは、脱抑制型対人交流障害のある子どもでも安定したアタッチメントを形成している場合があるからである。つまるところ、精神医学においては、アタッチメントに問題がある子どもの存在が分かっているにもかかわらず、診断名がないわけである。

では、本稿が問題としている社会福祉分野ではアタッチメントがどのようにとらえられているのであろうか。残念ながら、アタッチメント研究で主流となっているアタッチメント概念が普及しているとは言えない。むしろ、アタッチメントは「情緒的絆」であり、それが強かったり弱かったりすることが問題であり、アタッチメントが「できていない」子どもには「愛着障害」があるというとらえ方が多くの場合、なされている。しかも、わが国では、「修復的愛着療法」を取り入れたのが社会的養護の専門家であったことから、その考えが社会福祉施設に広がったという経緯もある。アタッチメント概念についての認識が最もいきわたっていないのが、社会福祉の分野であり、保育者やソーシャルワーカーであると言ってもいいのかもしれない。

近年、アタッチメント研究者が様々な分野でのアタッチメントのとらえ方について見直し、分野が違っても共通したアタッチメントに関する言語で交流がなされるように試みる動きがなされている (Duschinsky, et al., 2021)。研究と実践が本当の意味でつながる必要を認識したわけである。その流れがわが国でも生じることが望まれるところである。

2. 社会的養護の下にある子どものアタッチメントの問題

施設養育児の発達上の問題はホスピタリズムとして古くから問題となってきた。ただし、この状況はけっして過去のものではなく、近年で

は、ルーマニアの施設での悲惨な実状が報告されている (Zeanah, Smyke, Koga, & Carlson, 2005)。極度の剥奪状態が子どもの発達にもたらす影響は発達の広範な側面に及ぶことが分かっている。発達初期の逆境的小児期体験 (Adversity Childhood Experience : ACE) の影響について、近年、盛んに研究されているが、非常に悲惨な剥奪的な施設養育はまさに ACE の最たるものであると言える。

国際的には、「施設養育は、年齢にかかわらず子どもの健全な発達に本質的に決定的な影響を及ぼすのでやめるべきだ (Dozier et al., 2014)」と断じている。アメリカ合衆国の子ども局の調査 (U.S. Department of health and Human Services, 2015) の基準では、集団養育として、12名以上の子どもを一緒に養育している場合を施設養育、7名から12名の集団として養育している場合を集团的ホームケアとしている。わが国の場合、乳児院では実質的にはこの基準以下の単位で養育されている施設もあり、養育者対子ども比や施設の状況が異なることから、欧米の結果から一律に断じることはできないだろう。

施設で養育された子どものアタッチメントの問題として、無差別的なアタッチメントが問題となっている。特に、施設養育では個別的で安定した養育者が与えられないことが、こうしたアタッチメントの問題をもたらす一因とされている。しかしながら、ポルトガルの施設児の研究によると、養育者の子どもへの感性が高い場合、アタッチメントの問題が低いことも証明されている (Oliveria, Fearon, Belsky, Fachada, & Soares, 2015)。

施設養育では、施設内の養育者への関係を新たに形成する過程を経ることになる。ドージャら (Stovall & Dozier, 2000) は里親へのアタッチメント形成には、子どもが以前に形成した関

係性が影響し、前のアタッチメント関係が不安定であった場合、その関係を新しい養育者に持ち込むことで、養育者から適切な養育を引き出すことができず、養育者が敏感に関わることを難しくする場合があるとしている。つまり、救出されるまでの養育環境に問題があった場合、安定したアタッチメントを形成するためには、養育者は普通以上の努力が求められるというわけである。

里親の研究では、アタッチメント形成にかかわる養育者のアタッチメント表象が安定したアタッチメントを形成するのに重要な役割を果たすことを明らかにしている (Dozier, Stovall, Albus, & Bates, 2001)。その研究によると、里親のアタッチメント表象と里子のアタッチメントは、72%の高い割合で一致していた。これは一般の母子関係でも見られる割合と同じである。つまり、以前にどのような経験をしていても、養育者に形成する里子のアタッチメントは、その関係性に特異的というわけである。同じようなことは、保育所に通う子ども達の場合にも認められている。幼い子どもであれば、保育者に形成されるアタッチメントと母子間で形成されるアタッチメントは独立していて、保育者の子どもへの敏感な関わりが子どもの保育士へのアタッチメントを規定することが分かっている (Ahnert, Pinquart, & Lamb, 2006)。施設養育においても、養育者のかかわり方が子どものアタッチメント形成に重要な働きをするということは間違いないだろう。

ところが、社会的養育において気になることは養育者の子どもへのコミットメントの問題である。里親にしても施設養育者にしても、生物学的なつながりがないだけに、自分の都合で子どもの養育をやめることができる。なかには、自らが傷つくことを恐れて、子どもの気持ちに深入りせずにコミットメントを控えている場合

がある。子どもは、生活の中のある時間、保護と世話を与えてくれる対象をアタッチメント対象とするが、何よりも首尾一貫して子どもに個別な関わりをもつこと、つまり、子どもに対してコミットメントをもつ場合にアタッチメントを向ける。養育者がコミットメントを示さない場合、子どもはアタッチメント対象として利用することはできない。コミットメントが問題になるのは、個人の心理的側面を含むからである。養育者が子どもにコミットメントをもてない理由の探究は進んでいるとは言えないが、養育者が子どもにコミットメントをもつことによる心理的負荷をサポートする施設環境にあるかどうかとも問われることになる。

3. 社会的養護下の子どものアタッチメントの評定方法

アタッチメント関係が存在するかどうかを調べる方法と、アタッチメントの安定性を調べる方法は異なる。アタッチメント関係が存在するかどうかは、子どもをアタッチメント対象から引き離して分離不安を観察するか、養育者を含めた複数の大人がいる状態で、不安や恐怖を引き起こす場面に子どもをおくことで、どの対象をアタッチメント対象として選択するのかを調べることである。アタッチメント形成を丁寧に追った研究は、エイズワースのウガンダでの研究 (Ainsworth, 1967) のみであるが、これに基づき、アタッチメント形成のチェックリストが作られている (青木・近藤, 2017)。これは、アタッチメント行動やアタッチメント対象の出現をチェックしていくものであり、アタッチメントの形成過程を調べることができる。

幼い子どものアタッチメントの安定性の評定方法としてゴールドスタンダードとなっているのは、ストレンジ・シチュエーション法 (Strange Situation Procedure: 以下 SSP) とア

タッチメント Q 分類法 (Attachment Q-sort: 以下 AQS) である。

SSP は、8つの場面からなる実験的行動観察法であり、順々に子どもに心理的ストレスをかけていく中で、危機的場面でのアタッチメント対象の利用の仕方を評定する。SSP は、原則として 10 カ月から 20 カ月の子どもに用いられるもので、評定方法の妥当性もこの年齢に限って証明されている。年齢が大きくなると、適度なストレスを与えるという SSP の実験的操作が妥当でなくなり、評定方法も 1 歳代と同じものは利用できなくなる。しかしながら、オリジナルな SSP を短縮した様々なバリエーションが状況に応じて使われている。

AQS は、自然場面での行動観察に基づく Q 分類法による行動評定である (Waters & Deane, 1985)。通常のリッカート尺度が、他の人と比較して当該の観察対象がどの程度、その行動について傾向が強いのかを評定するのに対して、Q 分類法では項目を比較することでその対象における特徴的な行動を明らかにする。アタッチメントの評定は、アタッチメントが安定した子どもに典型的にみられる行動を AQS で記述した結果との相関値によって表される。したがって、AQS はアタッチメントが安定しているかどうかの一次元尺度であり、アタッチメント・パターンを区別することはできない。

AQS の項目を用いて質問紙を作成する試みがなされているが、成功しているのはカーンズ・セキュリティ・スケール (Kern's Security Scale: KSS, Kerns, Klepac, & Cole, 1996) だけである。AQS の項目をリッカートスケールに直して因子分析にかけた場合、いくつかの因子が抽出されるが、抽出された因子は、気質や性格傾向を示したものであり、アタッチメントとは関係がないことがほとんどである。それもそのはずで、アタッチメントは行動傾向として評

定できるものではなく、その評価には質的な視点が必要である。KSSが成功した理由は、アタッチメントの中心概念にそってAQSの項目を選定できていることである。また、児童期になり、内的作業モデルが首尾一貫した行動特性としてとらえることができるようになったからである。

わが国で、幼児期においてAQSの項目から作成された質問紙尺度の例として、安治(1996)の「愛着尺度」をあげることができる。安治は、AQSから28項目を抽出し、1198名の1歳から6歳の保育所児の親を対象として調査を行い、因子分析の結果、「安全基地行動」、「接近・接触」、「従順」、「不信・回避」の4因子を抽出した。しかし、それぞれの因子はアタッチメントのある側面を示しているようであるが、アタッチメントの安定性を直接的に示している因子はなかった。近藤(2008)は、この尺度を用いて、0歳児クラスの保育園の子どもについて、保育士と母親にそれぞれに対するアタッチメントを評価してもらった。その結果、保育者と母親それぞれに対する行動では、この4下位尺度間の関連は見られなかった。しかしながら、質問紙項目をもとに最も安定したアタッチメントを示す子どもを想定した評定結果である標準分類との相関値でアタッチメント得点を算出したところ、母親と保育士それぞれへのアタッチメントは高い相関を見せ、アタッチメント関係が母親から保育士に伝播する様相を示すことができた。このことは、アタッチメントの安定性を特定の行動の頻度や行動傾向としてとらえることの限界を示し、アタッチメントの評価を得点の付置から見た分析で行うことの重要性を示したものであった。

実践場面でアタッチメントについて評価をするのは支援の方針を決めるためである。したがって、研究の場合とは異なり、アタッチメン

トの安定性を正確に評定する必要はないかもしれない。むしろ、問題があるアタッチメントをスクリーニングできれば、アセスメントとしての用を果たすことができる。オランダでは、その点を調べるための2歳から5歳までの幼児を対象とした「不安定アタッチメントスクリーニング票 (attachment Insecurity Screening Inventory: AISI)」が考案されている (Wissink et al., 2016)。これは、これまでの研究や臨床経験から得られた知見に基づき、不安定なアタッチメントである回避群 (Aタイプ) や両価値/抗議群 (Cタイプ)、無秩序/未組織群 (Dタイプ) に特徴的な行動を集めて20項目の質問紙として作成し、確証的因子分析を用いて不安定なアタッチメントの3因子構造を明らかにしたものである。AISIIは臨床群と正常群を区別することができ、母親の感性とも対応した。何よりもAQSの結果とも対応するものであり、アタッチメントの安定群と不安定群を区別できた。実践場面で役に立つ質問紙として、目的を絞ることの重要性を示したものと言える。AISIIでは、児童期版も考案されている (Spruit et al., 2018)。

わが国に目を向けてみると、実践場面で役に立つスクリーニング票として、青木・南山・福榮・宮戸(2014)のアタッチメント行動チェックリスト (Attachment Behavior Checklist: ABCL) がある。これは、AQSからアタッチメントの安定性に特徴的とされる項目を25項目選択して因子分析をすることにより「安全基地」と「非安全のアタッチメント」「心の理解」の3因子を抽出したものである。AQSから項目を選び出してその結果を因子分析にかけていることから、安治(1996)の尺度と似たような因子が抽出され、同じ問題をかかえていると言えるであろう。

ABCLを利用して乳児院入所児について調査研究が行われている (遠藤, 2019)。この研究で

は、Dタイプアタッチメントの指標として、Main & Solomon (1990) があげた行動特徴を援用しており、Granqvist et al. (2017) が、DタイプはSSPの中で子どもにストレスがかかった状態で見られる行動であり、自然場面でDタイプの行動がどのように生じるのか研究がされていないと警告していることを無視しているようである。この研究結果では、4～5カ月の短期間ではあったが、施設養育者へのアタッチメント総合得点は上昇し、乳児院内で養育者に安定したアタッチメントを形成していく様相が明らかになったことで有意義な知見が得られた。しかしながら、対象者数が少ないため分析が不十分で、乳児院におけるアタッチメント形成について今後の研究課題を残すものであった。

乳児院などの実践場面でのアタッチメントの評価は研究の場合とは異なり、子どもの支援に役に立つものでなければならない。その点で、質問紙の開発は有意義と言えるだろう。しかしながら、施設に心理専門職員が常勤で入り、専門的な行動評価が可能となる状況にある。SSPは評価に20分程度を要するだけであるし、場合によっては1回の分離再会場面に短縮する方法もある。また、AQSは観察場面に応じて項目の数や分類法を変更することが可能であり、そのことで評定の労力を減らすことができる。乳児院では、日常生活場面に限定すると観察できる項目が限られるため、武部ら(2019)では、36項目による簡便なAQSを用いた観察結果を発表している。AQSはアタッチメントの安定性の程度をとらえるだけで、アタッチメント・パターンの分類はできないが、何度でも繰り返し行うことができる。

社会的養護にある子どものアタッチメントを実際的な方法で把握できれば、子どもの福祉につながる支援が可能となる。今後、行動観察を

中心にした実践場面にふさわしいアタッチメントのアセスメント法が開発されることが望まれるものである。

▶文献

- Ahnert, L., Pinquart, M., & Lamb, M. E. (2006). Security of children's relationships with nonparental care providers: A meta-analysis. *Child Development*, 77, 664-679.
- Ainsworth, M. D. S. (1967). *Infancy in Uganda. Baltimore: Infant care and the growth of love*. The Johns Hopkins Press.
- Ainsworth, M. D. S., Blehar, M., Waters, E. & Bell, S. (1978) *Pattern of attachment: A psychological study of the Strange Situation*. Hillsdale, NJ: Erlbaum.
- 安治陽子(1996). 幼児期における愛着の組織化と社会的適応——漸成的組織化は可能か——東京大学大学院教育学研究科修士論文
- 青木紀久代・近藤清美(2017). 乳児院における最早期のアタッチメント行動の発達(1)——最早期の行動指標の作成——心理臨床学会第36回大会
- 青木豊・南山今日子・福榮太郎・宮戸美樹(2014). アタッチメント行動チェックリスト Attachment Behavior Checklist: ABCLの開発に向けての予備的研究——児童養護施設におけるアタッチメントを評価するために——小児保健研究, 73, 790-797
- Bartholomew, K. & Horowitz, L. M. (1991). Attachment style among young adults: A test of four category model. *Journal of Personality and Social Psychology*, 61, 226-244.
- Bowlby, J. (1991). 母子関係の理論(I) 愛着行動 新版(黒田実郎, 大羽素, 岡田洋子, 黒田聖一 訳). 岩崎学術出版社. (Bowlby, J. (1969/1982). *Attachment and loss. : Vol. 1 Attachment*. New York: Basic Books.
- Brennan, K. A., & Shaver, R. P. (1995). Dimensions of adult attachment, affect regulations, and romantic relationship functioning. *Personality and Social Psychology Bulletin*, 21, 267-283.
- Dozier, M., Kaufman, J., Kobak, R. R., O'Connor, T. G., Sagi-Scswartz, A., Scott, S., et al. (2014). Consensus statement on group care for children and adolescents: A statement of policy of the American orthopsychiatric Association. *American Journal of Orthopsychiatry*, 84, 219-225.
- Dozier, M., Stovall, C., Albus, K. & Bates, B. (2001).

- Attachment for infants in foster care: The role of caregiver state of mind. *Child Development*, 72, 1467-1477.
- Duschinsky, R., Bakkum, L., Mannes, J. M. M., Skinner, G. C. M., Turner, M., Mann, A., Coughlan, B., Reijman, S., Foster, S., & Beckwith, H. (2021). Six attachment discourses: Convergence, divergence and relay. *Attachment & Human Development*, 23, 355-374.
- 遠藤利彦 (2019). 乳児院養育の可能性と課題を探る——現代発達科学的視座からの検証——子どもの虹情報研修センター令和元年(2019年)度研究報告書
- Granqvist, P., Sroufe, L. A., Dozier, M., Hesse, E., Steele, M., van IJzendoorn, M., et al. (2014). Disorganized attachment in infancy: A review of the phenomenon and its implications for clinicians and policy-makers. *Attachment & Human Development*, 19, 534-558.
- Kerns, K. A., Klepac L., & Cole, A. (1996). Peer relationships and preadolescents' perceptions of security in the child-mother relationship. *Developmental Psychology*, 32, 457-466.
- 近藤清美 (2008). 0歳児保育における保育士と母親に対するアタッチメントの連続性 北海道医療大学心理科学部紀要, 4, 1-10.
- Levy, T.M., & Orlans, M. (2005). 愛着障害と修復的愛着療法——児童虐待への対応——(藤岡孝志・ATH研究会 訳) ミネルヴァ書房 (Levy, T.M., & Orlans, M. (1998). *Attachment, Trauma, and Healing: understanding and treating attachment disorder in children and families*. Child Welfare League of America: Washington, D.C.)
- Main, M., Goldwyn, R., & Hesse, E. (2003). *Adult attachment Scoring and Classification system, Version 7.2*, Unpublished Manuscript, University of California, Berkeley.
- Main, M., & Solomon, J. (1990). Procedures for identifying infants as disorganized/disoriented during the Ainsworth Strange Situation. In M. T. Greenberg, D. Cicchetti, & E. M. Cummings (Eds.), *Attachment in the Preschool Years: theory, research, and intervention*, 121-160, Chicago: University of Chicago Press.
- Olveria, P. S., Fearon, R. M. P. Belsky, J., Fachada, I., & Soares, I. (2015). Quality of institutional care and early childhood development. *International Journal of Behavioral Development*, 39, 161-170.
- Spruit, A., Wissink, I., Noom, M. J., Colonnese, C., Polderman, N., Willems, L., Barning, C., & Srams, G.J.J.M. (2018). Internal structure and reliability of the attachment insecurity screening inventory (SIS) for children age 6 to 12. *BMC Psychiatry*, 30.
- Stovall, K. C., & Dozier, M. (2000). The development of attachment in new relationships: Single subject analyses for 10 foster infants. *Development and Psychopathology*, 12, 133-156.
- 武部文・大塚己恭・畑山愛・小野島萌・近藤清美・青木紀久代 (2019). 乳児院における子どもへの心理援助を考える 日本心理臨床学会第38回大会
- U.S. Department of Health and Human Services, Administration for children and Families, Children's Bureau (2015, May15). *A national look at the use of congregate care in child welfare*. Available at http://www.acf.hhs.gov/sites/default/field/cb/cbcongregatecare_brief/pdf/
- Waters, E., Deane, K. (1985). Defining and assessing individual differences in attachment relationships: Q-methodology and the organization of behavior in infancy and early childhood. In I. Bretherton, & E. Waters (Eds.) *Growing points of attachment theory and research. Monographs of the Society for Research in Child Development*, 50(1-2, Serial No. 209), 41-65.
- Wissink, L. B., Colonnese, C., Stams, G. J. J. M., Hovee, M., Asscher, J. J., Noom, M. J., Polderman, N., & Kellaert-Knol, M. G. (2016). Validity and reliability of the attachment insecurity screening inventory (AIS) 2-5 years. *Child indicator research*, 9, 533-550.
- Zeanah, C. H. (1996). Beyond insecurity: A reconceptualization of attachment disorders of infancy. *Journal of Consulting and Clinical Psychology*, 64, 42-52.
- Zeanah, C. H., Smyke, A. T., Koga, S. F., Carlson, E. & the Bucharest Early Intervention Project Core Group. (2005). Attachment in institutionalized and community children in Romania. *Child Development*, 76, 1015-1028.

Infants' Attachment in Residential Care and Its Assessment.

Kiyomi Kondo-Ikemura

Teikyo University

Journal of Child and Family Social Work and Psychology 2024, Vol.1, 39-47

Abstract:

The concept of attachment is easily confused with “Amae” and “skinship” in Japan. This article will try to resolve such misunderstandings and clarify the concept of attachment. The infants' attachment in residential care is also often misunderstood among literatures. It is not true that infants' attachment in residential care is always insecure. In this article, the condition which make infants securely attached with caregivers will be shown and importance of sensitive care and commitment of care workers to infants will be emphasized. It is true that there are not adaptable methods to assess attachment in residential care settings and empirical data was rare. Assessment method of attachment in residential care will be discussed in comparison between questionnaire and behavioral observation.

key words: attachment, alternative care, assessment

【研究論文③】

乳児院の子どもの育ち

アタッチメント形成期の育ちと入院の影響

麻田 萌*

本研究では、乳児院への入所中、アタッチメント形成期において二度の入院を経験した事例を通して、今後も乳児院入所児が経験するであろう入院が、アタッチメント形成及び発達においてどのようなリスクとなり得るのかを検討した。対象児の毎月齢時の担当養育者へのアタッチメント行動を調べた結果、次の2時点において月齢相応のアタッチメント行動の出現が遅れていた。すなわち、アタッチメント第一段階と退院後3か月間である。第一段階では大人がより意識的に対面でアイコンタクトのあるコミュニケーションを行う必要があり、退院後は担当養育者を中心に特に丁寧な関わりが必要とされることが示唆された。そうした手厚いケアが施されることで、再び月齢相応のアタッチメント行動が出現するようにキャッチアップできることも示唆された。

キーワード：乳児院、乳児、アタッチメント形成、ホスピタリズム

1. はじめに

現在日本の社会的養護では、里親養育が推進されながらも、時間をかけて培われてきた日本の乳児院による養育の専門的ケアも、引き続き重要な役割を担っている。近年乳児院の入所児は、身体虚弱児の入所割合が被虐待児の割合と共に増加している（こども家庭庁、2023）。これらの現状に対応する高度な専門的養育が必要で

ある。また、子どもを育む多機能的な役割を目指した「乳幼児総合支援センター」（全国乳児福祉協議会、2019）の構想にも乳児院の小規模養育支援機能が位置づけられ、高度な専門性による養育が期待されている。現在の日本の乳児院で育つ子どもの様相やそこから見える課題から、必要なケアや専門的な養育のノウハウに関する知見を蓄積しておくことは、こうした現状に対応する上で重要であろう。

筆者は、乳児院でアタッチメントの育ちを支

* 東洋学園大学

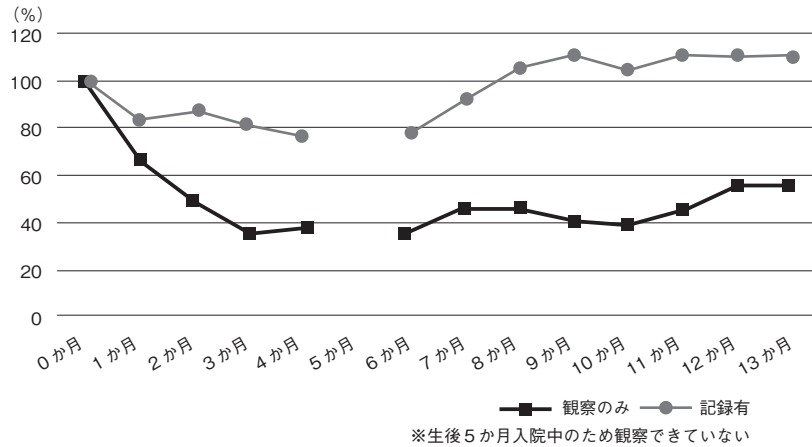


図1 Bのアタッチメント行動指標の達成率の推移

援する研究プロジェクトに携わってきた（青木・南山，2010；青木，2018；小野島，2019）。本プロジェクトでは，1か月ごとに子どもたちが過ごすユニットで参与観察し，担当養育者とのやり取りを中心に子どもの様子をビデオに収めながら，乳児院で育つ子どもたちのアタッチメント形成過程を調査し，関係性支援につなげてきた。安定したアタッチメントが形成されていく例も多くある一方で，様々な事情でアタッチメント対象からの分離の危機を経験する例も存在する。例えば入院も，その一つである。

本論では，乳児院で入院を経験するケースの典型例として，Bの事例を取り上げる。Bは誕生後数日で乳児院に入所し，アタッチメント形成期に入院を複数回経験した。入院前のアタッチメント第二段階までの育ちや退院後のBの育ちの様相から，入院によるアタッチメント対象との分離の影響について考えていく。

2. 観察方法

毎月1回対象児のユニットを訪れ，対象児の各月齢での担当養育者との相互作用場面を，観察者がビデオカメラを持ちながら参与観察した。観察場面は，アタッチメント行動が確認しやす

いと考えられた授乳場面及び対面遊び場面，対象児が自分で移動できるようになってからは担当養育者との分離再会場面であった。できる限り自然な日常場面でのシーンを撮影するため，通常の生活の流れの中で必要なシーンを撮影できる時間帯にユニットに訪問して撮影した。その際，ユニット内の他の養育者や他児の出入りは制限しなかった。いずれのシーンも15～30分を目安に，観察者が入室し2人が落ち着いた様子が見られてから，2人の相互作用が一区切りつくまでを撮影した。撮影の前後で担当養育者に最近の対象児の様子をうかがい，観察から気づいた点を観察者から担当養育者にフィードバックした。

アタッチメントの育ちを検討するにあたり，各月齢で撮影した場面から，青木（2018）のアタッチメント行動指標に基づき，当該月齢で出現が期待される項目を達成できているかどうかを確認した。さらに，ユニット内養育者その日の対象児とのやり取りの印象に残ったエピソードを綴る「生活の記録」を参照し，参与観察以外の場面でのアタッチメント行動の達成状況も確認した（図1参照）。

3. 育ちの経過

養育構造

ユニットの構成：小規模養育が取り入れられ、1ユニット5名定員で、全部で8ユニットある。隣り合った2ユニットがペアとなって、扉を介して部屋を行き来できるようになっている。遊びの種類や職員体制によって、2ユニット全体で活動することもある。

入所時の状況：感染症対策として、入所直後の乳児は所属するユニットの「観察室」で約1～2週間過ごしてからユニットの他児と合流することが原則となっていた。ただし現在は、ユニット内の他児との交流はできている。観察室にはベビーベッド1台と手洗い用の洗面台があり、入所直後の乳児の授乳やおむつ替え等生活に関わる全ての活動が行われる。観察室で過ごす間に担当養育者が決まるが、様々な理由で担当養育者の決定が遅れることもある。現在はこのようなことはないが、Bも入所後2か月弱して担当養育者が決定した。

Bの育ちと安定したアタッチメント形成の二つの危機

実母の居所が安定せず児童相談所が介入を続けている中、Bは切迫早産で生まれた。生後6日から、高月齢児になって児童養護施設に措置されるまでをA乳児院で過ごした。本プロジェクトではそのうち、ストレンジシチュエーション法 (Ainsworth, Blehar, Waters, & Wall, 1978; 以下 SSP と表記する。) の対象月齢である生後14か月まで、縦断的観察を行った。

なお、アタッチメント形成過程の各段階に対応する月齢には諸説あるものの、本論では Marvin, Britner, & Russell (2016) を参考に、第一段階を誕生から生後3か月まで、第二段階を生後4か月から生後6か月まで、第三段階を生後7か月から2歳までを示すこととし、第四

段階の育ちについては今回取り上げないため割愛する。

(1) アタッチメント第一段階 (0～3か月) の育ち

誕生直後からの3か月間は、自身の状態を伝える手段が限定されている。この時期、関心のある刺激を取り入れようとする行動である、見つめる、耳を澄ますといった定位行動は、乳児が自分の興味を伝えられる貴重な手段である。この時期に出現が期待されるアタッチメント行動でもある上 (青木・近藤, 2017), 多くの発達検査においても、「社会性」や「言語」分野の項目に取り入れられている (小野島・青木・近藤・山本, 2017)。他者との相互作用を開始し関係を築いていく力の重要な指標である。しかしながら、これらの行動は決して目立つ行動ではないため、子どもの様子に大人側が関心を向けていなければ、見落とされてしまう。

Bは、誕生後6日目に入所した時点では、人の視線や声に注意を向ける力は備わっていた。しかしながら入所後しばらく様子を見ていくと、人の声がすると泣き止む様子が見られた一方で、目線は合わせづらかった。入所から約2週間後に初めて授乳場面と対面遊び場面を観察したところ、授乳時は天井を見たままアイコンタクトはほとんどなく、対面になって養育者が目線を合わせようとするとうらやみ、結局じっと見つめ合うことはなかった。本児とのつながり方を見つけて関係を築いていく難しさが見て取れた。目を合わせようと距離を工夫したり目線の先に養育者が顔を持ってきたりしても目を背けるため、どう本児との関係を築いていけば良いのか、養育者が困惑している様子が伝わってきた。さらに、入所から日が経つにつれ、対面で見つめ合おうとしても顔を背けて右を向いてしまうようになった。この状態は、担当養育者が決まってから1か月経っても続いた。子どものささや

かなサインもこぼさず拾うことができた担当養育者は、Bが目を逸らそうとする一歩手前で察し、他児に関わる、Bと対面になるよう抱き替え再びぐっと顔を近づけてみる等、Bから視線を逸らされないよう試行錯誤しているようだった。

このような関わりが続いたため、この時期のアタッチメント行動のうち、0か月時に期待される、人の刺激を取り入れようと注意を向ける行動、すなわち定位行動は達成されたものの、その後の月齢で出現が期待されるアタッチメント行動はなかなか達成されなかった。当然、アタッチメント行動指標の達成率は浮上せず、月齢を追うごとに達成すべきアタッチメント行動の項目数も増えるため、達成率はむしろ低迷していった。しかし養育者の日々の記録には、「声掛けするとじっと見つめる」「養育者の目を見つめて視線を外さずにミルクを飲んでいる」等、しっかりとアイコンタクトができていた記述があり、アタッチメント行動が出現しているようだった。生後2か月時の観察では、少し距離がある観察者とは目が合った。この様子から、本児が他者とのアイコンタクトで穏やかでいられる距離は、対面で向き合うよりもやや遠いと推察された。

(1)-1 観察室からユニットへの移行

観察室で2週間過ごしている間養育者は観察室のそばにはいるものの、その外で自由に動き回る他児を見ているため、子どもが泣き出してから様子を見に行くことも少なくない。養育者が駆け付けるまで子どもは、音を遮られたベッドの中から天井だけを見つめる時間が続くことになる。さらに、養育者は徹底した手洗いと消毒、エプロンの装着等が必要となり、子どものもとに駆け付けるまでにどうしてもタイムラグができてしまう。安定したアタッチメントの形成に

寄与するといわれている養育者側の要素に、子どもの発信するサインや要求に適切に、折よく、一貫性をもって応答する性質である感性(Ainsworth et al., 1978; Bowlby, 1969; 1982)がある。こうした状況により、感性を担保することが難しくなってしまう。

前述したような観察室の環境が長引けば、当然子どもにとっての他者との相互作用の経験が不足するリスクがある。例えばアイコンタクトは、成立するだけで乳児の神経を活性化させることがわかっているが(Farroni, Csibra, Simon, & Johnson, 2002)、機会が少なければ、子ども自身に喚起される情動への耐性が備わらなくなってしまうだろう。生後1か月間は感覚器同士のネットワークが十分に発達していないため、誰かの声が聞こえれば視線を注がれるかもしれないという予測もまだできない(Marvin et al., 2016)。つまり、観察室の環境は、子どもが他者とやり取りする力を伸ばしづらい環境なのである。その分、養育者側は日々の授乳やおむつ替え等必ず乳児と接する限られた時間の中で、顔を見せて話しかけ、何気ない日常場面でのやり取りの質を充実させる必要がある。

2週間経って観察室の外に出ると、それまで限られていた他者からの刺激に触れる機会が一気に増える。子どもはユニット内で駆け回る他児や養育者たちを目で追いかけ、必死にあたりを見回すこととなる。その状況は、一見他者からの刺激に溢れているように思われるが、子どもにとっては他者の様子を眺めるだけの受動的な状態であり、情緒的体験を伴う他者との交流とは質的に異なる。子どもは観察室で過ごしたことにより、対面でじっくりと見つめ合うことによる外的及び内的な刺激にあまり耐性のない状態である。この状態で子どもが観察室の外へ移行すると、周囲の人の姿は追視できるかもしれないが、相手との距離が近いと耐え切れずに

目線を逸らしてしまう状況が生まれる。Bの様子には、こうした物理的な環境が少なからず影響していたと考えられる。その状態で子どもと出会う担当養育者は、当然傷つきや関係の築きにくさを感じる。Stovall & Dozier (2000) は、最早期の乳児のネガティブな行動には、たとえ子どもに対して安定して応答できる素質を持った養育者であっても、相補的にネガティブな応答になってしまう傾向を指摘している。短期入所の後に養育に不安を覚えている保護者の元へ子どもを返す場合であれば、なおのこと育てにくさ、関係の築きにくさを感じ、気持ちの良いやり取りが生まれにくくなるであろう。

観察室での対応は、感染症対策という別の重要な目的があるため、やむを得ない場合もある。しかし生後数か月の子どものにとって最初に他者とのコミュニケーションを学ぶ貴重な2週間を過ごす場として、その影響は看過できない。観察室内での子どもと関わる限られた時間の質を上げ、観察室から出てからは意識的に対面で一対一の関わりを持つ時間を増やし、子どもが他者とつながる力を保障する必要があるだろう。

(1)-2 生活の記録と観察の様子とのずれ

ところで、アタッチメント第一段階が終わるまでのアタッチメント行動指標の達成率を見てみると、参与観察のみに基づく達成率と生活の記録も合わせた達成率には顕著な差がある。観察に基づいた達成率は生後3か月まで低下し、生後6か月までには40%を切るほどであった。しかし生活の記録を合わせた達成率は、80%弱を維持している。記録に基づけば、おおむね期待されるアタッチメント行動が出現していることになる。このずれは、子どもの発達の観点からは、どのような意味があると捉えれば良いのだろうか。

3か月までに達成できたアタッチメント行動を参与観察時と生活の記録とで比較してみる(表2)。すると、参与観察では生後0か月で見られる人の視線や声などの刺激を選択的に取り入れようとする定位行動の項目のみの達成に留まるのに対し、生活の記録には自ら大人を求め追視し、相手を選別して声を出す様子も見られていた。参与観察の方で見られなかったのは、Bが能動的に担当養育者に働きかける行動で

表2 アタッチメント第一段階で期待されるアタッチメント行動とその出現の様相

月齢 (か月)	指標	観察のみ	記録有
0	1. 他のものと比べて人の顔を見ることへの嗜好性を示す。	○	○
	2. 正面から顔を見せ、凝視し、話しかけると乳児がそれを見ていることで視的刺激となる。	○	○
	3. 穏やかな聴覚刺激に対して静かになり注意を向ける。	○	○
	4. 人の声を好んで認識する。	○	○
1	5. 顔を見せ、話しかけるとそれを追視する。		○
	6. 手のひらへの刺激に対するグラスピングが見られる。		○
2	7. 目を他に移さずに母親の顔を凝視しながら授乳される。		○
	8. 他者よりも母親に多く声掛けする。		○
3	9. 他者ではなく母親に抱かれるとすぐに泣き止む。		○
	10. 母親に聞かされた音を反復する。		○
	11. 母親を見ると笑い、声を発する。		○

あった。

参与観察場面は、あくまで日常生活で流れる文脈の一部を切り取っている。日常生活で見られるやり取りが、設定したわずかな時間に必ずしも見られるわけではない。それでも、重要な他者との相互作用のパターンは、両者の間で交わされた運動、感覚、感情等のあらゆる経験の軌跡である (Stern, 1979)。日々構築されていく他者との相互作用のパターンは、切り取られた場面であっても少なからず反映されるはずである。特にアタッチメント第一段階の、自分から働きかける手段が限られている時期の重要な他者に対する注意の払い方となれば、なおさらである。したがって、アタッチメント第一段階の場合の生活の記録と参与観察との達成率の差は、一対一で密に関わる質の高い相互作用の機会を増やす必要があるサインだと捉えて良さそうである。

ここでアタッチメント第一段階に限定したのは、第二段階以降はその他の要因の影響が増え、達成率の差が必ずしも養育者との相互作用の経験のみから発生しているとは言い切れないためである。まず第二段階では、子どもがビデオカメラを意識し始めることに加え、アタッチメント行動が見られるかどうか確認するために、アタッチメント対象以外の他者との反応の比較が必要となり、参与観察における場面設定の難しさが出てくる。続く第三段階では、それまでの育ちの過程での出来事が多分に影響してくる。こうした事情から、第一段階のアタッチメント行動の指標は、他者との相互作用の経験がアタッチメント形成の状態に最も反映されやすい。また、この時期に出現が期待されるアタッチメント行動の項目を意識して関わろうとすると、日常生活において乳児との相互作用が生まれる授乳やおむつ替え場面で、乳児の目を見て話しかけるといった温かな関わりが自然と生まれや

すくなる。こうした項目に基づき日常生活のささやかな関わりの質を上げていくことが、その後の育ちを支える土台を作り上げる一端を担うのではないだろうか。

(2) アタッチメント第二段階における分離の影響

入院は、短期間であれ重要な他者との分離が起こる出来事であり、アタッチメント形成期にある乳児にとってその影響は看過できない。主たる養育者との分離前後の子どもの様相、他者との関係性の変化といった子どもへの影響、適切な分離時期等様々な角度から研究が重ねられてきている (Dozier & Rutter, 2016)。これらの知見から、分離不安はおおよそ生後7か月から9か月に顕在化しやすくなることはおおよそ共通の見解となっている (Fleener & Cairns, 1970; Schaffer, 1977)。子どもにより個人差もあるため、最も望ましい分離の時期を完全に予測することは難しい。加えて、生後6か月以下の分離の影響についての詳細はあまりわかっていない (Shaffer, 2001)。

国内では、横浜 (1980) が保育所へ子どもを預ける適齢期を模索するために、月齢ごとの見知らぬ人や新規場面への不安の感じ方の特徴を調べている。従来アタッチメント対象の弁別が不完全だとされてきた生後6か月以上12か月以下では、母性的な対象であれば見知らぬ人でも不安は強くはないが、新規場面への不安は強いとしている。水野 (1996) は、SSPを参考にした実験場面を家庭内で設定し、生後12か月から14か月の子どもの分離反応はおおむねSSPによるアタッチメントパターンの分類に沿っていることを報告している。これらはアタッチメント形成期の可塑性と形成後の反応パターンの固定を示唆している。

しかし、国内外いずれの先行研究をとっても、アタッチメント第二段階までの育ちが分離に

よってどのような影響を受けるのか明確な知見は得られていない。生後6か月未満児には可塑性があるとしても、入院後どのような育ちの過程を辿り、養育者はどう子どもたちをケアしていけば良いのだろうか。ここでは、生後5か月から6か月にかけて長期入院、生後7か月後半に短期入院と2度の入院を経験したBの事例から、入院によるアタッチメント形成への影響について検討していく。

(2)-1 アタッチメント第二段階開始時の育ち

入院直前の生後4か月時のBは、まだ対面になるとそっぽを向き見つめ合えない状況が続いており、担当養育者が関わり方を模索していた。たしかに、担当養育者との再会を明確に喜んだり後を追ったりといった、アタッチメント対象と共にいる場を積極的に求めている明確な発信行動はまだ見られなかった。それでも、担当養育者が決まってからは、Bが担当養育者を中心にユニット内の各養育者との関係を認識している様子が少しずつ見られ始めていた。運動発達が良好で、4か月時にすでにずりばいを始めていたBは、探索を開始する時には必ず担当養育者にアイコンタクトを送り、担当養育者が離れるとその姿を目で追っていた。観察者の前であまり発声はなかったため、第一段階で達成されなかった担当養育者に対する発声の項目は確認できなかった。しかし、アイコンタクトを通して担当養育者を取りわけ注視している様子がはっきりと現れてきていた。

また生活の記録には、他児の親の訪問に身をすくめる等、親しい他者と見慣れない他者を弁別する様子が報告されるようになっていた。こうして担当養育者との関係が築かれてきていた生後5か月を迎える直前直後に、中5日間空けて約1か月半、喘息性気管支炎を理由に入院となった。

(2)-2 入院によるアタッチメント行動の変化

入院後はユニット内養育者が定期的に面会に訪れていたが、慣れ親しんだ養育者の顔を見てもぼう然とした表情を浮かべて指しゃぶりをする様子が報告され、本児の中で明らかに混乱があったと思われた。それでも中5日間の退院期間は、目が合えばにこっと笑う、声を出しておしゃべりするなど、ユニット内養育者への反応は良好であった。26日間の長い入院期間後も、授乳時担当養育者の顔をじっと見つめる、声をかけると笑うなど、一見これまでと変わりなく他者をつながる力は維持されているかのようにあった。しかし初めて出会う養育者や見知らぬ人にもにこにここと笑顔で受け入れるなど、4か月時に始まっていた関係性に応じた反応の違いが見られなくなり、代わりに見境なく誰にでも愛想よく接する様子が報告されるようになった。5、6か月頃から期待される、アタッチメント対象とのスキンシップを求める「顔をうずめる」「しがみつく」といったアタッチメント行動も見られなかった(表3)。

退院から1か月半経ち生後7か月になると、再び他者との関係に応じて反応に違いが見られるようになってきた。生後8か月時になる頃発熱により短期間の入院となったが、退院後は担当養育者へ抱っこをせがむ、抱っこすると降りたがらない、甘えて泣く、後追いするといった分離を嫌がる様子が報告され、分離不安が現れやすいこの時期相応の行動が見られた。その一方で担当養育者は、Bが自分にあまり近寄ってこないことを懸念していた。たしかに参与観察時、ユニット内のような慣れ親しんだ場所では担当養育者とはアイコンタクトをするのみで自分から近づこうとすることはほとんどなく、担当養育者が離れても気にする様子はなかった。しかしこの様子は、Bにとってユニット内は安全な場であり、担当養育者がBに安心感を十

表3 入退院前後と12か月時のアタッチメント行動の出現状況（参与観察時）

月齢 (か月)	指標	4か月	6か月	8か月	12か月
4	母親の動きを目で追う。	○	○	○	○
	母親との分離で落ち込んでも、再会時には喜んで（微笑む、キャッキッと叫ぶ、興奮する）出迎える。			○	○
	母親が離れると泣く、後を追う、またはその両方をする。（～7か月まで）				○
5	膝の上や隣にいる時も、自発的に養育者とコンタクトを取ろうとする。（～9か月まで）				○
	養育者によじ登る。（～9か月まで）				○
6	後追いする。				○
7	再会すると手をたたいて喜ぶ。（～12か月）				○
	母親を安全基地として探索する。				○
	※ずりばいができるようになると、いつも母親の近くにいるのではなく、少し離れて探索する。（7か月半～10か月半） 母親に顔をうずめる。（～15か月）			○	○
10	しがみつく ※強いしがみつきは、知らない人や知らない場所への反応として現れる。（～14か月）				○

分に提供できているサインでもある。それよりも、7か月時は警戒していた観察者に笑顔で躊躇なく近づきよじ登ってくるなど、毎月ユニットを訪れているとはいえ普段はほとんど接することのない観察者にも慣れ親しんでいるかのような様子の方が気がかかった。担当養育者が離れる時の「後追い」や担当養育者が「近くにいる時にもコンタクトを取ろうとする」といった、担当養育者を強く求めるアタッチメント行動の項目が達成されていなかったことが、この気がかりを助長させていた（表3）。安定したアタッチメント形成においては、アタッチメント対象との近接を求めて満たされ、安心して自由な探索ができるようになっていく。Bの様子からは、アタッチメント対象を求めるのではなく、ある程度見知った他者にも近づいていくことで、入院時のアタッチメント対象を求めてもかなわなかった分の欲求不満状態を補っているようであった。

生後10か月になると、参与観察時に観察者を警戒して近寄らなくなり、対照的に担当養育者にははいはいで勢いよく近づいていくようになった。それ以降この傾向はさらに強まり、12か月時にはユニット内でもとりわけ担当養育者に自己主張する様子が報告される等、他の誰でもないアタッチメント対象とそれ以外の他者との関係を弁別できるようになっていた。参与観察時も担当養育者の姿を常に探し、ユニット内であっても短時間の分離ができないほど担当養育者の不在に強く反応するようになった。部屋を出て行こうとすると勢いよく近づいて行ってしがみつki、抱き上げられると担当養育者に顔をうずめていた。スキンシップも積極的に求めるようになっていく様子が見えてきた。生後12か月でようやく、それまで達成されてこなかったアタッチメント第二段階から第三段階の最初の項目が達成されてきた（表3）。

(2)-3 入院による分離の影響

以上アタッチメントの育ちの観点から入院を経て退院後のBの様子を見てきた。Bは第二段階のアタッチメント行動の項目の達成は遅れていたものの、着実に他者との関係に応じた反応の違いを示していた。しかしながら、最初の退院直後のユニット内養育者との再会時のぼう然とした表情からは、明らかな対象の混乱があったと考えられる。笑顔が戻ったことで、混乱はすぐに解消したかのように見えた。しかし結局は生後10か月頃までは、アタッチメント対象を頼りにしながらもどちらかといえば探索にいそしみ、担当養育者を顕著に求める項目を達成しないままであった。観察者にも躊躇なく近寄る様子からは、他者との親しみ具合に応じた関係性を見分けがつきにくくなっているように捉えられた。しかしながら、SSP対象月齢間際の生後11～13か月で急速にキャッチアップしていき、時に担当養育者が困惑するほどに分離ができない状態となった。

Bowlby (1973) は、アタッチメント対象の喪失直後は何事もなく過ごしていた子どもが、その後しばらくして泣く、執拗な後追い、しがみつきといったアタッチメント行動が急増した事例を紹介している。退院後すぐに笑顔が戻り一見何事もなかったかのような様子から、その後担当養育者に激しく固執したBの姿と重なる。喪失直後の何事もなかったかのような反応は「ディタッチメント」と呼ばれ、喪失による激しい感情の抑圧だと考えられている (Bowlby, 1980)。これらが生後7か月以降の看過できない影響として、生後6か月未満よりも分離の影響が重視されてきていた。アタッチメント形成の過程において、生後6か月までは特定の他者を求める行動が現れていたとしても、まだそれはアタッチメント対象への一貫したシステムとして構成されていないといわれている (Bowl-

by, 1982)。Bの入院はアタッチメント形成期に起こっており、「ディタッチメント」といえるほどの激しい感情の抑圧はまだ起こっていないかもしれない。それでも、それまでできていた他者との関係の弁別が曖昧になっており、第二段階以降のアタッチメント対象との密な接触を求める項目の達成が、3, 4か月遅延した (表3)。最終的に遅延した項目も達成されていったものの、入院による分離は第二段階であってもアタッチメント形成に少なからず影響していたといえるだろう。

アタッチメント形成期は、分離の影響を見極めるには、アタッチメント対象だけでなくそれ以外の他者への反応も見る必要がある。そのため、アタッチメント対象との様子の観察だけでは、ともすれば影響がないかのように捉えられ、アタッチメント形成の危機が見過ごされてしまうリスクもある。しかし、それまでできていた他者との関係の弁別が曖昧になる、第二段階のアタッチメント行動の出現が3, 4か月遅れる等、アタッチメント形成を阻害する様子が確かに観察された。Bはその後担当養育者やユニット内養育者が意識的に関わっていたためその後のキャッチアップがなかった。しかし、Bowlbyの挙げたアタッチメント形成後の子どもの事例に類似したアタッチメント対象を激しく求める様子からは、第二段階までであっても、アタッチメント対象との分離の子どもへの影響が十分にありと推察できる。

国外の劣悪な施設環境から得られたかつての施設養育による子どもの様子の研究からは、誰にでもアタッチメント行動を示す「脱愛着」の状態が報告されていた。アタッチメント対象を中心とした階層性の他者との関係のシステムができあがるはずが、その秩序がなくアタッチメント行動を向けるべき相手の方向性が定まらない状態である。Bの退院直後の見境のなさは、

その萌芽とも取れる様相であった。まだ可能性の域に留まるものの、SSPのいわゆるDタイプのアタッチメントが形成される要因がアタッチメント第二段階までのアタッチメント対象との分離にもあるとすれば、里親養育に落ち着くまでに短期入所が相次ぐことは当然避けなければならない。同時に、今後増えると思われる施設に入所する子どもの入院に対するケアの必要性を認識しておく必要があるだろう。

4. おわりに

本論では、これまで分離の影響は比較的少ないといわれてきた生後6か月までの、乳児院での育ちや入院によるアタッチメント対象との分離の影響をBの事例を通して見てきた。最早期に乳児院に入所し入院を経験する育ちの過程でのアタッチメント形成において、二つの危機があると推察された。一つは、アタッチメント第一段階の大人との関わりが制限される時期、もう一つは退院後の約3か月間である。前者の時期は、より意識的に対面での大人からの関わりを設けなければ、アタッチメント行動の出現が第二段階開始時にかけて遅れがちになっていた。後者の時期には、それまで最も関わってきたアタッチメント対象とそれ以外の他者との弁別が曖昧になっており、関係性の混乱が起きていると考えられた。しかしいずれの時期も、適切なケアが施されれば、安定したアタッチメント形成に向けての可塑性も見られた。

また本論では詳述していないが、子どもにとっての揺らぎがある時期、一番間近で関わっている担当養育者も当然、その揺らぎの影響を受ける。養育者側は、子どもとの関係の築きにくさや自分との関係に自信を持ってないといった不安や戸惑いを感じやすい状況にさらされる。担当制の場合、その状況を担当養育者一人が抱えたまま養育にあたり続ける状態が生まれやす

い。たとえ専門家であっても、この状態に一人で耐え続けるのはあまりに負担が大きい。育ちにおける危機を体験する子どもの揺らぎを支えるには、子どもと担当養育者を支えるチームでの支援体制が求められる。

これまでの研究の多くは入院等によるアタッチメント対象との分離の影響を、子どもにとって最適な分離のタイミングを推し量る目的で検討されてきた傾向がある。そのためか、その後どのように分離の影響から回帰してくるのか、どのようなケアが必要であるかは、詳細に言及されてこなかったように見受けられる。しかし、身体虚弱児や被虐待児の入所が多い乳児院において、入院や通院が必要な子どもは今後も増えていくと予測される。そうした影響から回帰するためのケアと時間、その分の成長を保障する関わりが必要である。これらの手厚いケアが子どもたちに行き渡る体制を、多職種による専門家チームで今後も検討していく必要があるだろう。

※本論は、『入所中に入退院を経験した施設乳児の愛着形成プロセス』（小野島萌・青木紀久代・山本良子・大塚己恭、2018）を加筆修正したものである。

▶文献

Ainsworth, M.D.S., Blehar, M.C., Waters, E., & Wall, S. (1978). *Patterns of attachment: A psychological study of the strange situation*. Lawrence Erlbaum.

青木紀久代 (2018). 乳児院における心理コンサルテーション——最早期の関係性支援に着目した萌芽的研究—— 科学研究費助成事業研究成果報告書

青木紀久代・近藤清美 (2017). 乳児院における最早期のアタッチメント行動の発達(1)——最早期の行動指標の作成—— 日本心理臨床学会第36回大会抄録集, 415.

青木紀久代・南山今日子 (2010). 乳児院における

- 愛着の発達支援に関する研究——乳児院を拠点とする子どもの社会・情緒的発達に適した養育支援とは—— 社会福祉法人横浜博萌会子どもの虹情報研修センター（日本虐待・思春期問題情報研修センター）平成20・21年研究報告書
- Bowlby, J. (1969). *Attachment. Attachment and Loss. Vol. 1*. New York: Basic Books.
- Bowlby, J. (1973). *Separation: Anxiety and anger. Attachment and loss. Vol. 2*. New York: Basic Books.
- Bowlby, J. (1980). *Loss: Sadness and Depression. Attachment and Loss. Vol. 3*. New York: Basic Books.
- Bowlby, J. (1982). Attachment and loss: Retrospect and prospect, *American Journal of Orthopsychiatry*, 52(4), 664-678.
- Dozier, M., & Rutter, M. (2016). Challenges to the Development of Attachment Relationships Faced by Young Children in Foster and Adoptive Care. In J. Cassidy, & P. R. Shave (Ed.), *Handbook of attachment: theory, research, and clinical applications* (3rd edition). The Guilford Press; New York, pp. 696-714.
- Farroni, T., Csibra, G., Simon, F., & Johnson, M. H. (2002). Eye contact detection in humans from birth. *Proc Natl Acad Sci U S A.*, 99(14), 9602-9605.
- Fleener, D. E., & Cairns, R. B. (1970). Attachment behaviors in human infants: Discriminative vocalization on maternal separation. *Developmental psychology*, 2(2), 215-223.
- こども家庭庁 (2023). 社会的養育の推進に向けて https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/8aba23f3-abb8-4f95-8202-f0fd487fbe16/e979bd1e/20230401_policies_shakaiteki-yougo_67.pdf (閲覧日：2023年12月18日)
- Marvin, R. S., Britner, P. A., & Russell, B. S. (2016). Normative development: The Ontogeny of Attachment in Childhood. In J. Cassidy, & P. R. Shave (Ed.), *Handbook of attachment: theory, research, and clinical applications* (3rd edition). The Guilford Press: New York, 273-290.
- 水野里恵 (1996). 乳児の愛着行動と行動的抑制傾向——家庭での母子短期分離再会場面を使用して—— 名古屋大学教育心理学部紀要 43, 137-146.
- 小野島萌 (2018). 愛着形成過程のアセスメント——ビデオを用いた縦断的観察の結果から—— (話題提供), 日本心理臨床学会第38回抄録集, 412.
- 小野島萌・青木紀久代・近藤清美・山本良子 (2017). 乳児院におけるアタッチメント行動の発達(2)——第一段階の達成状況—— 日本心理臨床学会第36回大会抄録集, 416.
- 小野島萌・青木紀久代・山本良子・大塚己恭 (2018). 入所中に入退院を経験した施設乳児の愛着形成プロセス, 日本心理臨床学会第37回大会プログラム, 49.
- Schaffer, R. (1977). 母性のはたらき——子どもにとって母親とは—— (育ちゆく子ども0才からの心と行動の世界2) 矢野喜夫・矢野のり子 (訳) サイエンス社
- Shaffer, R. (2001). 子どもはいつ, 他者との愛着を形成するのか 子どもの養育に心理学がいえること——発達と家族環境—— 無藤 隆・佐藤恵理子 (訳) 新曜社, pp. 21-30.
- Srouf, L. A., & Waters, E. (1977). Attachment as an Organizational Construct, *Child Development*, 48, 1184-1199.
- Stern, D. (1979). 母子関係の出発——誕生からの180日—— (育ちゆく子ども0才からの心と行動の世界1) 岡村佳子 (訳), サイエンス社
- Stovall, K. C., & Dozier, M. (2000). The development of attachment in new relationships: Single subject analyses for 10 foster infants., *Development and Psychopathology*, 12(2), 133-156.
- 横浜恵美子 (1980). 保育場面と実験場面における乳幼児の不安に関する研究 教育心理学研究, 28 (1), 28-37.
- 全国乳児福祉協議会 (2019). 『乳幼児総合支援センター』をめざして https://nyujiin.gr.jp/cms/wp-content/uploads/2019/10/2019center_houkoku-1.pdf (閲覧日：2022年1月24日)

The development children in Japanese infant home: The influence of hospitalization during attachment formation

Moe Asada

Toyo Gakuen University

Journal of Child and Family Social Work and Psychology 2024, Vol.1, 48-59

Abstract:

This paper examined what would be the risk for infants' attachment development in Japanese infant home through the case which experienced hospitalization for two times during her life in infant home. Attachment behaviors toward the main caregiver were checked every month. It showed that there were 2 points that attachment behaviors didn't develop according to the age of the month, which were in attachment phase1 and after leaving hospital. These suggest that (1)infants in attachment phase 1 need more face-to-face communication so that infants prefer to have eye contact with their main caregivers, and (2)especially after leaving hospital, the more nurturing care is needed otherwise hospitalization would hinder attachment development.

key words: infant home, attachment formation, hospitalization

【研究論文④】

提供精子で生まれた人の 「出自を知る権利」

仙波由加里*

日本においても、養子の分野においては、子どもの「出自を知る権利」の重要性に対する認識が浸透しつつあるが、提供精子や提供卵子で生まれた人たちの「出自を知る権利」に対する理解はなかなか進まない。日本では日本産婦人科学会のガイドラインで、精子ドナーは匿名であることを条件に実施されてきた。そのためこの技術で生まれた人はドナーの情報を得られず、異父母きょうだいとの親密な関係や近親婚のリスクがあり、自身の半分の遺伝情報等を得ることができない。そこで、本稿では特に養子と対比させながら、提供配偶子で生まれた人の「出自を知る権利」の問題を論じていく。

キーワード：出自を知る権利，提供精子，養子，生まれた人

1. はじめに

子どもの「出自を知る権利」が重要であるということには多くの人が同意するだろう。世界に目を向けても、1989年、第44回国連総会で「児童の権利に関する条約」（通称：子どもの権利条約）が採択され、1990年にこれが発効された。その条約の第7条には「児童は、出生の後直ちに登録される。児童は、出生の時から氏名を有する権利及び国籍を取得する権利を有す

るものとし、また、できるかぎりその父母を知りかつその父母によって養育される権利を有する」（ユニセフ、1989）とある。日本も1994年にこの条約を批准したが、今なお、日本社会には自分の出自を知ることができない人たちが存在する。

野辺は「養子縁組や里親においては、かつては子どもに出自を隠し、生みの親との交流を断絶させることが子どもにとって良いと考えられていたが、現在では反対に、子どもに生みの親の存在を明らかにするほうが子どもにとって良いという考え方が優勢になってきている」と述

*一般社団法人 ドナーリンク・ジャパン

べている(野辺, 2018, p.31)。しかし、養子の場合、子どもが養子縁組で家族になったことを養親から伝えられ、実親の情報を求めて戸籍をたどり、生みの親にたどりつけたとしても、生物学的な父親が分からないケースは少なくないと推察する。

熊本慈恵病院が2007年5月から取り組んできた「こうのとりのゆりかご」(通称:赤ちゃんポスト)でも、生まれた子どもが親の情報をまったく得られないケースが少なくない。同病院がこうのとりのゆりかごを開始して15年が経過した2022年5月末までに、同病院に161人の子どもが保護され、これらの子どもに関する調査結果によれば、このうち2割ほどはまったく実親の情報を得られないという(NHK, 2022)。

そして近年では、男性不妊や女性不妊が原因で、提供精子や提供卵子で生まれる子どもの「出自を知る権利」も注目されるようになってきている。日本においては、1949年に提供精子を使った人工授精(AID)¹で国内初の子どもの誕生し、以降、この技術で生まれた人が、国内に1万5000人もいるといわれている(Hibino & Allan, 2020)。しかし、近年では、海外の精子バンクを利用したり、SNS等を介して自身で精子ドナーをリクルートして自己授精で子どもを持つ(入澤・柘植, 2021)など、日本産科婦人科学会のAID実施件数の報告には反映されないAIDの件数が増えているため、実際にはこの数よりもはるかに多い数の子どもがAIDで生まれていると推察される。そして、1949年に日本初のAID児が誕生して以来、精

子ドナーは匿名であることを原則としてこの技術は実施されてきた。そのため、日本のAIDで生まれた人の多くは精子ドナーの情報をまったく得ることができない状態に置かれている。

諸外国では、特にこの20年ほど、生まれた人たちの提供者情報を得る権利や、自身の遺伝的・生物学的背景を知ることの重要性が認識され、精子や卵子のドナーの匿名性を廃止し、提供精子や提供卵子で生まれた人の出自を知る権利を法律で保障するところが増えてきている(Indekeu, Prinsen, & Mass, 2022, 仙波, 2022)。しかし日本では、2005年に設立されたAIDで生まれた人の自助グループ「ドナー・オフスプリング・グループ(DOG)」のメンバーを中心に、生殖医療で生まれた人の出自を知る権利を求める活動が展開されてきたが、それから15年以上経過した今日も、精子ドナーの匿名性は継続されており、生まれた人たちの出自を知る権利は軽んじられている状態にある。

本稿では、出自を知りたくても知ることのできない人たちの中でも、提供精子で生まれた人たちの「出自を知る権利」に焦点を当て、特に養子と対比させながらこの問題を論じていく。

2. AIDにおける精子ドナーの匿名性

2-1. AIPの歴史

AIDの歴史は長く、米国フィラデルフィアで1884年にAIDが実施されたと報告されている。1884年当時、フィラデルフィア大学の医学部教授だったウィリアム・パンコースト(William Pancoast)が、男性不妊のカップルに同意を得ないまま、その妻に、医学生精子を用いてAIDを実施したのだった。妻が妊娠したあと、パンコーストは夫には彼の妻が第三者の精子で妊娠したことを打ち明けたが、妻には生涯、その妊娠の経緯は知らされなかった。しかしパンコーストが亡くなったあと、この

1 提供精子を使った人工授精のことを、日本ではよくAID(Artificial Insemination with Donor Sperm)と呼ばれるが、欧米各国ではDI(Donor Insemination)というのが一般的である。AIDもDIも同じ生殖医療技術を指すが、本稿ではAIDという用語を使用する。

AIDが実施された当時、パンコーストの下で学んでいた医学生だったハード(Hard)が、1909年になってこの事実を公表し、これが知られることになった(Allan, 2018, p.11)。

前述したように、日本では1949年9月に国内初のAID児が誕生している。この施術にあたった慶応義塾大学病院の産婦人科医であった安藤画一は、AIDは不妊症を治す医療行為であり、夫婦にとっては50%は生物学的に自分たちの子であるから、養子よりはるかに合理的だと述べ、さらに子種の供給者(精子ドナー)と施術夫婦(レシピエント)はお互いに知らせぬようにして、生まれてきた子どもにもAIDで生まれたことを秘密にするべきであると主張した²。安藤の考え方はその後の日本のAIDにも大きく影響し、1997年に日本産科婦人科学会が発表した「非配偶者間人工授精と精子提供に関する見解」でも精子ドナーは匿名であることを原則とした。

2-2. 日本でのドナーの匿名性廃止論に対する姿勢

1990年代に入って、海外での代理出産等を斡旋するエージェンシーや、商業的精子バンクが日本にもできたことや、卵子提供による体外受精で子どもが生まれるなどの出来事がきっかけとなり、生殖補助医療に関する法律の必要性が認識されるようになった。そこで1998年、旧厚生省は「生殖補助医療に関する専門委員会」を設置した。この委員会は2000年に報告書をまとめ公表したが、そこには「生まれてくる子の福祉を優先する」とある。この報告書をたたき台に法律案をまとめることを目的に、2001年には厚生科学審議会生殖補助医療部会

が設置され、2年の検討を得て、2003年4月に公表された報告書には、生まれた子が希望すれば、15歳以降に精子・卵子の個人情報进行全面開示するという内容が盛り込まれたが、その後も生殖補助医療に関連する事柄の法制化は進まなかった。それが2020年秋になって突然、当事者を含めない形で法案づくりが進められ、同年11月には法案「生殖補助医療により出生した子の親子関係に関する民法の特例」が提出され、翌月の12月4日に「生殖補助医療の提供等及びこれにより出生した子の親子関係に関する民法の特例に関する法律」(令和2年法律第76号)が成立、12月11日に公布された。しかしその法律にも、生まれた人の出自を知る権利については盛り込まれず、おおむね2年を目処に検討するとされた項目の一つとして、法律の附則の第3条3項に「他人の精子又は卵子を用いた生殖補助医療の提供を受けた者、当該生殖補助医療に用いられた精子又は卵子の提供者及び当該生殖補助医療により生まれた子に関する情報の保存及び管理、開示等に関する制度の在り方」に記されるにとどまった。しかし、2年以上経過した2023年4月現在も、提供精子や卵子で生まれた人の出自を知る権利についての検討は進んでいない。

国外の研究では、提供精子や卵子で生まれた子どもに、なるべく早い時期に提供で生まれたことを話したほうが、その後の親子関係に好影響を与えるという報告がいくつもある。(Blake, Gasey, Readings, Jadv, & Golombok, 2010, MacDougall, Becker, Scheib, & Nachtigall., 2007, Freeman, 2015, Jadv, Freeman, Kramer, & Golombok, 2009, ダニエルズ, 2010) 養子の分野では、日本でも、「親子関係を良好に保つためには、真実告知が重要と認識されるようになってきている」(森, 2005, p.64)が、日本での提供精子や提供精子で形成された親子関係に関す

2 週刊家庭朝日(1949). 人工授精児生まる! —— 安藤博士の施術に各界からは是非論 —— 1949年9月10日, 30 (1)

る研究報告はない。これは、日本には提供精子や提供卵子で形成された親子であることを公にしている家族が非常に少ないためである。そのため、日本ではこうした家族への関心も低く、そうした家族がかかえる不安や問題への理解も進まない。

また精子提供や卵子提供に対して、養子とは異なり、抵抗感を持つ人も少なくない。たとえば、2003年に国会に提出されるはずだった法案が見送られたことに対して、2005年にあるジャーナリストが野田聖子衆議院議員に行ったインタビューの内容が、柘植の著書の中に記されている。それによれば、野田はその法案の中に「出自を知る権利」を認める内容が含まれていることに対して、「出自を知る権利」が認められると提供者が減ることが予想されるという問題をあげ、さらに出自を知る権利が本当に重要なのかと疑問すら呈していた（柘植, 2022, pp.49-50）。こうした考え方は日本の政治家たちの間に、今なお根強く残っていると想像され、それがドナーの匿名性の廃止の議論が進まない一因になっていると思われる。AIDや卵子提供で子を持った親たちも匿名性が維持されたままであるために、子どもに出生に関する真実を伝えないケースが多いのではないだろうか。

近年では、諸外国ではレズビアンカップルやシングル女性が、提供精子を利用して子どもを持つ例も増えてきており、こうした親のもとに生まれてきた子は、多くの場合、幼いころから自分が提供精子で生まれたことを知っている。かれらの存在や出自を求める活動が、ドナーの匿名性を廃止させる一つの要因になっていることもあるが、日本では同性婚はおろか、夫婦別姓ですら認められていない。

また、欧米では、近年、商業的DNA検査が急速に普及し、それがドナーの匿名性の廃止にも影響を与えている。たとえば、アメリカのよ

うに移民で成立している国では、自分のルーツをたどったり家系図づくりのために、DNA検査会社を利用する人が少なくない（仙波, 2016）。実際にDNA検査の登場によって、欧米ではドナーが匿名であっても、ドナーや同じドナーから生まれた半同胞を探し当てるケースが数多く報告されており（Crawshaw, 2017, van den Akker, Crawshaw, Blyth, & Frith, 2015, Indekeu, Prinsen, & Mass, 2022, Newton, Drysdale, Zappavigna, & Newman, 2022, ディンクル, 2022）、ドナーの匿名性は保証できないという報告もみられる（Harper, Kennett, & Reisel, 2016）。

日本には商業的DNA検査がまだそれほど普及していないが、提供精子等で生まれたことを大人になってから知った人たちの中には、自分のアイデンティティを喪失し、親子の関係にまで負の影響が及んだと話す人がいる（非配偶者間人工授精で生まれた人の自助グループ他, 2014）。日本においても、AIDで子を持った親の会（すまいる親の会）では、子を持った親やこれからAIDに臨もうとしている人たちに対して、子どもに真実を伝えることの重要性を伝え、子どもにはできるだけ早い時期に出生の事実を話したほうが良いと、告知を促すための勉強会なども開催している。しかしドナーが匿名であるため、子どもに出生の事実を話して、子どもからドナーについて聞かれた場合に、何も答えられないと気に病み、真実告知をためらう親も存在する。

3. 養子と精子提供の扱い

3-1. 諸外国における養子と精子提供の関係性

欧米では1985年にスウェーデンで精子ドナーの匿名性を廃止する法律が施行されるようになったのを皮切りに、1990年代から精子や卵子のドナーの匿名性を廃止し、生まれた人の出自を知る権利を法律で保障する国が出てきた。

2023年4月現在、こうした法律を持つ国や地域が少なくとも22カ所ある。そして、そうした法律を持つようになったきっかけに、養子に関する法律との整合性をあげるところも存在する。たとえばイギリスやオーストラリアのヴィクトリア州、ニュージーランド、オランダ、アイルランド、ドイツなどでは、養子は出自を知ることができるのに、生殖医療で生まれた人は出自を知ることができないのは平等ではないという考え方から、提供精子や卵子で生まれた人の出自を知る権利を保障する法律が成立してきた。

しかし、養子と生殖医療は異なるという考え方をする人もいる。たとえば、筆者はある医師に、提供精子で生まれた人の出自を知る権利の話をしたところ、養子は望まない妊娠で生まれてきた子であるが、生殖医療で生まれた子は望まれて生まれてきた子であり、まったく状況が違うと言われたことがある。しかし、望まれて生まれてきた子は、出自を知る必要はないのだろうか。

生殖医療は養子とは異なり、倫理的な問題も多い。たとえば、精子や卵子に金銭的な授受が伴う場合の問題があることや、特に卵子提供においてはドナーへの身体的負担が大きいことも問題視される。また、レシピエントや生まれてくる子へのリスクをなるべく軽減するために、医療機関で精子や卵子提供を受ける場合には、ドナーや精子・卵子のスクリーニングが行われる。しかし、これは命の選別であり優生学的に問題があるという考え方もある(柘植, 2022)。このように人工的につくられた命は、養子とは異なるという見方が、養子とAIDで生まれた人の出自を知る権利についての扱いにも違いをもたらしている。

3-2. 精子・卵子のドナーの匿名性の廃止とドナーの情報管理をめぐる訴訟——オリヴィア・プラテン vs. カナダのブリティッシュ・コロンビア政府の事例

2008年、カナダのブリティッシュ・コロンビア州で、AIDで生まれたオリヴィア・プラテン(Olivia Pratten)が州政府を相手に訴訟を起こした。それは、同州では養子の場合、生みの親の情報は保管することを法律で義務付け、養子は一定の年齢達すると出自を知ることができるのに対し、AIDの場合、精子ドナーの情報の保管を規定する法律もなく、AID出生者のドナーを知る権利も認めていないことを不服とし、この差別の解消を求めての訴訟だった。ブリティッシュ・コロンビア州では、養子法(Adoption Act)で養子の生物学的親の情報を得る権利に関して次のように規定している。1. 生物学的な親と社会的な親の記録を保管し、養子は安全・健康・福祉、その他、子どもに利益が見込まれる理由で生物学的親の情報が必要な場合には、その情報にアクセスすることができる。2. 生物学的親を特定できる記録を保管しておく。3. 養子は19歳になり、社会的な親が生物学的親の情報にアクセスすることを了解している場合には、生物学的親の氏名を含む情報を得ることができる。4. 生物学的な親とのコンタクトは、両者の間に合意があれば、行政機関がそれを支援する。5. 養子は結婚のパートナーや性的なパートナーと遺伝的つながりがないかを確認できる。

一方、ブリティッシュ・コロンビアの医療者と外科医のカレッジ(集団)の規定「Medical Practitioner Act, R.S.B.C. 1979, c 254」では、医療記録は6年保管すると定められていた。プラテンが裁判をはじめた2008年には、プラテンの母親の主治医はすでに退職して6年が経過していた。そのため、最後の医療記録の記入か

らもすでに6年以上が経過してたために、患者の記録を保管する義務は消滅し、ドナーに関する情報も処分されていたのである。プラテンは、ブリティッシュ・コロンビア州政府がこうした記録の破棄を容認しているため、自分の心身の健康にもかかわる彼女の基本的な情報を喪失したと訴えた。

プラテンは、養子に比べAIDで生まれた人は軽視されており、これはカナダの権利と自由の憲章 (Canadian Charter of Rights and Freedoms) 第15条の差別禁止の内容に反すると訴えたのである。しかし2012年2月、州の最高裁は、AIDで生まれた人に養子法に定める生物学的な親を知る権利を認めていないことは、差別にはあたらないという判決を下した。それは、元来、養子とAIDで生まれた人は異なり、養子法は養子の人を対象にしてつくられた法律であるため、遺伝的なルーツが半分わかっているAIDで生まれた人たちには適応できないというのがその理由だった。また、もともとドナーを匿名とすることが条件で精子は提供されたので、その点からも、ドナー情報を与えることはできないという判断が下されたのである (The Canadian Press, 2008, Attorney General, 2012, Canadian Lawyer, 2012)。

2016年1月、筆者はオンラインでプラテンにインタビューを行った。インタビューの内容は文字起こしし、プラテンにそれを見せ確認を得た上で、資料として紹介することの了解を得ている。彼女はインタビュー当時、カナダを離れ、イギリスに移住していた。インタビューを通して非常に印象的だったのは、彼女が裁判を経て、母親や育ての父親との絆を強めたという話だった。両親は彼女が幼い頃に離婚していたが、別居していた育ての父親は彼女のすべての裁判に足を運び公聴し、彼女を励まし支えた。また母親も裁判中は誰よりも彼女の物理的・精

神的な支援者だった。彼女は自分の思いを理解し、惜しみない支援をしてくれた両親に深く感謝しており、彼女にとってはこの二人が親であると断言していた。この言葉からもドナーに親であることを求めていることは明らかだった。プラテンはまた、ドナー情報を求める理由について、自分のルーツにもかかわる遺伝的な情報の半分が欠如していることで、長く自分のアイデンティティも何か抜け落ちていて感じてきたことに加え、異母兄弟との恋愛のリスクや、遺伝的父親を知らないことによる自分の健康、および将来自分から生まれてくる子どもの健康についても懸念していた。

4. まとめとして

AIDで生まれた人たちが「出自を知る権利」を求めていることに対し、「望まれて生まれてきて、大事に育てられているのに、親に対して何の不满があって、ドナーを知りたいのか」といったようなことを言う人がいる。しかし、養子は、養親に大事に育てられていても、生みの親に関心を持ち、戸籍からその人物を探そうとするときに、そのことを責める人はいないだろう。AIDで生まれた人は、出生の事実を知らされても、プラテンのケースでも見られるように、親の愛情や自分への支援を感じるならば、親子の絆が壊れることはない。そしてAIDで生まれた人がドナーを知りたいと言っても、それは育ての親への裏切りではない。家族以外に、自分と血縁を持つ人がいると言われて、その人に関心を持つのは非常に自然なことではないだろうか。たとえば、親である人も、産院での取り違いで、育ててきた子とは血縁はなく、どこかに自分と血を引く子がいるとしよう。その場合、血縁がないというだけで、これまで育ててきた子への愛情が急にさめるだろうか。また、取り違いによって別の家族の元にいる自分の血

を引く子を知りたいとは思わないだろうか。もしくは、自分の血を引く子に関心を持つことは、今一緒に暮らす子どもへの裏切りなのだろうか。

養子も AID で生まれた人も、自分の選択で、その環境に生まれてくるわけではない。どのような環境に生まれても、出自を知りたいと思う人には「出自を知る権利」が保障される社会でなければいけない。日本でも、養子の場合には戸籍に養子であることが記載され、生みの親の情報が残されているケースが多い。であるならば、精子や卵子のドナーの情報もきちんと残し、ドナー情報を求める人には、提供できるシステムを構築すべきだと考える。少なくとも、本稿で紹介したプラテンのケースのように、ドナーの情報が破棄されることは避けられるべきである。そのためには、今医療機関に残されているドナーに関する情報は、「保健医療機関および保険医療養担当規則」に定められている「患者の診療録にあっては、その完結の日から5年間とする」という医療記録の保管期間を超えても、破棄しないよう、なんらかの対策を講じ、それを徹底するべきである。

最後に、海外の状況をみれば、いずれ日本においても精子や卵子ドナーの匿名性が維持できなくなる時代が訪れることは想像に容易い。日本でも、災害時の行方不明者の捜索等、様々な状況のもとで、近年では DNA 検査が利用されるようになってきている。親が提供精子での出生を隠していても、子どもが偶然、自分の家族の外に、血縁の濃い人がいることを知りえる可能性は否定できない。また子どもが非常事態の中で、親とは血縁がないことや、まったく知らないところに、自分に血を分けた人がいることを知れば、それは大きな混乱や親への不信感等へとつながるだろう。養子の研究や、諸外国の AID で形成された親子関係に関する研究が示すように、提供精子や提供卵子で生まれた子に

も幼いうちに親子の間に血縁がないことを伝え、それを日常的に話せるような親子関係を築くことが、結局は親子にとってもストレスがなく、利益が大きい。私たちはもっと、日本の AID で生まれた人たちの「出自を知る権利」が軽んじられている今の状況を問題視し、ドナーの匿名性の廃止の問題や親の告知のための支援に取り組んでいかなければならない。

▶文献

- van den Akker, O. B. A., Crawshaw, M. A., Blyth, E. D. & Frith, L. J. (2015). Expectations and experiences of gamete donors and donor-conceived adults searching for genetic relatives using DNA linking through a voluntary register. *Human Reproduction*, 30, 111-121.
- Allan, S. (2018). *Donor Conception and The Search for Information: From Secrecy and Anonymity to openness*, Routledge.
- Attorney General (2012). Court of Appeal for British Columbia Citation: Pratten v. British Columbia (Attorney General) 2012 BCCA 480. Retrieved from <https://www.bccourts.ca/jdb-txt/CA/12/04/2012BCCA0480.htm> (2023年4月7日)
- Blake, L., Gasey, P., Readings, J., Jadva, V. & Golombok, S. (2010). 'Daddy ran out of toddlers': how parents tell their children that they are donor conceived, and what their 7-year-olds understand. *Human Reproduction*, 25, 2527-2534.
- Canadian Lawyer (2012.2.13). Woman heads to B.C. court in battle for biological data. Retrieved from <https://www.canadianlawyermag.com/news/general/woman-heads-to-bc-court-in-battle-for-biological-data/271238> (2023年4月7日)
- Crawshaw, M. (2017). Direct-to-consumer DNA testing: the fallout for individuals and their families unexpectedly learning of their donor conception origins. *Human Fertility Online*, 225-228, doi: 10.1080/14647273.2017.1339127
- ダニエルズ, ケン (2010). 仙波由加里 (訳) 家族をつくる——提供精子を使った仁王受精で子ども

- もを持った人たち——人間と歴史社
- ディンクル, サラ (2022). 渡邊真里 (訳) ドナーで生まれた子どもたち——「精子・卵子・受精卵」売買の汚れた真実——日経ナショナルジオグラフィック
- Freeman, T. (2015). Gamete donation, information sharing and the best interests of the child: an overview of the psychosocial evidence. *Monash Bioethics Review*, 33, 45-63.
- Harper, J. C., Kennett, D. & Reisel, D. (2016). The end of donor anonymity: how genetic testing is likely to drive anonymous gamete donation out of business. *Human Reproduction*, 31, 1135-1140.
- Hibino, Y. & Allan, S. (2020). Absence of laws regarding sperm and oocyte donation in Japan and the impacts on donors, parents, and the people born as a result. *Reproductive medicine and biology*, 19, 295-298. doi: 10.1002/rmb2.12329
- 非配偶者間人工授精で生まれた人の自助グループ・長沖暁子 (編著) (2014). AIDで生まれるということ——精子提供で生まれた子どもたちの声——萬書房
- Indekeu, A., Prinsen, C. F. M. & Mass, A. J. B. M. (2022). Lessons from 10 years' experience running the Fiom KID-DNA database, a voluntary DNA-linking register for donor-conceived people and donors in the Netherlands. *Human Fertility Online*. doi: 10.1080/14647273.2022.2144772
- 入澤仁美・柘植あづみ (2021). 精子提供をする理由——SNSドナーへのインタビュー調査——国際ジェンダー学会誌, 19, 132-145.
- Jadva, V., Freeman, T., Kramer, W. & Golombok, S. (2009). The experiences of adolescents and adults conceived by sperm donation: comparisons by age of disclosure and family type. *Human Reproduction*, 24, 1909-1919.
- MacDougall, K., Becker, G., Scheib, J. E. & Nachtigall, R. D. (2007). Strategies for disclosure: how parents approach telling their children that they were conceived with donor gametes. *Fertility and Sterility*, 87, 524-533.
- 森 和子 (2005). 養親子における「真実告知」に関する一考察——養子は自分の境遇をどのように理解していくのか——文教学院大学研究紀要, 37, 61-88.
- Newton, G., Drysdale K., Zappavigna, M. & Newman, G. E. (2022). Truth, Proof, Sleuth: Trust in Direct-to-Consumer DNA Testing and Other Sources of Identity Information among Australian Donor-Conceived People. *Sociology*, 57. doi: 10.1177/00380385221091184
- NHK (2022). WEB特集“赤ちゃんポスト”開設15年 預けられた男性が語る「家族」 Retrieved from <https://www3.nhk.or.jp/news/html/20220608/k10013660621000.html> (2023年4月7日)
- 野辺陽子 (2018). 養子縁組の社会学——〈日本人〉にとって〈血縁〉とはなにか——新曜社
- 仙波由加里 (2016). 米国における第三者のかかわる生殖医療の現状 日比野由利 (編) 諸外国の生殖補助医療における法規制の時代的変遷に関する研究 (平成27年度厚生労働省子ども・子育て支援推進調査研究事業) 69-112.
- 仙波由加里 (2022). 諸外国の出自を知る権利を保障する法制度 医学哲学医学倫理, 40, 66-71.
- The Canadian Press (2008.10.8). B.C. court issues injunction in class-action over sperm, egg donor births. Retrieved from <https://www.cbc.ca/news/canada/british-columbia/b-c-court-issues-injunction-in-class-action-over-sperm-egg-donor-births-1.706248> (2023年4月7日)
- 柘植あづみ (2022). 生殖技術と親になること——不妊治療と出生前検査がもたらす葛藤——みすず書房
- ユニセフ (1989). 子どもの権利条約 (1994, 政府 (訳)) http://www.unicef.or.jp/about_unicef/about_rig_all.html#1 (2023年4月7日)

The Right to Know of DI Conceived People

SEMBA, Yukari

Donor Link Japan

Journal of Child and Family Social Work and Psychology, 2024, Vol.1, 60-68

In Japan, awareness of the importance of a child's right to know his or her origin is spreading in the field of adoption, but recognition of the same rights for donor-conceived people is still insufficient. In Japan, the guidelines of the Japan Society of Obstetrics and Gynecology have required that sperm donors should be anonymous. As a result, donor-conceived people are at risk of unknowingly having intimate relationships with half-siblings or consanguineous marriages, and cannot obtain half of their own genetic information. This paper will discuss the issue of the right to know their origin for donor-conceived people, especially in contrast to adopted people.

key words: Right to know, AID, adoption, adopted people, donor-conceived people

【実践現場の声】

血のつながりと家族／ Blood Ties and Family

渡辺みはる*

はじめに —— 不妊症治療から養子という 選択へ

長野県のほぼ中央に位置する諏訪湖という湖のほとり、人口2万人ほどの小さな町に、私の勤務する諏訪マタニティークリニックがあります。産科・婦人科・小児科と不妊症治療の病院として、今年で開院して47年目を迎えます。私自身はその元患者で、33年前の長女の出産後に縁あってスタッフになりました。当初は保育士として育児相談に携わり、のちにカウンセラーの資格を取得し、不妊症治療の外来に併設しているこのとり相談室で勤務するようになりました。

このとり相談室は開室して20年が経ちます。相談室での相談内容として、治療断念については大変多い相談事項であり、今後の人生の方向性のひとつとして養子縁組という言葉も患者さんからあがるため、それについてしっかり対応できるようにしてきました。養子縁組についての相談があると、集積してある養子縁組に

関する資料などを渡して、できるだけ詳細かつ具体的な情報を提供し、患者さんが何らかの決断をするまでは何回でも相談を受け入れました。さらに相談室発行の機関紙に養子縁組を行った方の手記を掲載したり、「てとて」という名称の里親会を作って、縁組完了家族とこれから縁組を考えていこうというご夫婦たちが交流し、実際面において詳細な情報交換が行えるようになってきました。また、室内の集まりの他に子ども中心のイベントとして戸外に出てリング狩りやさくらんぼ狩りなども行ってきました。

「てとて」の集まりを続けてみてとても良かったと思ったことは、前の年はご夫婦だけの参加であったのに、翌年そこに養子として迎えた赤ちゃんが加わった3人家族での参加になった方が会場に入ったとき、「よかったねー、おめでとう！」と拍手で迎えてくださったり、ハイハイしていた赤ちゃんが走れるようになっていて皆で驚いたり、それぞれの夫婦の変化や子どもの成長を喜びあえる時間は、とてもあたたかいものになったことでした。また、これから縁組を考えていこうというご夫婦にとって、

*医療法人登誠会 諏訪マタニティークリニック

血のつながりがなくても“こんなにも親子が似ているものか”という養親子を目の当たりにすることで、ご自身たちが進もうとしている道についての不安や心配を軽減することができ、「より現実的に将来を考えることができるようになった」と言われました。20年間で24組のご夫婦が28名の子どもと出会い、うち24組が特別養子縁組を結んでいます（4名は手続き中）。

不妊治療現場からの発信の意味

「血のつながりがなくても養子に迎える子どもを我が子と思って愛することができるのか？」これは養子を考えるとき多くの方が抱く不安です。それについて相談室としては、「血がつながっている間柄でも世の中では悲惨な事件がたくさん起きていますよね。血がつながっているから家族なのではなく、家族は愛でつながっていくものだと思うのですが、いかがでしょう」とお答えしています。

以下、3名の養子を迎えられた方の経験と想いを紹介したいと思います¹。

二人の養子を迎えたAさん（後段に手記あり）が過去のご自身を振り返って言われた言葉が「どうして自分たちはあんなに産むことにこだわっていたのだろう」ということでした。院内での里親会の際、不妊症治療をしていた医師と話ができる場を設けたことがあるのですが、そのとき医師が「お力になりきれずに申し訳ありませんでした」と言ったところ、Aさんは「とんでもないです。先生に一生懸命やっただいて今があるんです。私は不妊症治療がうまくいなくて本当に良かったと思っています。

自分が妊娠していたら、この子の親にはなれなかったのですから」と言われました。

ご縁の元で子どもと出会い親になることができた方々は、子どもと一緒に過ごす時間によって人としての経験値を高め、人生の彩りが増していきます。不妊症治療中に養子縁組のことを相談に来てくださる方々には「ぜひ児童相談所や民間の縁組団体の勉強会に足を運んで現実を知ってください。そして気持ちが切り替わるならば、なるべく年齢の若いうちにお父さんお母さんになってもらいたいです」とお伝えしています。

不妊症治療においては自分たちの子どもを授かることが究極の目的ではありますが、自らの妊娠出産にこだわらず、“他の人から生まれた子どもと共に生きるという選択肢”があるということを知り、またそれを“すでに経験している方々と出会える機会”が治療施設の内にあることは、患者さんにとっては大変有益なことではないかと思っています。

アイデンティティについて

人はたいていの場合、目標を達成するためには努力をしたり頑張ったりするわけですが、不妊症治療においてそれはまったく通用しません。頑張れば報われるという類のものではないとわかり、期待と落胆を繰り返すたび、疲弊していく自身の心とどう向き合い折り合いをつけたらいいのかを悩むようになります。

この治療においては、反復される喪失体験によりアイデンティティが崩壊するということが専門家の皆さんの間でも言われていますが、現場の私もそれを痛感してきました。

しかしそのような辛い不妊症治療にピリオドを打ち、養子を迎え家族を作ることに人生の舵を切り替えた方々の中には、崩壊していたであろうアイデンティティを、喪失を上回る幸せと

1 Aさん、Bさん、Cさんの事例掲載につきましては、諏訪マタニティークリニック院長根津八紘からの承諾を得ております。AさんBさんCさんには、本稿へのお話しの掲載について快く了承いただきました。心より感謝申し上げます。

必要なつながりによって再構築した方々がいます。そんな事例をご紹介します。

Bさんの場合

Bさんの治療期間は10年でした。今度こそはと期待して治療に挑んでも成果が出ない、これを10年もの間繰り返していたわけですから、喪失などという言葉では言い表せないほどの辛い体験だったと思います。しかし、当院の里親会への参加がきっかけとなり、里親登録に進む決心をして、1年後に新生児と出会って親になることが叶いました。

以下はBさんが子育てに入ってから私に寄せてくれたメールの一部です。

ある里親の先輩から「私たちは心で子どもを産んだの。普通の妊娠はお腹の中で10ヶ月だけど、私たちは何年も何年もかけて産んだのよ。治療期間はこの子を“心”に宿していた期間」と、こんな素敵な言葉をいただきました。本当にそのとおりだと思いました。そして治療したからこそ見えた人の痛み、優しさ、気持ちの部分で人間としても成長させてもらえました。この10年は娘に会う運命のための期間だったと思います。

辛かったはずの治療期間に対して「治療をしたからこそ見えたものがたくさんあった」という肯定的な振り返りの言葉と、「10年間は娘に会う運命のための期間だった」とのBさんの言葉に、彼女の10年に伴走してきた私としても、とても感慨深く読ませてもらいました。

Cさんの場合

Cさんはすでに縁組が完了して子育てに入っていた方でしたが、養子を迎えてもいいことば

かりではありませんでした。その理由は育児の中で不安が出るたびに「産んでないから？」と思ってしまう傾向があったからです。そんなあるとき彼女から以下のようなメールが届きました。

小学一年生になり、宿題や明日の準備などやることは増えたのに、元気すぎて毎日遊び足りなくてでも遊びすぎでは眠くなり…。その反動は殴る蹴るという私への攻撃になります。しまいには「ママなんて大嫌い、あっち行け」「もう帰ってくるな」と言われてしまいました。せっかく家族で一緒にいるのに私だけ独りぼっちに思えて、“どうして子どもを迎えたのか”とまで考えてしまうようになりました。

早速相談室に来てもらって直接話を聞きました。メールに書ききれなかった出来事のあれこれを涙とともにすべて吐き出し、少し落ち着いた彼女に、「大嫌いって言ってもらえるようになって良かったじゃないですか」と言ったところ、彼女はポカンとしました。そして私が続けて「二人して毎日本気で悩んで本気でぶつかった、その成果が出たんでしょう。本物の親子になってきた証拠です」と言うと、彼女はまた泣きながら、「本当ですか。私たち、本当の親子なんですか」と繰り返し聞くので、「はい、最初から本当の親子ですけれどね」とお答えしました。

このお子さんの様子は養子養育の中ではよく言われる「お試し行動」に該当するのかもしれませんが、しかし、実子を育てている中でもこういったケースはあることすし、いわゆる反抗期や、どの子も通る発達段階として捉えることもできると思うのです。事あるごとに“養子であること”を前提に考えていくと、こういう意

識に陥ってしまうのではないかと思いました。ですから私は「大嫌いって言ってもらえるようになって良かったじゃないですか」とお伝えしたのです。

それからしばらくしてまた彼女からメールが届きました。

お父さんが背が高いから大きくなるよね。お母さんがこうだから…etc. とまわりの人に言われると、以前はいちいち引っかかって気にしていたんですが、最近では「そうかなあ？ そうなるかな？」と適当に答えられるようになりました。そして心の中で「私たちは彼の遺伝子がどんなかは知らない。だから何が得意なのか、何が苦手なのか、それは誰かに似ていたり、遺伝子だったり、そういうことではなくって、すべてがあの子オリジナルだから、うちの子の可能性は無限大ってことよ！」と叫んでいます。不妊症治療のときからずっと私のことを知っていてくれた渡辺さんから、あの日親子のお墨付きをもらったので、私はもう大丈夫です。

このメールを読んで私も、彼女はもう大丈夫だと思いました。

喪失を上回る幸せを得たBさんと、必要なつながりのあったCさん。それによってお二人のアイデンティティは、再構築を成せたのではないかと考えています。

Aさんの手記——日々の暮らしが家族を作る

私は30代半ばから40歳までの数年間不妊症治療を受けた。体外受精の回数は初めのうちこそ把握していたが、そのうち数えるのをやめたので詳しくはわからないが相当数に上るはずだ。

皆さん同じだと思うが、当初は毎回の治療のたびに大きく一喜一憂し、期待に反してダメだ

とわかったときのダメージは耐え難く、帰りはかならず車の中で大声で泣いた。そんな中、私が模索し始めたのが「里親になる」ことだった。治療を卒業して夫婦二人の暮しをエンジョイする、もちろんそれも大事な選択肢だが、それよりも血縁はなくとも子どもと共に歩む人生というのはどうだろう、そんなふうに思い始めていた。

里親に関してまったく知識がなかったので、ネットなどでいろいろ調べてみた。そして、重要な点に気がついた。それは年齢だった。

里親と一言でいうが、実際のところ近年は特別養子縁組をするケースが多い。従来の里親は、生みの親に代わって子どもを家庭で育てる役割をする人のことで、実際の親ではない。子どもは生みの親の姓のままだし、里親とは法律上の関係はない（とはいえ、大事な家族であることは間違いないが……）。それに対して特別養子縁組をするというのは、裁判所の厳格な審判を経て、子どもと生みの親との法律上の関係はなくなり、養親のみが子どもの親になることで、実の親子となんら変わらない関係になるというものだ。里親になることに、年齢的な規制はあまりないが、特別養子とするには、親と子の年齢差が40歳くらいまでが望ましい、というような表現を見つけ、私はおやっと気になった。中には、特別養子を望む人は40歳までと、年齢制限を設けた紹介機関もある。理由としては、子育てに費やす体力とか、教育のための経済力とか、そういったことがあるようだが、それにしても40歳ならもうすぐやってくる、さてどうしよう……。不妊症治療の卒業をまだ決心できてはいなかったが、一方で、里親、養子縁組という方法も、私の気持ちの中では次第に現実味を帯びていった。

ただ、夫の気持ちは私とはかなり違った。「血のつながらない子どもを育てるとするのは

とても責任の重いことで、自信が持てない」というのが当初の反応だった。子育ては多分とても大変なもので、その大変さを乗り越えていくには「自分の血を分けた子だから」という事実がないかぎり、音を上げたくなくなってしまうのではないか、踏ん張りがきかなくなってしまうのではないか、というのが夫の捉え方だった。私が「子どもなんて皆かわいい」と言ってみても、「そんな簡単なことではない」と、夫はとても慎重に考えていた。それもそうだろうと思う。不妊症治療の原因になっていたのは私であって、夫に問題はなかったのだから、なかなか自分の子をあきらめきれない気持ちは強かったのだろう。また、男性ならではの責任感の強さも、より慎重な発言につながっていたのかもしれない。そのあたりの二人の話し合いはしばらく平行線をたどっていた。しかし年齢のことが気になっていたのも事実だったので、迷いを残しながらも私たちは里親登録をした。

里親に登録したところですぐに子どもとのご縁があるわけではない。何より、まだ制度のこともしっかり把握しきれていないし、気持ちの整理ができていないわけでもない。そこで私たちは、いくつかの勉強会や研修などに参加した。実際に里親となっている方の話を聞いたり、児童福祉の専門家の話を聞いたり、本を読んだり。そんな中であるとき、夫の気持ちが変わった。当初は生みの親から子どもを引き離してしまうことになる、という抵抗感を持っていたのだが、研修などを通じて知ったのは、「世の中にはどうしても一緒に暮していけない親子がいる」ということ。そして、里親や養親は「そういうやむを得ない事情の生みの親に代わって、子どもを大切に育てていくもの」ということ。夫の中で、すっと胸に落ちたことがあったのだろう。そこから先は具体的に子どもとのご縁に少しでも近づくため、どうしたらいいのかを二人

で考え行動した。そしておそらくこのあたりで、私たちはまだわずかな希望を持って続けていた不妊症治療を卒業して里親の道に進んだ。迷いがまったくなかったといえば嘘になるが、血のつながりよりも何よりも親になることを選んだのだ。そこで迷いを吹き飛ばしてくれたのは、先輩の養親さんたちの姿だった。

血のつながらない家族とはどういうものか確認したくて、養親家庭の集まりに参加してみたところ、お会いした養親子はどのご家庭も不思議なくらい顔が似ていた。体型や仕草もとても似ていたのである。「血のつながりよりも日々の暮らしこそが家族を作るのだ」と心底思った。そして一人の養親さんがこう語ってくれた。

「血のつながらない子どもを育てるといってもそう難しいことではない。ごくごく普通に子育てしている」と。私の迷いがすうっと消えた瞬間だった。

そしてしばらくして、我が家にもかわいい「我が子」がやってきてくれた。子どもを迎えてから生活は一変し、自由な時間はほとんどなくなった。毎日が本当に慌しく忙しい。でも、これはおそらく子育て中の家庭ではどこでも同じような光景だろう。何より、子どものことはかわいくてしかたがない。それは夫も同様で、お風呂に入れたり、保育園に迎えに行ったり、とてもまめまめしく面倒をみてくれている。夫の友人が遊びに来た際、一杯やりながら一言しみじみと「親ばかりでこういうものかというのがわかったよ」と語っていた。その言葉を聞いて私は胸が熱くなった……。

長く不妊症治療を続けて、結局、私は子どもを“産む”ことはできなかったけれど、子どもを“育てる”ことはできるようになった。子どもを産めなかったことには後悔も未練もない。目の前にいるこの子が何より大事と思えるからだ。むしろ「治療がうまくいかなくて良かった。

だってそうでなければこの子と出会えなかった訳だから」と、こんな考えすら浮かぶくらいに幸せだった。あんなにたくさん悩んで、涙して、夫ともとことん話し合って、だから今があるのだとつくづく思う。くじけそうになってもなんとか自分を励まして、次の目標に向かって努力する、そんな力を不妊症治療を通して身につけることができたのかもしれない。それでも、一人ではなかなか乗り越えられないときには相談室でお茶を飲ませてもらったり、ちょっと弱音を吐かせてもらったり、そんなふうに支えられてなんとか乗り越えさせてもらったのだと思う。いろいろと辛いことがあったからこそ、今ある幸せにありがたいという感謝の気持ちを忘れてはいけなと、強く感じている。

そしてその子が3歳のとき、私たちはもう一人子どもを迎えることができた。下の子は出産直後に産院に迎えに行った。これも不思議なことに、血のつながらない姉弟なのだが、顔が“似ている”のである。ご縁以外の何ものでもないとつくづく感じた。

血のつながりを補うために、一緒にいなかった時間と空間を埋めるために、里子・養子の子どもたちは、里親・養親の愛情（や忍耐力？）を見極めるべく「お試し行動」をすることが少なくないし、また周囲の人たちにどこまで事情を話すのか話さないのか、子どもへの真実告知はいつどうするのか、ルーツ探しをどう手助けするのか、ただでさえ不安定な思春期に自身の生に戸惑う子どもとどう向き合い支えるのかなど、里親子・養親子ならではの悩みはその年齢ごとに次々発生する。でもそんな迷いがくることを恐れていてもしかたがない。私たちはできるだけ子どもたちに寄り添い、支えてあげられないのだと思う、親として……。

そしてそういったこともありながらも、やはり私は「血のつながらない子どもを育てること

はけっして特別なことでも難しいことでもない」という先輩養親さんからいただいた言葉をより多くの方に伝えたいと、そして日々の暮らしの中でだんだん顔が似ていく微笑ましい親子が一組でも多く生まれてほしいと心から願って、この原稿を書かせていただいた。

自分自身の体験から

実は、自分自身も血縁のない家族の中で育った体験があり、それが養子縁組に思い入れる理由の一つにもなっています。ここでは当事者としての視点から、家族における血のつながりについて述べたいと思います。

私の戸籍の母親欄には3人の名前が載っています。私を産んだ母親は父の不貞を理由に私の物心がつかないうちに家を出ました。写真一つその存在を示すものを残していきませんでした。養育に困った父は、朝早く私を民間の施設に預けて仕事に行き、夜遅く迎えに来ました。どれくらいその生活が続いたのかは定かではありませんが、いつも暗い所に隠れて泣いていたという記憶だけがうっすらと残っています。

その後、「みはるちゃんが不憫なので世話をしあげたい」と父との結婚を求めた女性が現れ一緒に暮らすようになりました。しかしその女性は結婚したあと態度を急変させ、私は父のいない空間で“言葉と行動による暴力”を受けようになりました。「今日も生きてるの」という10年以上繰り返されたこの言葉に、私は死を考えるほど傷ついていました。学校の先生、親戚、近所の人と私のまわりにいる大人たちは、私の置かれている環境に少なからず気づいていたとは思いますが、誰も何もしてくれることはなく、また私からもまわりの大人に助けを求めはしませんでした。何より大好きな父には心配をかけたくない一心で、不自然な日常を必死でごまかし、つくろっていました。そうして、学

区が関係なくなる高校入学を機に祖父母の家に身を寄せ、そこでようやく長い悪夢を終わらせることができました。

祖父母と暮らすようになって1年後、父はその女性とも離婚し、一緒に暮らせるようになったと迎えに来てくれたのですが、そこには、父と別の女性とその女性の子どもの暮らしが始められていて、私はそこに加わることになったのです。その女性が父の3番目の妻であり、戸籍上3番目の私の母となります。高2という多感な年齢から始まった新たな家庭生活。そこからの40余年もまた、辛い歳月でした。

このような経緯で私は、二人の養母と普通養子縁組をしていて彼女たちの養女となりました。

そして今から5年前のことです。私のいところを名乗る人が突然現れ、私を産んだ人と会ってほしいと言いました。私はまったくその気はなかったのですが、どうしてもと懇願されやむなく他県の施設にいるその人に会いに行きました。思慕も遺恨もないので会っても平静を保てる自信があったのですが、通された施設の一室、その人は私を見るなり「お母さんのこと恨んでる？」と言いました。思いもしない言葉に平常心がかり乱され、涙が溢れてきてしまいました。そんなことがあったのに私はその後、6回その施設に面会に行っています。なぜ足を運ぶのかというと、それは誰も面会に来ない孤独なおばあさんを知ってしまい気の毒に思うからです。

昨年は娘と息子、そして孫たちが旅行方々面会に同行してくれました。二人の感想は、その老婆と私が似ているということ、さらに私自身がその女性を母親と思えないというのと同じで、子どもたちも自分の祖母だとは思えない、ということでした。その理由について娘は、「一緒に暮らしたこともなく、何も思い出がないから」と言い、息子は、「今は縁が切れたけれど、以前は祖母という立場の人がいたから」と言い

ました。どういうことかということ、父と彼の3番目の妻（私の2番目の養母）と私たち家族は二世帯住宅で一緒に暮らしていて、娘や息子は生まれたときからその人を祖母と違って育ててきたからです。

どれだけぞんざいな扱いをされてきていたとしても、2番目の養母とは40年以上“家族”として一緒に生きてきた時間があります。複雑ではありつつも、共に積み重ねてきた人生の時間によって、私は彼女に向けて、生みの母には抱かない“情”がありました。

血のつながりはあるけれども一緒に過ごした歳月のない生みの親と、血のつながりはないけれど歳月はあった養母とでは、後者の方を“家族”として意識することから、私個人の見解として“家族における血のつながりの意味”はAさんがおっしゃっていたように「日々の暮らしが家族を作る」、そういうことだろうと思います。

私はまだ生みの親のことをお母さんとは呼べませんが、昨年の自分の誕生日に、生んでくれたことへの感謝のメッセージを彼女に残しました。私が娘だともはっきり認識できないこともありますが、こうして面会を続けていけば、この先ひょっとして、“彼女を家族の一人”と思うようになる日が来るかもしれません。

まとめ

当院では生殖因子のないご夫婦への不妊症治療として、身内から因子の提供を受けて子どもを授かる治療の実践をしていますが、遺伝子的には授かった子どもとは実の親子ではありません。そこで皆さんの思う血のつながりについて尋ねたとき、こんな意見が寄せられました。

- ・誰の遺伝子だとか、血のつながりだとか、どこの家系だとか、そんなことは難しく考

え過ぎてしまう大人しか言わないことじゃないか。笑って、泣いて、一緒に過ごす家族であるかぎり、「私の子ですが何か？」ですむ話だと思う。

- ・目の前に愛してやまない子どもたちがいるという事実だけで十分。自分の血が流れていないことなんて考えることもない。
- ・親子の関係は自分たちの心が決める。

こうした気持ちを何うと、日々の暮らしにおいて“血のつながり”ということをもったく気にしていないように感じられます。

血のつながりの有る無しに関わらず、子どもは本物の愛を受け、その愛のある家庭の中で育ててほしいと思いますし、親になる皆さんにも幸せになってほしいと思います。

血のつながりを超えるところの、「愛でつながる家族作り」のお手伝いをこれからも心を込めてやらせていただこうと思っています。

【資料】

白百合心理・ 社会福祉研究所の沿革

青木紀久代*

研究所の立ち上げ

白百合心理・社会福祉研究所（以下、「研究所」とする）は、当時「真生会社会福祉研究所」として、1977年（昭和52年）に設立された。社会福祉法人真生会の設立から9年後のことである。それまで社会福祉行政の水準の脆弱さに問題意識を持っていた宮寄晉氏が、柏原及也氏、両角良彦氏に相談し、前文部次官天城勲の助言を得て創設された。しかしながら、当時は社会福祉学という学問分野がなく、社会福祉に精通していた副田義也氏の協力を仰いだが、一度は断られた。その後熱心な説得により、「社会行政」を研究テーマにすることで賛同を得、天城氏の提案で「子どもの発育と環境」が加えられ、研究所の主要な研究課題が定まった。こうして立ち上がった研究所の最初の運営委員は、委員長天城勲をはじめ、東洋、柏原及也、両角良彦、柏木恵子、副田義也、宮寄晉の7名であった。

研究所の方針として、次の四つが掲げられた。「1. 社会福祉に関する基礎的研究調査を行う。これによって社会福祉政策及び、実践の改善向

上に貢献し、福祉社会、福祉国家としての進歩に資する。」「2. 社会福祉の基本的問題を、実践活動との関連において研究する。即ち人間の生活条件である経済面、政策面の問題もこれだけを単独に採り上げることなく、人間の尊厳と“誇りある生き方”に関わる倫理問題、家庭問題、教育問題、人間関係の問題との関連のもとに考察する。」「3. 研究成果はこれを実践活動に結びつける。即ち学問としての研究に止めず、実践家の参考資料として供する。」「4. 研究方法として、理想主義、科学主義、学際主義を志向する。」の四つである。元々の宮寄氏の社会福祉行政の水準に対する問題意識や福祉の精神が反映されていることが窺える。また、机上の空論に終わらない、今日の前の困難に向き合う人々の生活をより豊かにするための支援の方針を生み出すという実践的な目的を持っている点は、研究所の特徴だと言えるだろう。この方針のもと、低予算ながらも多くの研究を網羅し、定期的に発行されてきた機関誌が『母子研究』であった。

『母子研究』は、研究所発足の翌年1978年（昭和53年）から、2002年（平成14年）に最終

* 白百合心理・社会福祉研究所

表1 研究所の歩み

年代	主な出来事
1977年 昭和52年	真生会社会福祉研究所が設立され、研究事業が開始される。
1978年 昭和53年	『母子研究』創刊。
1981年 昭和56年	委員長に天城勲理事、東洋理事が就任。研究員に吉田恭爾が着任。
1982年 昭和57年	「家族関係と家族政策に関する研究」を刊行。
1985年 昭和60年	研究所が4部門に拡大される。
1986年 昭和61年	第1研究会、第2研究会が開催される。
1999年 平成11年	『母子研究』発刊20周年。記念として、心理学編、社会学編合同で「社会と家族の心理学」を刊行。
2000年 平成12年	記念誌「激動する社会と家族」「現代社会と家族政策を実施」を発刊。
2002年 平成14年	『母子研究』終刊号発刊。
2019年 令和1年	「白百合心理・社会福祉研究所」に名称変更され、再始動する。HPが開設される。白百合心理相談室開室。
2020年 令和2年	新型コロナウイルス感染症の啓発パンフレットを発刊。 『COVID-19 地域の子育て支援に生かす親と子の心のケア』 『新型コロナウイルス感染症と保育園の生活（乳児用）～心の健康とケア～』 『新型コロナウイルス感染症と保育園の生活（幼児用）～心の健康とケア～』 講師 Kazuko Behrens氏、近藤清美氏を招き、Adult Attachment Interviewの国際研修会を開催。
2021年 令和3年	アタッチメント理論に関する大著の定期講読会「アタッチメント理論を勉強する会」の開始。
2024年 令和6年	『子どもの福祉と心理』と改称し、学術誌『母子研究』を再興。

号を刊行するまでの24年間、ほぼ毎年発行された。休刊されている年も、「家族関係と家族政策に関する研究」の刊行、研究所の体制の拡張等、研究活動とそれを支える運営は絶え間なく行われていた。そして、それらの活動は、発足から約10年後、学界で注目されるまでに至った。後に柏原氏は、研究所設立により社会福祉学という新たな学問分野が生み出され定着し、若手研究員の活躍をはじめ学会に大きな貢献をしていたことを報告している。日本の母子福祉、児童福祉、社会福祉の研究を、研究所が支えたのである。

研究所の再興

一度はその活動に終止符を打った研究所であったが、令和元年4月、その年の理事会で名称を「白百合心理・社会福祉研究所」に改め、

青木紀久代が研究所所長として中心となって研究所を再興した。「真生会社会福祉研究所」の理念を継承し、児童福祉に資する理論的、実践的研究を行い、実践に還元する活動を展開していくことを目指していた。運営委員会は、飯長喜一郎、近藤清美、繁多進、増沢高、松原康雄、山本政人、そして所長の青木紀久代の全7名で再スタートを切った。

ところが、再興から1年経たずして、世界は新型コロナウイルス感染症のパンデミックに見舞われることとなった。当然研究所の活動も大きな打撃を受け、様々な活動が制限されるだけでなく、実践現場への具体的な対応を講じる必要があった。生活様式が一変する中、それらが子どもたちの生活に与える影響も当然出てくる。実務家が子どもたちの関わりの中でそれらの影響に思いを馳せ、ケアできるよう、子育て広場、

保育所それぞれに向けた新型コロナウイルス感染症対策下における啓発パンフレットを作成した。このパンフレットは日本心理臨床学会にも取り上げられ、未曾有の事態にも研究所の目的に基づく迅速な対応を行った。

研究所の研究活動の要は、アタッチメント形成支援に掛かる縦断的観察研究である。かつて施設養育は、海外の劣悪な環境下での研究知見の影響を受け、謂れのない評価を受けていたことがある。法人として乳児院を持つ身として、協力乳児院と共に、日本の乳児院で育つ子どもたちのウェルビーイングに資する最たる指標としてアタッチメント形成を取り上げ、その様相を調査し、子どもたちに関わる養育者に調査結果を還元してきた。これらの実績をもとに、実務家が生かせるアタッチメントに関する知識の普及活動として、アタッチメントに関する研修会も主催してきた。新型コロナウイルス感染症

下においても、オンラインシステムを駆使して海外研究者を講師に迎え、2020年度に Adult Attachment Interview の研修会を開催した。また2021年度には、アタッチメント理論に関する大著の講読会をオンライン開催するに至った。こうして、少しずつではあるが、実践家が生かせる研修会の開催により、理論と実践との橋渡しを行ってきた。

さらに、新型コロナウイルス感染症の影響により計画が大幅に遅延することとなったが、この度ようやく、本著『子どもの福祉と心理』の再興がかなった。かつて学術的な発展や日本の社会福祉にも貢献した『母子研究』であったが、『子どもの福祉と心理』への改称を経て、再びの定期発行が開始された。休刊となるまでの『母子研究』の目次は、次項資料を参照されたい。

「母子研究」 総目次

(1978年No.1～2002年No.22)

No. 1 1978年2月

◆ 論文

母子福祉政策の構成と動向	樽川典子	1
交通遺児家庭の母親の職業	牧園清子	18
イギリスにおけるワンペアレント・ファミリー研究の動向	京極高宣	41
母子家庭の子どもの発達に関する基礎的研究－研究の方法－	柏木恵子	55
母子家庭の母親の教育観－一般家庭の母親との比較－	第二研究委員会	73
日米の母親のしつけ方略とその心理学的意味	柏木恵子・東洋	80
子どもの発達における父親の役割－問題点と心理学的研究－	柏木恵子	93

小特集・母子寮論の最近の動向

母子寮の現状と将来像	副田義也・吉田恭爾	111
戦後にみる母子寮の歩みと課題(1)－昭和20年から40年まで－	林千代	126
あるべき母子寮の性格と機能－母の家への民主的更生－	京極高宣	139
母子寮論の最近の動向	副田義也	144

◆ 資料

ラム、M. E. 編 1976 ジョン・ワイリー 「子どもの発達における父親の役割」要約紹介	宮本美沙子	153
---	-------	-----

◆ 調査の感想

笑い話の出る雰囲気	岡田守弘	166
不確定性の世界	宮前理	167
瞳の輝き	林洋一	168
母親として女として	鈴木乙史	170
シンデレラとガラスの靴	清水弘司	172
母子寮に思う	滝本孝雄	173
母と子の絆	繁多進	175

No. 2 1979年2月

◆ 論文

母子寮の母子家庭調査の意義	依田明	1
因果帰属と無力観の問題をめぐって	宮本美沙子	6
寡婦調査(労働省婦人少年局)にみる母子家庭の母親の問題	柏木恵子	11

母親の母性意識について—一般の母親と母子寮の母親との比較を通して—	柏木恵子	22
母子寮と収容施設—母子分離と母子密着をめぐって—	繁多 進	34
母子世帯の家計	吉田恭爾	39
養護問題発生の諸要因	樽川典子	73
アメリカ母親扶助法成立史論	古川孝順	87
小特集・母子寮の展開		
母子寮利用者の適応タイプ—方法論上のひとつの試み—	副田あけみ	103
母子寮利用者の形成過程	牧園清子	119
母子寮入寮世帯の質的变化	藤崎宏子	137
戦後にみる母子寮の歩みと課題（Ⅱ）—昭和41年から51年まで—	林 千代	149
◆ 書評論文		
婦人問題としての母子保健・母子福祉 —一番ヶ瀬康子編集・解説『日本婦人問題資料集成・第六巻 保健・福祉』—	福川みはる	166
◆ 資 料		
あるべき母子寮の姿（案）—全母協特別研究委員会報告—	全国母子寮協議会特別 研究委員会	171
◆ 書 評		
飯島益美編『小さな貝の家—ある母子寮の記録—』	後藤康子	191

No. 3 1980年3月

◆ 論 文		
母子寮における価値意識の葛藤	牧園清子	1
重度後遺症者家庭の生活問題	副田あけみ	13
高校生の母子関係を規定する要因の分析—子の認知を基礎として—	長津美代子	28
交通遺児家庭の生活構造と生活問題	副田義也	39
第1特集・母子福祉資金貸付制度の諸問題		
母子福祉資金貸付制度の歴史と現状	寺町洋子	65
母子福祉資金借受世帯の生活の実態—自営業開業への過程を中心として—	山田 等	88
母子福祉資金借受世帯にみる資金貸付の効果	藤崎宏子	104
第2特集・保育所政策の諸問題		
保育需要と保育所政策の動向	樽川典子	120
保育問題について—対象規定をめぐって—	本間真宏	137
「保育に欠ける」の実態分析	民秋 言	143
保育需要と保育施設の多様化について	小林捷哉	154
健全な性格形成と親子関係	依田 明	161
母子寮における母と子の問題	滝本孝雄	167
親の養育態度と子のやる気の育成	宮本美沙子	171

母子家庭の子どもの精神発達に関する雑誌文献の検索	岡田守弘	181
現代の母性意識－世代による変遷及び母親の職業との関連を中心に－	柏木恵子	188
◆ 書評論文		
子育ての社会史論－坂田澄著『江戸時代の保育と教育の構想－先覚者の生涯とその思想－』－	野島正也	208

No. 4 1981年2月

◆ 論文

親の養育態度研究の諸問題	宮本美沙子	1
保育園児及び家庭児におけるアタッチメントの発達	繁多 進・荒巻万友美 林 睦子・早野里美	9
母子世帯の母親の職業と労働条件	吉田恭爾	25
交通遺児世帯の家計	山田 等	52
高等学校生徒の中途退学理由－「交通遺児の中途退学者調査」の結果から－	副田あけみ	67
父子世帯と父子問題	岡本多喜子	83

小特集・児童養護の諸問題

養護児童の反社会的行動と神経性習癖	岩崎美智子	102
養護児童のIQと遊びの能力	後藤康子	115
養育家庭制度の諸課題とその展望	吉沢英子	123
母子寮への措置について	浜中浄司	128

◆ 調査報告

「しつけ」の担当者－山形県金山町の事例－	民秋 言	133
----------------------	------	-----

◆ 研究ノート

地域における児童福祉のシステム化	副田義也	149
------------------	------	-----

◆ 書評

ワンペアレント・ファミリー自助団体の国際比較について	京極高宣	165
----------------------------	------	-----

No. 5 1982年11月

◆ 論文

特集・母子福祉資金貸付制度の諸問題

はじめに	副田義也	1
母子福祉資金貸付の歴史	樽川典子	5
事業開始資金・事業継続資金・技能習得資金－問題点と改善案－	藤崎宏子	28
母子福祉資金貸付制度運用の現状と問題点－貸付と償還－	石元洋子	42
沖縄の母子世帯に関する一考察	畠中宗一	54
児童福祉の運動システム	副田義也	75

家庭における子どものおもちゃ	石元洋子	92
面接交渉権に関連して	新田 慶	119
新生児期における個体的反応性と母子関係	古澤頼雄	128
発達初期の母子関係	南出江津子・三宅和夫	152
アタッチメントパターンの安定性—実験室的手法 (Strange Situation 法) による一歳時点と二歳時点での愛着行動の変化と安定性に関する研究—	繁多 進・上杉忠司 高部住宜・新倉涼子	161
言語的発達遅滞児の行動発達に及ぼす母親・教師の影響とその役割分化について	田島信元	175
子どもの原因帰属と母親の原因帰属との関係について	宮本美沙子	188
働く母親の母子関係と子どもの自主性について	金子智栄子・斉藤浩子 青柳 肇	204
親のしつけ研究からティーチング・スタイル研究への発展 —主要研究概観と今後の問題—	渡辺恵子	212
子どもの発達環境としての女性、母親、家庭をめぐる現状と問題	柏木恵子	226
◆ 書評論文		
児童福祉への歴史的接近—古川孝順著『子どもの権利 イギリス・アメリカ・日本の福祉政策史から』—	岡本多喜子	246
◆ 資 料		
単身家庭の生活問題と福祉対策	副田義也・古田共爾	252
交通遺児の生活と意識—事例調査	野島正也・樽川典子 藤村正之	280

No. 6 1985年3月

◆ 研究委員会報告

第1研究委員会報告 (1) 転機にたつ児童福祉	副田義也	1
第1研究委員会報告 (2) 児童福祉と老人福祉—沖縄と東京の比較—	畠中宗一	6
第2研究委員会報告 昭和59年度研究概要	第2研究委員会	11
第3研究委員会報告 崩壊家族の臨床的研究—家族の崩壊と子どもの精神健康—	土居健郎・鈴木浩二 田頭寿子・石川 元	17
第4研究委員会報告 昭和59年度研究概要	第4研究委員会	21

◆ 論 文

共働き・非共働き世帯の子供の保育環境—保育政策との関連を中心にして—	畠中宗一	22
新入園児の適応プロセスと父母性意識	青柳 肇・矢澤圭介 高野隆一・細田一秋	30
乳幼児の愛着の発達—洞察力と愛着との関連から—	繁多 進・新倉涼子 竹島みどり	39
自閉症児の母親の障害受容と人格変容過程に関する研究 (その1) —自閉症児の母親の特徴—	鈴木乙史・江本美也子	48
登校拒否家族へのアプローチ III —TAT 物語作成法による母子相互交渉過程の分析—	堀之内高久	55

韓国の都市貧困層に対する社会福祉政策—特に、生活保護を中心として—	権 哲賢	72
厚生省と自由民主党社会部会 —組織内勢力と役職経歴との連関・その若干の考察—	藤村正之	86
日本における血液事業と献血行動	樽川典子	93
◆ 講演記録		
人生の意味について	今道友信	108

No. 7 1986年3月

◆ 講演

意欲の条件	東 洋	1
-------	-----	---

◆ 論文

想像のお話づくりの発達と教示の効果	田島啓子	12
幼児期、児童期初期のLocus of Controlの発達およびLocus of Controlと依存性の関係について	福田孝子	23
達成動機・親和動機の育成に関する親の養育態度について	青柳 肇・宮本美沙子 福田孝子	30
母親の母性と子どものアタッチメントの発達	繁多 進・松下美貴子	44
自閉症児の母親の障害受容と人格変容過程に関する研究（その2） —ケース分析を中心として—	鈴木乙史・江本美也子	58
沖縄の母子世帯に関する基礎的研究（V） —基地周辺・非基地周辺地域の分析を中心にして—	畠中宗一	68
非行少年家庭における母子関係形成に関する実証的研究	萩原康生	79
養護問題とその家族的背景—沖縄県における—	岩崎美智子	96

◆ 書評ノート

『世界子どもの歴史 11・現代』副田義也著、第一法規 1986年、270p.	野島正也	110
--	------	-----

No. 8 1987年8月

◆ 論文

子どもの理解過程に及ぼす社会的相互交渉の効果—父母子関係の観点から—	上村佳世子・田島信元	1
ファンタジー創作における子ども同士の協同作話経験の効果	田島啓子	22
幼児の達成行動に及ぼす親の養育態度	青柳 肇	34
青年期における両親に対する態度とその人格特性との関連について	瀧本孝雄	43
暴力をふるう帰国子女登校拒否児への家族療法—家族療法家の言語的働きかけについてのセルフ・スーパービジョンを含めて—	堀之内高久	57
漂流する父親—非行少年をもつ父子家庭の父親に関する実証的研究—	萩原康生	67
「わがまま」という制度—E.ゴッフマンの視角から—	石田佐恵子	87
グループ・ホームまたは社会的養護の一形態	岡本多喜子	97
社会的養護論の諸命題	岩崎美智子	110

◆ 書評ノート

- 『生活問題と社会福祉』吉田共爾著、故吉田共爾氏遺稿論集刊行会、石元洋子 124
1986年、174p.

◆ 講演

- 社会福祉改革の視点と方向 仲村優一 129

No. 9 1988年8月

◆ 論文

- 出産と育児の社会学—産院の育児指導と母親の育児行動— 石元洋子 1
少女マンガにおける「文体」の意味 石田佐恵子 29
老年期の母—Hさんの事例とともに— 中山慎吾 43
幼児の達成課題における成功失敗体験と原因帰属の様式 青柳 肇・強矢秀夫 67
社会的相互交渉における子どもの情報獲得過程 上村佳世子・田島信元 76
児童の父親像が自己像および対人関係適応に及ぼす影帯 鈴木乙史・橋口有子 87
児童期における友人関係の分析—自己開示を中心として— 林 洋一・榎本博明 98
鈴木 貢
地域社会と子どもの発達 大石 昂 104
分裂病「N子」の精神療法—患者・治療者双方の芝居性とその舞台裏について— 宮前 理 110

◆ 講演

- 母子関係の心理学 依田 明 119

No. 10 1990年3月

◆ 論文

- 展望：「親子関係と子どもの発達」 田島信元・上村佳世子 1
西澤弘行・山崎浩一
大場説子
母子家庭の心理学的研究—その問題点と今後の展望— 鈴木乙史 31
アタッチメント研究の展望 繁多 進 41
保育形態と幼児の達成行動・親和行動 青柳 肇 65
青年の家族イメージ 林 洋一・鈴木 貢 72
青少年のボランティア意識—「ボランティア」の意味とイメージ— 石元洋子 79
高校生の恋愛感情についての一考察—人格形成との関連に注目して— 中山慎吾 92
保育行政の展開と変容—1970年以降の国の保育行政をめぐって— 萩原康生 108
障害者家庭の諸問題とその援助 山本孝史 115
暴走族青少年のアイデンティティ形成 嶋根克己 123

No. 11 1991年7月

◆ 論文

被保護母子世帯の依存性と自立性	樽川典子	1
施設内文化の研究—二つの悪循環過程の例示とその意味の考察—	樫田美雄	12
社会福祉実践における集合的理想—糸賀一雄と近江学園草創期—	中山慎吾	28
家族と社会—日本社会学史における— (1)	韓榮恵	42
本来性と道徳—人間存在の階層の枠組みによってとらえた従来の心理学の特徴と物語の道徳—	田村俊輔	53
自己実現傾向測定尺度の検討	林 洋一・鈴木 貢 榎本博明	69
障害児のアタッチメントの発達—自閉症児を中心にして—	繁多 進	77
心理臨床ケースに対する家族療法の視点とその概要—登校拒否ケースを通して—	堀之内高久・阿部裕子	86

No. 12 1992年5月

◆ 論文

乳幼児の自己認知の発達	大場説子	1
幼児の性格形成と母子関係—横浜・上海比較研究序報—	依田 明・三井えい子	13
母子関係における母親の片思いと代償満足について	東 安子	24
幼児の内発的動機づけに及ぼす感情導入と母親の養育態度の効果	青柳 肇・石坂浩美	29
帰国児童の母子関係—集団志向性をめぐって—	塘利枝子	39
親離れに及ぼす身体的成熟の影響	清水弘司	57
障害児の親子関係について	大石 昂・灘 幸代	67
境界例の心理療法—逆転移から「面接時間内回想法」の試みまで—	宮前 理	72

No. 13 1992年5月

◆ 論文

発展途上国における児童労働の実態・要因・対策	河合淳子	1
中国の都市における一人っ子を溺愛している親たち—「一人っ子政策」を背景として—	鍾 家新	36
子育て期の女性における子どもと子育ての意味	丁 賢芽	44
被保護傷病・障害者世帯の自立過程	中山慎吾	64
育児と文化—『菊と刀』第12章「子どもは学ぶ」の注解—	副田義也	80
学校教員による児童福祉分野への情報提供について (質問 副田義也 報告 市川須美子)	市川須美子	89

No. 14 1993年3月

◆ 論文

乳幼児をもつ親の子育て学習－横浜市の実態の検討－	橋本ミチ子・柏木恵子	1
幼児の達成場面における成功期待－社会的（主観的）フィードバックと客観的フィードバックを与えた場合－	青柳 肇	18
過去および現在の母親との関係に関する感情傾向 －認識と対人関係、親和欲求との関連－	久保田まり	22
自己実現傾向測定尺度の検討（II）	林 洋一・鈴木 貢 榎本博明	33
境界例治療で生じた「危険な」逆転移体験をふりかえって－治療関係に持ちこまれた「特殊な母子関係」から学んだこと－	宮前 理	42
統合的心理治療の目的と具体的展開	堀之内高久	48
両親の離婚と少年非行	井村たかね	58

No. 15 1994年3月

◆ 論文

子どもの不幸、人権、福祉	副田義也	1
学習塾の社会学	竹中 直	5
悲哀の仕事－家族との死別に際して－	岩崎美智子	39
悲哀感情の社会学的理解・序説－災害遺児家庭の母親たちの死別経験から－	藤村正之	56
音楽大学生のライフヒストリー研究	中山慎吾	74
年金制度にみる女性観の変遷	村上貴美子	107

◆ 活動記録

チェルノブイリの子どもたちの「保養里親運動」－地域における母親と子どもたちの活動	副田あけみ・大井敏子	122
--	------------	-----

◆ 書 評

「福祉国家の危機」の理論と現実－『転換期の福祉国家』読後感－	鍾 家新	134
--------------------------------	------	-----

No. 16 1995年3月

◆ 論文

相互主観性としての母子相互作用モデルの検討	田島信元・上村佳世子	1
母子関係と仲間関係との関連－2歳児の実験室研究を通して－	繁多 進・野本智子・松沢正子 Carolus Vereijken・近藤清美	10
母親の自己に対する評価・感情と子どもを受容する態度について	池上雅子	20
現代の母親の悩みとその背景	松本由里	32
専業主婦における子どもの位置と生活感情	永久ひさ子	50
家庭における父親の存在感II－父権回復は父親の存在感を高めるか？－	大野祥子	58
日米育児雑誌投書の比較から見た母親の育児態度	柿沼美紀	72

教科書に反映された親の育児観	塘利枝子	79
パソコン教育に対する親の意識	小泉裕子・豊福晋平	90
障害児を持つ親の心理的葛藤と子どもの発達	大石 昂・吉村裕美子	104
学校教育と子どものこころの健康 (1)	林 洋一	111
女子大学生の自我同一性と対人関係	藤巻あゆみ	117
〈症例研究〉分裂病者の夢の分析 「母親像」と「女性像」の変容過程からみた「再生への胎動」	宮前 理	126

No. 17 1996年3月

◆ 論文

震災遺児家庭の体験と実態	副田義也	1
がん告知と家族	加藤朋江	7
〈食〉と〈母〉と〈女〉をめぐる一考察—ペルー文化を中心に— 障害者はいつ〈障害者〉になるのか	山脇千賀子	18
東京ラブストーリーから見た現実像—テレビの現実構成への評価—	飯泉陽子	30
学習塾の社会学—学校の外で学ぶ子どもたち—	パイロート コンタウィー サク	40
自損事故保険の社会学・序論	竹中 直	51
福祉国家の危機と新保守主義への再編	樫田美雄	63
	下 在寛	74

◆ 書評セッション

副田義也著『生活保護制度の社会史』	副田あけみ・星野信也 田多英範・村上貴美子 藤村正之・森岡清美 小林良二・山脇千賀子 樫田美雄・岡本多喜子 嶋根克己・黄 順姫 袖井孝子・園田恭一 副田義也	85
-------------------	---	----

No. 18 1997年3月

◆ 論文

保育園での幼児のトラブルに関する研究—母親の養育態度や社会性の発達との関連性—	金子智栄子・吉田公子 倉橋宏子・滋野志津子	1
児童の達成動機とソーシャルサポート (自己知覚、親評定)	森 和代	9
青年から大人への移行—アメリカにおける青年の分離・個体化研究の展望—	鈴木乙史	15
青年期から成人期にわたる父母との心理的関係	渡辺恵子	23
育児中の母親の自己肯定感と育児負担感について	小林美登	32
仕事と家庭の多重役割が心理的側面に及ぼす影響	小泉智恵	42
子どもとの関わりと父親の発達—都市部と郡部の地域差の検討—	福丸由佳	60

幼少期の被虐待経験がその後に及ぼす影響	繁多 進	69
いじめ問題解決のためのいくつかの工夫	堀之内高久	80

No. 19 1998年3月

◆ 論文

震災体験と物語	副田義也	3
震災体験と家族の受容過程－事例調査を通して－	遠藤恵子	8
患者と医療のあいだに立って－医療にたいする満足感の形成過程－	時岡 新	19
看病と死別の物語－ガンで亡くなったある中年女性の死をめぐる－	株本千鶴	35
母子被保護世帯における子どもの進学－世帯内修学と世帯分離	牧園清子	63

小特集・絵本のなかの子どもたち、老人たち

絵本の世界へ	樽川典子	73
昔話のなかの子どもたち、老人たち	樽川典子・追田典子 大沼好子・小林真由美 佐々木佳子・芳担美重子 仲西ひろみ・鈴木招代	76
創作絵本のなかの子どもたち、老人たち	追田典子・大沼好子 小林真由美・佐々木佳子 芳担美重子・仲西ひろみ 鈴木招代	87

◆ 書評セッション

副田義也著『教育勅語の社会史』	樽川典子・嶋根克己・ 黄 順姫・藤村正之・ 副田義也・小高良友・ 鍾 家新・石田佐恵子	98
-----------------	--	----

No. 20 2000年3月

◆ 論文

自死遺児について	副田義也	1
保健医療サービス利用の遅延に関連する要因－母乳育児における桶谷式 乳房マッサージの利用事例－	中山慎吾	10
夢・支え・勲章－「障害者の子育て」にたいする理解の諸相－	時岡 新	23
「月経」指導と調査の近代	加藤朋江	51
失業・貧困・欠食－韓国における欠食児童の再発見－	株本千鶴	61
内務官僚と婦人公民法案－昭和初期政府案への展開と挫折－	遠藤恵子	81
ジャンル分化論における女性文化の可能性	川島知子	95

◆ 書評

藤村正之著『福祉国家の再編成』－「分権化」と「民営化」をめぐる日本の動態』－	鍾 家新	103
--	------	-----

◆ 書評セッション

牧園清子著『家族政策としての生活保護－生活保護制度における世帯分離の研究』	土田武史・菅沼 隆 牧園清子・田多英範 清水浩一・北場 勉 副田義也・鍾 家新 副田あけみ・清水英彦	106
---------------------------------------	--	-----

No. 21 2001年3月

◆ 論文

「親になること」の学習と教育－保健所の「両親学級」に関する調査を通して－	堀口美智子	1
女性にとっての子どもの価値－産む産まないの選択－	谷川賀苗・柏木恵子	16
乳幼児に対する母親の感情と行動	繁多 進・菅野幸恵・ 白坂香弥・真栄城和美	28
子育て中の母親にとって「よその親子」はどのような存在か－イヤな子に対する説明の様式から－	菅野幸恵	37
母子コミュニケーションにおける母親の代弁－1歳児への代弁の状況と発話形態の関連－	岡本依子	46
母親の語りに見られる地域差の検討	柿沼美紀	56
乳幼児期の保育と愛着理論：子どものより良い発達を求めて	数井みゆき	62
きょうだい間の養育態度の差異－小学生の認知－	丸橋亮子・岡部美和・ 平井誠子・片山有香 里・上出晴奈	80
小学校1年生の教室行動適応過程における討論活動の意味と貢献：協同行為の中の学習	田島信元・上村佳世 子・山崎浩一・若尾良 徳・亀井美弥子	87
中学生の学業達成目標とアタッチメントの関連について－“アタッチメント-探索”の視点から－	松岡陽子・青柳 肇・ 斎藤富由起	97
スポーツのモチベーションに及ぼす母親と父親の支援	梅崎高行・青柳 肇	105
自尊心の測定に関する一方法論的検討－ローゼンバーグ尺度のネガティブ項目逆転処理の問題－	渡邊恵子・草野いづみ	111
トラウマ・セラピーの有効ないくつかの方法について	堀之内高久	119

No. 22 2002年3月

◆ 論文

「末亡人」の誕生	樽川典子	1
自死遺児について・再考	副田義也	21
現代の子育てと育児ネットワーク	杉野裕子	38
介助者という他人について－ある「自立生活」の経験から－	時岡 新	54
選挙粛正運動における女性の政治参加	遠藤恵子	73

オーストラリアで福祉を学ぶー海外研修引率者の視点からー	加藤朋江	94
◆ 書 評		
村上貴美子著『戦後所得補償制度の検証』	北場 勉	109
部落解放・人権研究所編『部落の21家族ーライフヒストリーからみる生活の変化と課題ー』	時岡 新	112
副田義也（編著）『死の社会学』	石田佐恵子	115
副田義也・樽川典子編『現代家族と家族政策』	牧園清子	118
◆ 総目次（No. 1-No. 21）		121

投稿規程

1. 本誌は人々の福祉に資する心理・社会・福祉学分野の未発表の原著、事例報告、総説、資料などを掲載する。
2. 投稿にあたっては、研究倫理に十分配慮した研究であること。関係機関に倫理委員会がある場合は、その了承を得ていること。さらに、これら倫理面への配慮について論文中に明記すること。多重投稿は認めない。
3. 原稿はA4判を用い、1ページあたり40字×40行とし、10.5ポイントサイズの文字を使用する。余白は標準の形式を用いる。原稿は縦置き・横書きで、原則として常用漢字・新仮名遣いを用い、数字は算用数字を用いる。読点は「、」、句点は「。」とする。原稿には、通しページをつけること。
4. 原稿には表題、氏名、所属を記し、それぞれに英文を付す。すべての研究に、英文抄録（120 words 以内、native speaker による校閲済みのもの）と、英語のKey words（3-5 個以内）を付ける。枚数は、図表を含めて原著論文や事例報告は30枚以内（12,000字）、総説及び資料は20枚以内（8,000字）とする。なお、図表はそれぞれを1点400字換算とする。
5. 外国人の人名、専門用語は各学会統一用語に従って邦語を用い、必要な場合は（ ）内に原語を記載する。
6. 文献は本文中に引用されたものを挙げ、次のように記載する。文献は本文末に著者名をアルファベット順に記載し、番号はつけない。同一著者の場合は、発表年順に記載する。本文中に引用する際には、筆頭著者名と発表年号を記載する。筆者が複数の場合には、3名までは全員記載し、それ以上の共著の場合は、筆頭著者名の後に“ら”または“et al.”とする。引用文献リストには著者名全員を記載する。邦文雑誌は正式名称を記載し、欧文雑誌の省略はIndex Medicusに準拠すること。雑誌の場合は、著者名（発行年）、論文題名、雑誌名、巻、号、初めの頁-終わりの頁の順に記載する。書籍の場合は、著者名（発行年）、題名、編集者名、書名、pp.初めの頁-終わりの頁、発行地、発行社名とする。英論文の場合も、前述に準拠する。同一著者で、発行年の複数の論文を引用する場合は、発行年の後にa、bなどをつけて区別する。なおWeb頁を引用する場合、著者名（公開年）、Web頁の題名、Webサイトの名称、入手先URL、（参考日付）とする。

（記載例）

Aoki, K., Baba, R., & Mikami, K. (2000). Tuning behavior of the mothers and the development of the children. *Infant Mental Health Journal*, 21, 238.

繁多進 (1988). 母子関係研究の展望. *心理学評論*, 31, 1, 4-19.

Kondo-Ikemura, K., Behrens, K. Y., Umemura, T., & Nakano, S. (2018). Japanese mothers' prebirth Adult Attachment Interview predicts their infants' response to the Strange Situation Procedure: The strange situa-

tion in Japan revisited three decades later. *Developmental Psychology*, 54 (11), 2007–2015.

厚生労働省 (2017). 新しい社会的養育ビジョン <https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-11901000-Koy-oukintoujidoukateikyoku-Soumuka/0000173888.pdf> (閲覧日: 2018.5.30).

松原康雄 (2017). 児童福祉法改正に至る議論と法改正の意義, 今後の課題 (特集 児童福祉法改正と社会的養護の明日)-(児童福祉法改正の到達点). *世界の児童と母性*, 82, 2-5.

Stern, D. (1985). *The Interpersonal World of the Infant*. London, Routledge.

7. 原稿の採否は編集委員会で決定する。必要に応じ加筆, 訂正などを求めることがある。
8. 掲載後の原稿は, 原則として返却しない。
9. 原稿は, 白百合心理・社会福祉研究所のメールアドレス (spsi@shinsei-kai.org) 宛に, 添付して事務局に送付すること。原稿は, Word形式とPDF形式の2種類を添付すること。その際, 件名は「論文投稿の依頼」とし, 氏名, 所属を記載すること。
10. 本誌に掲載された論文などの著作権は, 白百合心理・社会福祉研究所に属し, 本誌の一部ないし全部の転載及びデータベースへの取り込みについての許諾権は白百合心理・社会福祉研究所に帰属するものとする。

子どもの福祉と心理 第1巻

2024年3月31日発行

編集 白百合心理・社会福祉研究所「子どもの福祉と心理」編集委員会

発行 社会福祉法人 真生会 理事長 青木紀久代

〒245-0013 神奈川県横浜市泉区中田東 1-41-3

TEL: 045-803-0398 FAX: 045-802-8352

製作 福村出版 株式会社

〒104-0045 東京都中央区築地4丁目12番2号

電話: 03-6278-8508

Contents

◆ Foreword Kikuyo AOKI	1
◆ Preface With best wishes for the “Journal of child welfare and psychology” publication. Susumu HANTA	2
◆ Special Issue Tripartite Talks All roads lead to the welfare of mother and child. Mikiko YAMAZAKI, Yasuo MATSUBARA, Kikuyo AOKI	10
◆ Research Article Barnardo’s Perspective on the Foster Care Spectrum Ai ANDO	28
Infant’s Attachment in Residential Care and Its Assessment Kiyomi KONDO-IKEMURA	39
The development children in Japanese infant home: The influence of hospitalization during attachment formation Moe ASADA	48
The Right to Know of DI Conceived People Yukari SEMBA	60
◆ Practice Report Blood Ties and Family Miharu WATANABE	69
◆ Appendix History of Shirayuri Research Institute for Psychology and Social Work Kikuyo AOKI	77
Contents of “Journal of mother and child studies”	80